

\_\_\_\_\_ 殿

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_ 国税局長 [印]

### 所得税・消費税の納税地指定通知書

所得税法（昭和40年法律第33号）第18条及び消費税法（昭和63年法律第108号）第23条の規定により、下記のとおりあなたの所得税・消費税の納税地として指定したので通知します。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する事務は、指定納税地を所轄する \_\_\_\_\_ 税務署長が行うこととなりますから、所得税及び消費税の申告書、諸届出書等は同税務署長に提出してください。

#### 記

指定納税地 \_\_\_\_\_

処分の理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 所得税・消費税の納税地指定通知書

### 1 作成目的

この通知書は、局長が所法第18条及び消法第23条の規定により、所得税・消費税の納税地の指定又は既に指定した納税地の指定替えを行う場合に、その旨を当該納税者に通知するために作成する。

### 2 記載要領等

指定する税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の、「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消する。

### 3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
国税局長 印

### 所得税・消費税の納税地指定解除通知書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付 \_\_\_\_第 \_\_\_\_号によるあなたの所得税・消費税の納税地の指定は、  
以下の理由により、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日以降これを解除しましたので通知します。

したがって、今後、あなたの所得税・消費税に関する一切の事務は、原則として、あなたの住  
所地を所轄する税務署長が行うこととなります。

処分の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## 所得税・消費税の納税地指定解除通知書

### 1 作成目的

この通知書は、局長が所法第 18 条及び消法第 23 条の規定により、所得税・消費税の納税地の指定の解除を行う場合に、その旨を当該納税者に通知するために作成する。

### 2 記載要領等

指定を解除する税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の、「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消する。



# 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長

年 月 日 提出

住所	(〒 - )	個人番号				
フリガナ氏名		職業		電話番号		

年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年 月 日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等		
添付した書類		

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

		申告し又は処分の通知を受けた額	請求額			申告し又は処分の通知を受けた額	請求額
		円	円			円	円
総合課税の所得金額				税額	⑭ に対する金額		
					⑮ に対する金額		
					⑯ に対する金額		
					計		
合計	①			配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除			
	※ ②			政党等寄附金等特別控除			
※ ③				住宅耐震改修特別控除等			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ④			差引所得税額			
	生命保険料控除 ⑤			災害減免額			
	地震保険料控除 ⑥			再差引所得税額 (基準所得税額)			
	寡婦・ひとり親、勤労学生、障害者控除 ⑦			復興特別所得税額			
	配偶者(特別)控除 ⑧	人	人	所得税及び復興特別所得税の額			
	扶養控除 ⑨			外国税額控除等			
	④から⑨までの計 ⑩			源泉徴収税額			
	雑損医療費(特例)控除 ⑪			申告納税額			
	寄附金控除 ⑫			予定納税額 (第1期分・第2期分)			
	合計 ⑬			第3期分の税額			
課税所得される額	① に対する金額 ⑭			納める税金			
	② に対する金額 ⑮			還付される税金			
	③ に対する金額 ⑯			申告加算税			
				加算税			
				重加算税			

赤字の場合は0と書いてください。  
黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください。

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	貯金口座の記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)
	預金 口座番号 _____	

(署税理士名 (電話番号))

千円未満の端数は切り捨ててください。

税務署欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )	一連番号
	年 月 日				<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

# 書 き 方

1 この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条から第153条の6までを準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。

2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。

3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。

4 この請求書の各欄は、次により記載してください。  
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。

(1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号（マイナンバー）を記載します。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

(2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「令和〇〇年分確定申告」、「令和〇〇年分決定通知」などと記載します。

(3) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。

(4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至

った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。

(5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。

(6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。

(7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限りま）への振込みをご利用ください。

（注）ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。

(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(2) 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

## 【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

### ○ 事業所得の金額について誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。
添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書

### ○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、〇〇病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年×月×日に〇〇病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）

### ○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

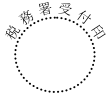
### ○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
----------------------------	--

※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。

### ○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	〇〇銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、〇〇銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書



# 令和3年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

\_\_\_\_ 税務署長  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

住所 <small>(又は事業所・事務所・居所など)</small>	(〒 _____ )	職業
フリガナ 氏名		電話番号

令和3年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円
予定納税額	第1期分	円
	第2期分	円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額(⑨の金額)」、「予定納税額(④⑩、④⑪の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由(該当する項目を○で囲んでください)。  
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他(業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 減額申請の具体的理由(例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください)。

- 添付書類の名称(申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください)。

- (1) \_\_\_\_\_ (3) \_\_\_\_\_  
 (2) \_\_\_\_\_ (4) \_\_\_\_\_

## 申告納税見積額等の計算書(書き方は裏面を参照してください。)

	申請金額
令和3年分の所得金額の見積額	円
営業等・農業	①
不動産	②
利子	③
配当	④
雑	⑤
総合譲渡・一時	⑥
合計(総合課税)	⑧
	⑨
	⑩
合計所得金額	⑪
所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	⑫
生命保険料控除	⑬
地震保険料控除	⑭
寡婦、ひとり親、 勤労学生、障害者	⑮
配偶者(特別)控除	⑯
扶養控除	⑰
基礎控除	⑱
雑損控除	⑲
医療費(特例)控除	⑳
寄附金控除	㉑
合計	㉒

	申請金額
課税される所得金額	円
⑧に対する額	㉓
⑨に対する額	㉔
⑩に対する額	㉕
税額	
上の㉓に対する税額	㉖
上の㉔に対する税額	㉗
上の㉕に対する税額	㉘
額合計	㉙
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉚
政党等寄附金等特別控除	㉛
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修 認定住宅新築等特別税額控除	㉜
差引所得税額(㉙-㉚-㉛-㉜-㉝) (赤字のときは0と書いてください。)	㉝
災害減免額、所得税に係る分配時調整 外国税相当額控除及び外国税額控除額	㉞
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㉟
再差引所得税額(㉝-㉞-㉟) (赤字のときは0と書いてください。)	㉟
㉟ × 2.1%	㉠
申告納税見積額(㉟+㉠) (15万円未満のときは0と書いてください。)	㉡
予定納税額	
第1期分	㉢
第2期分	㉣

ご注意  
 ◎この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。  
 ◎予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。  
 ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

(署) 税 理 士  
(電話番号) \_\_\_\_\_

裏面の1の(4)を記入してください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

百円未満の端数は切り捨ててください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日		0			

# 申告納税見積額等の計算書の書き方

## 1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和3年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。  
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『令和3年分予定納税について』の「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「⑨～⑪」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。

- イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
- ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
- ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」
- ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」
- ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得

……「上場株式等の分離配当等」

- ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」
- ト 山林所得……「山林」

⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

## 2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和3年分の控除額を見積もって書いてください。

## 3 「税額」㉔～㉙欄

- (1) 「上の㉔に対する税額」㉔欄……『令和3年分予定納税について』の「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- (2) 「上の㉕に対する税額」㉕欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得  
「上の㉖に対する税額」㉖欄 } がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉕の各種の金額)に対する税額を書きます。

- イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離短期譲渡の金額} \times 30\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。

- ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{課税分離長期譲渡の金額} \times 15\%$$

国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。

- ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{一般株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

- ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税譲渡等の金額} \times 15\%$$

- ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{上場株式等の課税分離配当等の金額} \times 15\%$$

- ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{先物取引の課税分離雑等の金額} \times 15\%$$

- ト 課税山林の金額に対する税額……『令和3年分予定納税について』の「令和3年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除、投資税額等の控除」⑳欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) 配当控除……「㉓の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、

- イ 1千万円以下の場合……「㉔の金額×10%」になります。

㉔の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。

- ロ 1千万円を超える場合……税務署にお尋ねください。

- (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉑欄、「政党等寄附金等特別控除」㉒欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉓欄……税務署にお尋ねください。

- 6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉔欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。

(注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉕欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。

$$\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$$

- 8 「予定納税額」㉖、㉗欄

- (1) 7月減額申請の場合

「第1期分」㉖欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉙の金額の3分の1  
「第2期分」㉗欄 } に当たる金額を書きます。

- (2) 11月減額申請の場合

「第1期分」㉖欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。  
「第2期分」㉗欄……{「申告納税見積額」㉙ - 「第1期分」㉖} ×  $\frac{1}{2}$  に当たる金額を書きます。

ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉙の金額の2分の1に当たる金額を書きます。

(注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額(㉙欄)については、復興特別所得税額相当額(所得税額の2.1%) (㉚欄)を含めて計算します。

- 申告納税見積額等の計算は、令和3年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。

この計算は、6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在で令和3年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。

- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。





# 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

税務署長 年 月 日提出	住所 <small>(又は事業所・事務所・居所など)</small>	職業
	フリガナ氏名	電話番号
	個人番号	

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

<b>還付請求金額</b> <small>(下の還付請求金額の計算書の②の金額)</small>	円
---	---

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由(該当する文字を○で囲んでください) 事業の { 廃止 休止 譲渡 相続 }	左の事実の生じた年月日 ・ 休 止 期 間 ・ ・	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有・無
純損失の金額を繰り戻す年分 <small>(純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)</small>	年分				

## 還付請求金額の計算書 ( )

○申告書と一緒に提出してください。  
(署 税 理 士 名 電話番号)

			金 額					金 額	
			円					円	
純損失の金額 年分の	A 純損失の金額 総所得	変動所得 ①			B Aに繰り戻す前年分の金額	総所得	変動所得 ④		
		その他 ②				その他 ⑤			
		山林所得 ③				山林所得 ⑥			
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算 前年分の税額	C 課税される金額	総所得 ⑦			繰戻し後の課税	E 繰戻される所得金額	総所得 ⑮		
		山林所得 ⑧				山林所得 ⑯			
		退職所得 ⑨				退職所得 ⑰			
	D Cに対する税額	⑦に対する税額 ⑩			除後の税額	F ⑮に対する税額 ⑱			
		⑧に対する税額 ⑪				E ⑯に対する税額 ⑲			
		⑨に対する税額 ⑫				⑰に対する税額 ⑳			
	計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>	⑬			計 <small>(100円未満の端数は切り捨ててください。)</small>	㉑			
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 ⑭				純損失の金額の繰戻しによる還付金額 <small>(⑬-㉑)と⑭のいずれか少ない方の金額)</small>	㉒			

千円未満の端数は切り捨ててください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号	貯金口座の _____ 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確 認	整 理 番 号		一 連 番 号
	年 月 日		0		
	番号確認	身元確認	確 認 書 類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード/運転免許証			
		その他 ( )			

# 書 き 方

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

(1) 「年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額」⑦～⑭欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうち、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額が含まれている場合は、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額を差し引いた金額になります。

(3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

（注）ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号（マイナンバー）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。



## 個人事業の開業・廃業等届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - )  (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
個人番号			
職業		フリガナ 屋号	

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分  〔該当する文字を○で囲んでください。〕	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____					
	事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____					
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得 [ 廃業の場合……全部・一部 ( ) ]					
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日	年 月 日				
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地	(電話)				
	移転・廃止前の所在地					
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名				
	法人納税地	設立登記	年 月 日			
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有 ・ 無				
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有 ・ 無				
事業の概要  〔できるだけ具体的に記載します。〕						
給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	
	専従者	人		有・無		
	使用人			有・無		
	計			有・無		
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無				有・無	給与支払を開始する年月日	年 月 日

関与税理士  
  
(TEL - - )

税務署 整理欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	源泉用紙 交付	通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ( )			
	年 月 日						

## 書 き 方

1 この届出書は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときに提出するものです。

2 この届出書は、事業の開始、廃止等の事実があった日から1か月以内に納税地を所轄する税務署長（事務所・事業所を移転する場合で、その移転前の事務所・事業所の所在地を納税地としていたときには、その移転前の事務所・事業所の所在地を所轄する税務署長）に提出してください。

3 「所得の種類」欄には、新たに開始した事業又は廃止した事業に係る所得の種類について、該当するものを○で囲んでください。

また、事業所得を生ずべき事業を2以上（例えば、小売業と建設業など）行っている方がその事業の全部を廃止する場合は「全部」を、その事業の一部を廃止する場合は「一部」を○で囲んでください。

なお、「一部」を○で囲んだ場合には、廃止する事業を括弧内に簡記します。

4 「給与等の支払の状況」欄には、届出日現在における給与の支給人員と給与等の支払の状況及びそれらの状況からみて源泉徴収をすべき税額があるかどうかを記載します。

また、「給与の定め方」の項には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」の項には、各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納税すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合は「無」を、その他の場合は「有」を○で囲んでください。

なお、「給与支払を開始する年月日」欄には、給与等の支払を開始する日（届出日現在において既に給与等の支払をした場合にはその開始をした日）を記載します。

（注）給与等の支払事務を行う事務所等を廃止した場合には、「その他参考事項」欄に、給与等の支払事務を引き継いだ先の事務所等の所在地を記載します。

5 新たに事業を開始した年から青色申告の申請又は消費税の課税事業者を選択される方は、申請書等を次の期限までに提出してください。

「青色申告承認申請書」

① 1月15日までに、新たに事業を開始した場合……その年の3月15日

② 1月16日以降に、新たに事業を開始した場合……事業を開始した日から2か月以内

「課税事業者選択届出書」

○ 新たに事業を開始した年の末日（12月31日）

6 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「青色申告の取りやめ届出書」も提出してください。

また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

### お 知 ら せ

1 事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告の方については、次の制度の適用がありますので、ご注意ください。

① 記帳・帳簿書類保存制度

② 総収入金額報告書を提出する制度

③ 収支内訳書を確定申告書に添付する制度

（注）事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっております。

2 1月1日から6月30日までの期間（以下「特定期間」といいます。）内に開業した場合で、その特定期間の課税売上高が、1,000万円を超えた場合（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）には、開業した翌年において消費税の課税事業者になります。

この場合、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。

税務署受付印



# 所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
個人番号			
職業	フリガナ		
	屋号		

納税地を次のとおり異動又は変更したので届けます。

1 納税地

- (1) 異動・変更前の納税地 \_\_\_\_\_ 上記のとおり
- (2) 異動・変更後の納税地 \_\_\_\_\_

住所・居所  
事業所等の  
区 分  
住所・居所  
事業所等の  
区 分  
住所・居所・事業所等  
住所・居所・事業所等

- 2 居所又は事業所等の所在地を納税地とする ことを便宜とする  
必要がなくなった 事情（不要の文字を抹消してください。）

3 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_ 事業内容 \_\_\_\_\_

屋号等 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_ 事業内容 \_\_\_\_\_

4 振替納税に関する事項

振替納税を引き続き希望する。 はい ・ いいえ

5 その他参考事項

関与税理士

(TEL - - )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	通信日付印の年月日	確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ( )				
	年 月 日						

# 書 き 方

- 1 この届出書は、納税地が異動した場合<sup>(注1)</sup>又は納税地を変更する場合<sup>(注2)</sup>に提出するものです。  
(注1) 住所地が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。  
(注2) ①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。

2 この届出書は、異動・変更前の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。

4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄は、異動・変更前の納税地と異動・変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のいずれに該当するか○で囲んでください。

5 「2 住所又は事業所等の所在地を納税地とする<sup>ことを便宜とする</sup>事情」欄には、納税地を変更する場合に記載します。<sup>必要がなくなった</sup>

上記1の(注2)①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の(注2)③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。

なお、上記1の(注2)③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。

6 振替納税をご利用の方で、引き続き振替納税を希望される方は、「4 振替納税に関する事項」の「はい」を○で囲んでください。○で囲まなかった方が、振替納税をご利用になるためには、新たに振替納税の手続が必要となります。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。



## 所得税・消費税の納税管理人の届出書

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 - )		
	(TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )		
	(TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
個人番号			
職業		フリガナ 屋号	

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
(居 所) \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 本人との続柄 (関係) \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所

\_\_\_\_\_

3 納税管理人を定めた理由

4 その他参考事項

- (1) 出国 (予定) 年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 帰国予定年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- (2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)
- 事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得
- 上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ( \_\_\_\_\_ )
- (3) その他

関与税理士

(TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
						確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( _____ )	

## 書 き 方

- 1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。
  - 2 選任された納税管理人は、不服申し立てに関する事項を除き、次の事項を行うこととなります。
    - 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出
    - 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領
    - 国税の納付及び還付金等の受領
  - 3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
  - 4 届け出る税目に応じて、標題及び本文中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
  - 5 「1 納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。
  - 6 「2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を記載します。

（注）納税管理人を解任したときは、「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。
- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。





## 所得税・消費税の納税管理人の解任届出書

税務署長

年 月 日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	(〒 - )		
	(TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。		
	(〒 - )		
	(TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
個人番号			
職業		フリガナ	
		屋号	

年 月 日に届け出た納税管理人を解任したので届けます。

1 解任した納税管理人

〒

住所

(居所) \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

2 納税者の納税地

現在の納税地 \_\_\_\_\_

選任していた  
ときの納税地 \_\_\_\_\_

3 納税管理人を解任した理由

4 その他参考事項

関与税理士

(TEL - - )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )						

## 書 き 方

- 1 この届出書は、先に選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。
- 2 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 3 この届出書は、次により記載し、次の税務署長に提出してください。

「1 解任した納税管理人」欄には、解任した納税管理人が法人の場合は、「住所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、それぞれ記載します。

「2 納税者の納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその所轄税務署長に提出してください。

また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を記載してそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出してください。この場合には、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出する必要はありません。

- ※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。



# 所得税の青色申告承認申請書

\_\_\_\_\_  
税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
職業		フリガナ 屋号	

\_\_\_\_年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

2 所得の種類（該当する事項を○で囲んでください。）

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有（取消し・取りやめ） \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。）

複式簿記・簡易簿記・その他 ( )

(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。）

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳  
 債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

(3) その他

関与税理士

(TEL - - )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、所得税の青色申告の承認を受けようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、最初に青色申告をしようとする年の3月15日まで（本年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2か月以内）に提出してください。

ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。

  - ① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・相続を開始した日から4か月以内
  - ② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで
  - ③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日までなお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
- 3 現金式簡易簿記の方法により青色申告をしようとする人は、この申請書によらず、所得税の青色申告承認申請と現金主義の所得計算による旨の届出が同時にできる、別の「所得税の青色申告承認申請書、現金主義の所得計算による旨の届出書」の様式によって提出してください。なお、現金主義の方法による所得計算が認められる人は、この方法によろうとする年の前々年分の所得金額（事業所得と不動産所得の金額の合計額）が300万円以下の人に限られています。
- 4 この申請書の次の欄は、次のように記載します。
  - (1) 「職業」欄には、職業の内容を具体的に、たとえば「洋菓子小売」などと記載します。
  - (2) 「1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地」欄には、事業所や資産の名称、例えば、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇出張所」、「〇〇荘」、「山林」とその名称とその所在地や電話番号を書きます。記載しきれないときは適宜の用紙に記載して添付してください。
  - (3) 「3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無」欄には、今までに青色申告承認の取消しを受けたり取りやめの届出をしたことのある場合は、(1)の有と該当する事項を○で囲み、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日の年月日を記載します。

(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。

なお、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
  - (4) 「4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日」欄には、最初に青色申告をしようとする年の1月16日以後に開業した場合又は相続により事業の承継があった場合にその開業等の年月日を記載します。
  - (5) 「5 相続による事業承継の有無」欄には、相続により事業の承継があった場合は、(1)の有を○で囲み、相続を開始した日の年月日及び被相続人の氏名を記載します。

(1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。
- 5 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。



## 所得税の青色申告承認申請書 現金主義の所得計算による旨の届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏名			年 月 日生
職 業		フリガナ	
		屋 号	

\_\_\_\_\_年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

- 1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

- 2 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有（取消し・取りやめ） \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 (2) 無

- 3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

- 4 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ (2) 無

- 5 現金主義による所得計算の特例を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。）

(1) 不動産所得 \_\_\_\_\_円 + 事業専従者 \_\_\_\_\_円 = \_\_\_\_\_円 (赤字のときは0)  
の金額 \_\_\_\_\_円 + 控除額 \_\_\_\_\_円

(2) 事業所得 \_\_\_\_\_円 + 事業専従者 \_\_\_\_\_円 = \_\_\_\_\_円 (赤字のときは0)  
の金額 \_\_\_\_\_円 + 控除額 \_\_\_\_\_円

(3) (1) + (2) = \_\_\_\_\_円

- 6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に記載します。）

- 7 その他参考事項

(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿 その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) その他

関与税理士

(TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

売掛金・買掛金等の資産負債の額(      年      月      日現在)			
資                      産		負                      債	
売            掛            金 (未収入金を含む。)	円	買            掛            金	円
受            取            手            形		支            払            手            形	
棚            卸            資            産		前            受            金	
前            払            費            用		未            払            費            用	
計		計	

## 書 き 方

- この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
- この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。  
ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。
  - ① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合…相続を開始した日から4か月以内
  - ② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合…その年の12月31日まで
  - ③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合…その年の翌年の2月15日まで

なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
- 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
- この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
- 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、今までに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
- 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。



## 所得税の青色申告の取りやめ届出書

\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
氏名			
職 業		フリガナ	
		屋 号	

\_\_\_\_\_年分の所得税から、青色申告書による申告を取りやめることとしたので届けます。

1 青色申告書提出の承認を受けていた年分

\_\_\_\_\_年分から\_\_\_\_\_年分まで

2 青色申告書を取りやめようとする理由（できるだけ詳しく記載します。）

3 その他参考事項

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL - - )

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

- ◎ この届出書は、青色申告の承認を受けていた人が、青色申告を取りやめようとする場合に提出するものです。
- ◎ この届出書は、青色申告書による所得税の申告を取りやめようとする年の翌年3月15日までに提出してください。
- ◎ 事業を廃止する方で青色申告の取りやめをされる方は、「個人事業の開廃業等届出書」も提出してください。

また、消費税の課税事業者の方及び課税事業者を選択されている方で、廃業する事業のほかに課税売上げに当たる所得（不動産所得等）のない方は、「事業廃止届出書」も提出してください。





# 青色事業専従者給与に関する 届 出 書 変更届出 書

1 1 2 0

税務署長

年 月 日 提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 - )  (TEL - - )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
氏 名			
職 業		フリガナ 屋 号	

年 月 以後の青色事業専従者給与の支給については次のとおり 定 め た  
ので届けます。 変更することとした

### 1 青色事業専従者給与 (裏面の書き方をお読みください。)

	専従者の氏名	続柄	年 齢 経 験 年 数	仕 事 の 内 容 ・ 従 事 の 程 度	資 格 等	給 料		賞 与		昇 給 の 基 準
						支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)	
1			歳 年				円			
2										
3										

### 2 その他参考事項 (他の職業の併有等)

### 3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)

### 4 使用人の給与 (この欄は、この届出 (変更) 書の提出日の現況で記載します。)

	使用人の氏名	性 別	年 齢 経 験 年 数	仕 事 の 内 容 ・ 従 事 の 程 度	資 格 等	給 料		賞 与		昇 給 の 基 準
						支給期	金額 (月額)	支給期	支給の基準 (金額)	
1			歳 年				円			
2										
3										
4										

※ 別に給与規程を定めているときは、その写しを添付してください。

関与税理士

(TEL - - )

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認					
	年 月 日						

# 書 き 方

1 その年分以後の各年分の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者（その年に新たに青色申告承認申請書を提出した人を含む。）は、この届出書とその年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内）に税務署に提出してください。

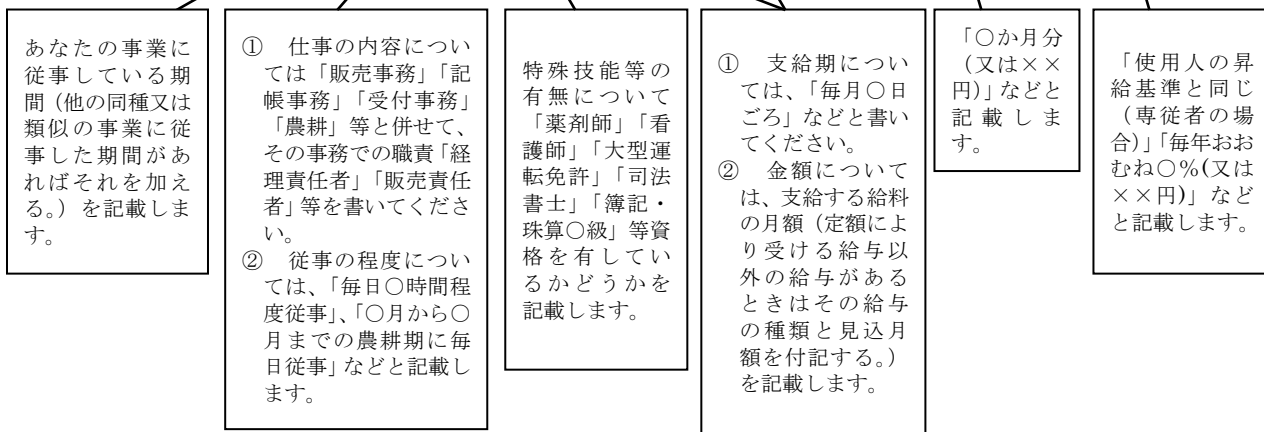
なお、この届出書に記載した専従者給与の金額の基準を変更する場合（給与規程を変更する場合、通常の昇給のわくを超えて給与を増額する場合など）や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく変更届出書を提出してください。

2 必要経費となる青色事業専従者給与額は、支給した給与の金額が次の状況からみて相当と認められるもので、しかも、この届出書に記載した金額の範囲内のものに限られます。

- (1) 専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその程度
- (2) あなたの事業に従事する他の使用人の給与及び同種同規模の事業に従事する者の給与の状況
- (3) 事業の種類・規模及び収益の状況

3 「1 青色事業専従者給与」の欄は、次の記載例を参考として記載します。

	専従者の氏名	続柄	年齢 経験 年数	仕事の内容・ 従事 の程度	資格等	給 料		賞 与		昇 給 の 基 準
						支給期	金額（月額）	支給期	金額（月額）	
1	青空 春子	妻	29 歳 5 年	販売事務、現金 出納帳等の記帳 （記帳責任者）、 毎日5時間従事	簿記、珠 算共2級	毎月 ○日	円 ××××	毎年 8月	○か月分又は × × 円	使用人の昇給基準 と同じ
								毎年 12月	○か月分又は × × 円	



（注）給与規程の「写し」を添付したときは、この「昇給の基準」欄の記載を省略しても差し支えありません。

4 「2 その他参考事項」の欄には、専従者が他に職業を有している場合、就学している場合に「○（株）取締役」「○○大学夜間部」などと記載します。

5 「4 使用人の給与」欄は、使用人のうち専従者の仕事と類似する仕事に従事する人や、給与の水準を示す代表的な例を選んで記載します。

6 お分かりにならないことがありましたら、税務署にご相談ください。



## 現金主義による所得計算の特例を 受けることの届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) <div style="text-align: right;">(TEL _____ )</div>		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) <div style="text-align: right;">(TEL _____ )</div>		
フリガナ		生 年 月 日	
氏名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分の所得税から、「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたので届けます。

1 この特例の適用を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。）

(1) 不動産所得 の金額 \_\_\_\_\_ 円 + 青色事業専従者給与額 \_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円 (赤字のときは0)

(2) 事業所得 の金額 \_\_\_\_\_ 円 + 青色事業専従者給与額 \_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円 (赤字のときは0)

(3) (1) + (2) = \_\_\_\_\_ 円

2 この特例を受けようとする年の前年12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に記載します。）

3 その他参考事項

(1) 備付帳簿名      イ 現金式簡易帳簿      ロ その他

(2) その他

関与税理士  (TEL _____ )
---------------------------

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日		確 認				
	年 月 日						

売掛金・買掛金等の資産負債の額（      年      月      日現在）			
資                      産		負                      債	
売      掛      金 (未収入金を含む。)	円	買      掛      金	円
受      取      手      形		支      払      手      形	
棚      卸      資      産		前      受      金	
前      払      費      用		未      払      費      用	
		引当金 準備金	
計		計	

## 書 き 方

- この届出書は、この特例の適用を受けようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は開業の日から2か月以内）に提出してください。
- この届出書を提出することのできる人は、表面の1の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。  
 なお、いままでにこの特例の適用を受けたことのある人が、再びこの特例の適用を受けようとするときは、この届出書ではなく、別の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書」を再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
- 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。



## 現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書

\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 \_\_\_\_\_年 月 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
氏名			
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_年分の所得税から、現金主義による所得計算の特例の適用を取りやめることとしたので届けます。

1 この特例の適用を受けた最初の年の前年の12月31日（年の途中で開業した人は、その開業の日）現在の  
 売掛金、買掛金等の資産負債の額

先に提出した「現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの届出書」に記載した額と同じ額を記  
 載します。

売掛金、買掛金等の資産負債の額（ 年 月 日現在）			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
		引当金 準備金	
計		計	

2 その他参考事項（取りやめる事情など）

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL - - )

税務署 整理欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認				
年 月 日							

◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめる場合に提出するものです。

(注) 現金主義による所得計算の特例の適用を受けていた人が、小規模事業者の要件に該当しなくなったときは、自動的に通常の所得計算によることとなりますので、この届出書を提出する必要はありません。

◎ この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめようとする年の3月15日までに提出してください。



売掛金・買掛金等の資産負債の額（      年      月      日現在）			
資                      産		負                      債	
売    掛    金 (未収入金を含む。)	円	買    掛    金	円
受   取   手   形		支   払   手   形	
棚   卸   資   産		前    受    金	
前   払   費   用		未   払   費   用	
		引当金 準備金	
計		計	

## 書 き 方

- 1 この申請書は、再びこの特例の適用を受けようとする年の1月31日までに提出してください。
- 2 この申請書を提出することのできる人は、表面の2の(3)の金額が300万円以下の人に限られています。
- 3 上の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。





## 所得税の 棚卸資産の評価方法 の届出書 減価償却資産の償却方法

\_\_\_\_\_  
税務署長  
年 月 日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒       -       ) (TEL       -       )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒       -       ) (TEL       -       )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法 については、次によることとしたので届けます。

1 棚卸資産の評価方法

事 業 の 種 類	棚 卸 資 産 の 区 分	評 価 方 法

2 減価償却資産の償却方法

	減価償却資産の種類 設 備 の 種 類	構 造 又 は 用 途 、 細 目	償 却 方 法
(1) 平成19年3月31日 以前に取得した減価 償却資産			
(2) 平成19年4月1日 以後に取得した減価 償却資産			

3 その他参考事項

(1) 上記2で「減価償却資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合

建物の取得年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(2) その他

関与税理士  (TEL       -       )
-----------------------------------

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認				
年 月 日							

# 書 き 方

- 1 この届出書は、棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の届出をする場合に提出するものです。
- 2 棚卸資産の評価方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②従来の事業のほかに他の種類の事業を開始した場合又は③事業の種類を変更した場合です。
- 3 減価償却資産の償却方法の届出ができるのは、①新たに事業を開始した場合、②すでに取得している減価償却資産と異なる種類の減価償却資産を取得した場合又は③従来の償却方法と異なる償却方法を選定する事業所を新たに設けた場合です。

## (注1) 償却方法のみなし選定

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産（以下「新減価償却資産」といいます。）で、同日前に取得したならば旧減価償却資産と同一の区分に属するものについてこの届出書を提出していないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、新減価償却資産について「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとなります。

## (注2) 法定償却方法

この届出書を提出をしていない新減価償却資産で上記（注1）に該当しない場合は、原則として、定額法が法定償却方法となります。

- 4 従来の棚卸資産の評価方法や減価償却資産の償却方法を変更しようとする場合は、この届出書ではなく、「所得税の棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法 の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。
- 5 この届出書は、上記2又は3に掲げた届け出ることのできる場合の日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。
- 6 この届出書の標題及び本文の中の「棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要の文字を抹消してください。
- 7 「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「事業の種類」欄には、その評価の方法を採用する事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
  - (2) 「棚卸資産の区分」欄には、その評価の方法を採用する棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
- 8 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 減価償却資産の取得の日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
  - (2) 「減価償却資産の種類、設備の種類」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
  - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、その選定する償却の方法を採用する資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。

(注) 平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
  - (4) 「償却方法」欄には、その減価償却資産の取得年月日が平成19年3月31日以前の場合には、旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法などと、平成19年4月1日以後の場合には、定額法、定率法又は生産高比例法などと記載します。
- 9 「3 その他参考事項」欄
  - (1) 3の(1)における建物の取得年月日について、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。
  - (2) 3の「(2)その他」欄には、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。



## 所得税の 有価証券 暗号資産 の評価方法の届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	_____年 _____月 _____日生
氏 名			
職 業		フリガナ 屋 号	

有価証券 暗号資産 の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1 評価方法

区 分	種 類	評 価 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
有 価 証 券 暗 号 資 産			
有 価 証 券 暗 号 資 産			
有 価 証 券 暗 号 資 産			
有 価 証 券 暗 号 資 産			
有 価 証 券 暗 号 資 産			
有 価 証 券 暗 号 資 産			

2 その他参考事項

関与税理士  (TEL _____ )
---------------------------

税務署整理欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認				
_____年 _____月 _____日							

## 書 き 方

1 この届出書は、有価証券又は暗号資産について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。

(注) 従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「<sup>有価証券</sup><sub>暗号資産</sub>の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。

2 この届出書は、有価証券については、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

暗号資産については、暗号資産を新たに取得した日(※)又は従来取得している暗号資産と種類が異なる暗号資産を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

なお、暗号資産の取得には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合における取得は含まれません。

3 この届出書の標題及び本文の中の「<sup>有価証券</sup><sub>暗号資産</sub>」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消してください。

4 評価方法の選定は、有価証券又は暗号資産の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。

(1) 「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、暗号資産について記載する場合は「暗号資産」を○で囲んでください。

(2) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券又は暗号資産の種類を記載します。

① 有価証券の種類は、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

② 暗号資産の種類は、暗号資産の呼称等（ビットコインなど）を記載します。

(3) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。

(4) 「新たに取得した年月日」欄には、有価証券又は暗号資産を取得した年月日を記載します。



## 所得税の 棚卸資産の評価方法 の変更承認申請書 減価償却資産の償却方法

税務署長  年 月 日提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税地</td> <td colspan="3">                     住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）                      (〒 - )                       (TEL - - )                 </td> </tr> <tr> <td>上記以外の 住所地・ 事業所等</td> <td colspan="3">                     納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。                      (〒 - )                       (TEL - - )                 </td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td></td> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>屋号</td> <td></td> </tr> </table>	納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - )  (TEL - - )			上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )			フリガナ		生 年 月 日		氏名			年 月 日生	職業		フリガナ				屋号	
納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - )  (TEL - - )																								
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )																								
フリガナ		生 年 月 日																							
氏名			年 月 日生																						
職業		フリガナ																							
		屋号																							

\_\_\_\_\_年分から、棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 棚卸資産の評価方法

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする 新たな評価方法
		現在の 方法	採用した 年	

2 減価償却資産の償却方法

	資産の種類 設備の種類	構造又は 用途、細目	現在の償却方法		採用しようとする 新たな償却方法
			現在の 方法	採用した 年	
(1) 平成 19 年 3 月 31 日 以前に取得した減価 償却資産					
(2) 平成 19 年 4 月 1 日 以後に取得した減価 償却資産					

3 変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

4 その他参考事項

(1) 上記2で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合

建物の取得年月日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(2) その他

関与税理士

(TEL - - )

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日		確 認				
	年 月 日						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
- 3 この申請書の標題及び本文の中の「棚卸資産の評価方法  
減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。
- 4 「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
  - (2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
  - (3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産について、既に届け出ている方法（届け出ている場合は、それぞれの棚卸資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。
- 5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
  - (1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
  - (2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
  - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。
  - (4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ている場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。

（注）平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
- 6 「4 その他参考事項」の(1)における建物の取得年月日については、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。



# 所得税の 有価証券 暗号資産 の評価方法の変更承認申請書

税務署長  
 \_\_\_\_\_  
 年 月 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
氏名			
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分から、有価証券の暗号資産の評価方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 評価方法

区 分	種 類	現 在 の 評 価 方 法		採用しようとする 新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				
有価証券 暗号資産				

2 変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

3 その他参考事項

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL - - )

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認					
	年 月 日						

- ◎ この申請書は、有価証券又は暗号資産の評価方法を現に行っている方法から他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- ◎ この申請書は、有価証券又は暗号資産の評価方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
- ◎ 「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、暗号資産について記載する場合は「暗号資産」を○で囲んでください。





## 所得税の棚卸資産の特別な 評価方法の承認申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) <div style="text-align: right;">(TEL _____ )</div>		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) <div style="text-align: right;">(TEL _____ )</div>		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分から、次の棚卸資産の評価方法を特別な評価方法によりたいので申請します。

1 特別な評価方法を採用しようとする棚卸資産の明細

事業の種類	資産の区分	現在の評価方法		採用しようとする 新たな評価方法
		現在の 方法	採用した 年	

2 採用しようとする新たな評価方法の内容（できるだけ具体的に記載します。）

3 新たな評価方法を採用しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

4 その他参考事項

関与税理士  <div style="text-align: right;">(TEL _____ )</div>
---

税務署整理欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						

この申請書は、棚卸資産の評価方法について所得税法施行令第99条の2第1項に規定する特別な評価方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。



## 所得税の減価償却資産の特別な 償却方法の承認申請書

税務署長  年 月 日提出	納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - )  (TEL - - )		
	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )		
	フリガナ 氏名	生 年 月 日	年 月 日生	
	職 業	フリガナ 屋 号		

\_\_\_\_\_年分から、次の減価償却資産の償却方法を特別な償却方法によりたいので申請します。

1 特別な償却方法を採用しようとする減価償却資産の明細

資 産 の 種 類			
構 造 又 は 用 途			
細 目			
名 称			
所 在 す る 場 所			
採 用 し よ う と す る 新 た な 償 却 方 法			
新 た な 償 却 方 法 の 内 容			

2 新たな償却方法を採用しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

3 年の中途中で業務の用に供された場合の償却費の計算の方法が類する方法（該当する方法を○で囲んでください。）

- (1) 月数あん分による方法      (2) 生産高比例あん分による方法

4 その他参考事項

関与税理士  (TEL - - )
-------------------------

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C		
	0						

この申請書は、減価償却資産の償却方法について、所得税法施行令第 120 条の 3 に規定する特別な償却の方法によることの承認を受けようとする場合に提出するものです。



## 取替法採用承認申請書

\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 \_\_\_\_\_年 月 日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒       -       ) <div style="text-align: right;">(TEL       -       )</div>		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒       -       ) <div style="text-align: right;">(TEL       -       )</div>		
フリガナ			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分から、次の減価償却資産の償却方法を取替法によりたいので申請します。

1 取替法を採用しようとする減価償却資産の明細

取得資産の名称			
同上の所得税法 施行規則第24条 の2各号の区分			
所在する場所			
数 量			
取 得 価 額			
償 却 後 の 価 額			

2 その他参考事項

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL       -       )

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認					
	年 月 日						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、所得税法施行規則（以下単に「規則」といいます。）第 24 条の 2 各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に提出するものです。
- 2 取替法を採用しようとする場合には、取替法を採用しようとする年の 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「取替資産の名称」欄には、取替法を採用しようとする資産について規則第 24 条の 2 各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載します。
  - (2) 「同上の所得税法施行規則第 24 条の 2 各号の区分」欄には、(1)の資産の規則第 24 条の 2 各号の区分を書きます。「所在する場所」欄には、(1)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載します。
  - (3) 「数量」、「取得価額」及び「償却後の価額」の各欄には、(1)の資産の取替法を採用しようとする年の 1 月 1 日（年の中途において事業所得を生ずべき事業を開始した場合には、その開業月日。）における数量、取得価額及び償却後の価額の合計額を記載します。
  - (4) 「2 その他参考事項」欄には、(1)の資産について 1 年間で使用に耐えきれなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載します。



## 所得税の減価償却資産の 特別な償却率の認定申請書

\_\_\_\_\_ 国税局長  
( \_\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生
職 業		フリガナ	
		屋 号	

\_\_\_\_\_ 年分から、次の減価償却資産の償却率を特別な償却率によりたいので申請します。

1 特別な償却率を適用しようとする減価償却資産の明細

資 産 の 種 類			
構 造 又 は 用 途			
細 目			
名 称			
所 在 す る 場 所			
申請する日 の属する年 の1月1日 現在の未償 却残高等	数 量		
	取 得 価 額	円	円
	未 償 却 残 高	円	円
	認定を受けよう とする償却率		

2 認定を受けようとする償却率の算定の基礎（なるべく具体的に記載します。）

3 その他参考事項

関与税理士  (TEL _____ )
---------------------------

税務署整理欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C		
	0						

- ◎ この申請書は、漁網、活字に常用されている金属など所得税法施行規則第 26 条各号に掲げる減価償却資産について特別な償却率の認定を受ける場合に提出するものです。
- ◎ この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。





## 所得税の減価償却資産の 耐用年数短縮の承認申請書

\_\_\_\_\_ 国税局長  
( \_\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏名			年 月 日生
職業		フリガナ	
		屋号	

次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。

1 耐用年数を短縮しようとする減価償却資産の明細

申請の事由		
資産の種類		
名称		
所在する場所		
法定耐用年数	年	年
承認を受けようとする 使用可能期間	年	年
承認を受けようとする 未経過使用可能期間	年	年

2 法定耐用年数が実際の耐用年数と異なることとなる理由

3 使用可能期間算定の基礎

別紙

4 その他参考事項

関与税理士  (TEL _____ - _____ )
-----------------------------------

税務署整理欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、青色申告者が減価償却資産について、所得税法施行令第 130 条に規定する減価償却資産の耐用年数短縮の承認を受けようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、2 部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。
- 3 「申請の事由」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）の申請の事由が、所得税法施行令第 130 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び所得税法施行規則第 30 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載します。
- 4 申請書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。
  - (1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」
  - (2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）
  - (3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）
  - (4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）
  - (5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）



## 所得税の短縮特例承認資産の一部 の資産を取り替えた場合の届出書

\_\_\_\_\_ 国税局長  
( \_\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
氏名			
職 業		フリガナ 屋 号	

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第7項の規定を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

更新資産を取得した年	_____ 年
届出の事由	所得税法施行規則 第32条第1項 第1号・第2号 該当
みなし承認を受けようとする 使用可能期間 (別紙のo)	_____ 年
未経過使用可能期間 (別紙のp)	_____ 年
短縮特例承認資産の種類及び名称	

2 添付書類

- (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し
- (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間算定の明細書」 別紙

3 その他参考事項

関与税理士  (TEL _____ - _____ - _____ )
---

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C			
	0							
	通信日付印の年月日	確 認						
	_____ 年 _____ 月 _____ 日							

# 書 き 方

1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。

2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書は更新資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

3 「届出の事由」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、所得税法施行規則第32条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

(1) 第1号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合

(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第1号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること)を満たしている必要があります。

(2) 第2号 …… 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

(注) 更新資産が、所得税法施行規則第32条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要があります。

イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること

ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

4 「みなし承認を受けようとする使用可能期間」欄には、別紙「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の○欄の年数を記載します。

5 「短縮特例承認資産の種類及び名称」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。

6 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し

(2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し

(注) 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする年の前年において、所得税法施行令第130条第7項の規定の適用を受けている場合には、その前年の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。

(3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(別紙)

税務署受付印



所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

\_\_\_\_ 国税局長  
(\_\_\_\_ 税務署長経由)  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和
氏名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

届出資産の取得をした日の属する年分	令和 年分			
届出の事由	所得税法施行令 第130条 第1項 第1号	該当		
	所得税法施行規則 第30条 第1号	該当		
	所得税法施行規則 第30条 第3号	該当		
届出資産の種類及び名称				
同上の資産の	所在する場所			
	みなし承認を受けようとする使用可能期間 (別紙の o)			年
	未経過使用可能期間 (別紙の p)			年

2 添付書類

- 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」 別紙
- 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

3 その他参考事項

関与税理士  
  
(TEL - - )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

# 書 き 方

1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。

2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

3 「届出の事由」欄には、既承認資産の承認事由が、所得税法施行令第130条第1項第1号、所得税法施行規則第30条第1号又は同条第3号（所得税法施行令第130条第1項第1号及び所得税法施行規則第30条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。

なお、届出に当たっては、届出資産が所得税法施行令第130条第8項又は所得税法施行規則第32条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要があります。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

該当条文	既承認資産の承認事由	届出の対象となる減価償却資産
所得税法施行令第130条第1項第1号	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なること	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第1号	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産
所得税法施行規則第30条第3号	上記1又は2に準ずる事由	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

4 「届出資産の種類及び名称」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。

5 「同上の資産の」欄には、届出資産につき、その所在する場所及びみなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載します。

6 「その他参考事項」欄には、既承認資産の承認事由が所得税法施行令第130条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記します。

例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している 等

7 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（別紙）
- (3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し



## 所得税の増加償却の届出書

\_\_\_\_\_  
税務署長

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
職業		フリガナ 屋号	

\_\_\_\_年分所得税については、次の機械及び装置の増加償却を行うこととしたので届けます。

1 増加償却をしようとする資産の明細

資産の種類		
構造又は用途		
細目		
名称		
所在する場所		
通常の1日当たり平均使用時間	(イ)	
通常使用されるべき日数	(ロ)	
平均超過使用時間の年間合計時間	(ハ)	
1日当たりの超過使用時間	(ニ)	
同上の時間の計算方法	第一号該当、第二号該当	第一号該当、第二号該当
増加償却割合 $\frac{35}{1000} \times (ニ)$		

2 超過操作を行うこととなった理由

3 超過使用したことを証する書類として保存するものの名称

4 その他参考事項

関与税理士  
  
(TEL - - )

税務署 整理欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

# 書 き 方

1 この届出書は、青色申告者が、通常の経済事情における平均的使用時間を超えて使用した機械及び装置について、増加償却を行う場合に提出するものです。

2 この届出書は、増加償却を行う年分の確定申告期限までに、提出してください。

(注) 増加償却を行うには、この届出書を提出するほか、その機械及び装置を平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しておく必要があります。

3 この届出書の各欄は、次のように記載します。

(1) 「通常の1日当たり平均使用時間」欄には、あなたが営む業務の通常の経済事情におけるその設備の1日当たり平均使用時間を記載します。

(2) 「通常使用されるべき日数」欄には、増加償却を行う年の年間総日数から、日曜、祝日、年末年始の休日等あなたが営む業務において通常休日とされている日数を控除した日数を記載します。

(3) 「平均超過使用時間の年間合計時間」欄には、増加償却を行う年の一年間における(1)の平均時間を超えて使用した時間数の合計を記載します。

(4) 「1日当たりの超過使用時間」欄には、次の①又は②に掲げる方法のいずれか一の方法で計算した時間数を記載します。

① 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を1日当たりの超過使用時間とする方法

$$\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする年分における平均超過使用時間}}{\left( \begin{array}{c} \text{(ハ)} \\ \text{表面の} \text{---} \\ \text{(ロ)} \end{array} \right)} \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

② 次の算式により計算する方法

個々の平均超過使用時間の合計時間 (表面の(ハ))

-----  
年末現在の機械及び装置の総数

(5) 「同上の時間の計算方法」欄には、1日当たりの超過使用時間の計算を(4)の①の方法により行ったときは第一号該当を、(4)の②の方法により行ったときは第二号該当を○で囲みます。





## 所得税の特定船舶に係る 特別修繕費の金額の認定申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ )		
フリガナ		生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
氏名			
職業		フリガナ 屋号	

\_\_\_\_\_ 年分から次の船舶について特別修繕準備金の積立てをしたいので、積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定を申請します。

1 認定を受けようとする船舶の明細

区 分	申 請 船 舶	類 似 船 舶 (所有者)
種 類		
構 造 又 は 用 途		
細 目		
名 称		
船 籍 港		
ト ン 数 又 は 容 積 量		
建 造 年 月 日		
中古船舶を取得した場合は その年月日及び前所有者名	(前所有者 _____ )	
建 造 年 月 日 か ら の 経 過 年 数		
類似船舶について最近に 行われた特別修繕完了の日		
同上に要した特別修繕費の 費 用 の 額		
認定を受けようとする 特別修繕費の金額		

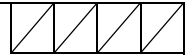
2 その他参考事項

関与税理士  
  
(TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

税務署整理欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、青色申告者が特定船舶に係る特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に提出するものです。
- 2 この申請書には、特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類を添付してください。
- 3 「類似船舶」欄には、この認定を受けようとする船舶（以下「申請船舶」といいます。）について特別修繕を行ったことがない場合に、種類、構造、容積量（トン数）、建造後の経過年数等が、その申請船舶と類似する船舶（以下「類似船舶」といいます。）の最近に行った特別修繕の費用の額を基礎として認定を申請する特別修繕費の金額を記載します。  
また、その類似船舶が他の者の所有するものであるときは、その所有者の氏名又は名称を所有者名（ ）の中に記載します。



## 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 _____ )  (TEL _____ - _____ - _____ )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )  (TEL _____ - _____ - _____ )		
フリガナ		生年月日	_____年 _____月 _____日生
氏名			
職業		フリガナ 屋号	

\_\_\_\_\_年分の租税特別措置法第28条の3第2項に規定する転廃業助成金の金額について、同条第3項の課税の特例の適用を受けたいので、下記の事業用固定資産の取得(改良)価額の見積額等の承認を申請します。

1 転廃業助成金に関する事項 (減価補填金は、記載する必要はありません。)

助成金の名称 区分			
大臣告示年月日、番号	_____年 _____月 _____日 号	_____年 _____月 _____日 号	_____年 _____月 _____日 号
助成金の交付年月日	_____年 _____月 _____日	_____年 _____月 _____日	_____年 _____月 _____日
助成金の支払者(名称)			
助成金の額	_____円	_____円	_____円

2 所得(改良)予定事業用固定資産に関する事項

取得資産の種類 区分				
数量(土地、建物は面積(m <sup>2</sup> ))				
用途				
見積価額	_____円	_____円	_____円	_____円
取得(改良)予定年月日	_____年 _____月 _____日	_____年 _____月 _____日	_____年 _____月 _____日	_____年 _____月 _____日

3 付記事項 (租税特別措置法施行令第18の6第6項に該当する場合には、その旨その他必要事項を記載します。)

関与税理士  
  
(TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	_____年 _____月 _____日						

## 書 き 方

- 1 この申請書は、租税特別措置法第 28 条の 3 第 2 項に規定する転廃業助成金の交付を受けた者が、当該転廃業助成金について同条第 3 項の規定の適用を受けるために事業用固定資産の見積額等につき承認申請を行う場合に提出するものです。
- 2 「転廃業助成金に関する事項」欄は、それぞれ次のように記載します。

なお、租税特別措置法第 28 条の 3 第 1 項に規定する減価補填金は記載しないでください。

  - (1) 「助成金の名称」欄には、租税特別措置法施行令第 18 条の 6 第 2 項及び第 4 項の規定に基づき財務大臣が指定した転廃業助成金の名称を記載します。
  - (2) 「大臣告示年月日、番号」欄には、転廃業助成金について財務大臣が告示した年月日及び告示番号を記載します。
  - (3) 「助成金の交付年月日」欄には、転廃業助成金の交付決定通知を受けた年月日を記載します。
- 3 「取得（改良）予定事業用固定資産に関する事項」欄は、概算によって記載して差し支えありません。
  - (1) 「取得資産の種類」は、土地、借地権、建物、建築物、車両、船舶などと記載します。
  - (2) 「用途」は、店舗用、事務所用、工場用、貸家用、農業用、漁業用などと記載します。



## 所得税のリース賃貸資産の償却方法 に係る旧リース期間定額法の届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ )  (TEL _____ - _____ - _____ )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )  (TEL _____ - _____ - _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分から、リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することとしたので届け出ます。

1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額

2 その他参考事項

関与税理士  (TEL _____ - _____ - _____ )
---

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認				
年 月 日							

## 書 き 方

- 1 この届出書は、所得税法施行令第121条の2の規定に基づき、リース賃貸資産（所得税法施行令第120条第1項第6号に規定する「改正前リース取引」の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。))の償却方法につき旧リース期間定額法を採用する場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、旧リース期間定額法を採用しようとする年分の所得税に係る確定申告期限までに提出してください。
- 3 「1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額」欄は、旧リース期間定額法を採用するリース賃貸資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
- 4 「2 その他参考事項」欄は、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。

税務署受付印



# 繰越雑損失がある場合の源泉 所得税の徴収猶予承認申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

住 所	(〒 _____ )
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

次の者から支払を受ける\_\_\_\_\_年分の給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、徴収猶予を受けたいので申請します。

支払者の名称 又は氏名	支払を受ける場所	給与等・公的年金 等・報酬等の別	本年分の収入 金額の見積額 円	徴収猶予を受ける限 度額又は猶予期間

この写しは、交付を申し出た者から提出された申請書の正本と相違のない  
ことを証明します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_ 税務署長 印

◎ 給与等・公的年金等・報酬等の支払者は、この写しの提出を受けた場合、上の申請について税務署長から承認又は却下の通知があるまでの間は、この写しの提出の日の翌日を徴収猶予開始の日として、同日以後支払う給与等・公的年金等・報酬等について源泉所得税を徴収する必要はありません。

税務署 整理欄	写し交付年月日	整理番号		
		0		

(裏面)

## 書 き 方

- 1 この申請書は、繰越雑損失の金額があるため、給与等・公的年金等・報酬等の源泉所得税の徴収猶予を申請する場合に提出するものです。
- 2 この申請書の写しは、納税地の所轄税務署長の証明を受けてから、給与等・公的年金等・報酬等の支払者に提出してください。
- 3 この徴収猶予は、所得者1人について3か所以内の支払者から受ける給与等・公的年金等・報酬等についてだけ受けることができます。したがって、1人で4か所以上から支払を受けている人は、そのうちから3か所以内の支払者を選択してください。  
なお、給与等の支払を2か所以上から受けるときは、そのうち主たる給与（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出先から受ける給与）の支払者を、必ずこの徴収猶予を受ける支払者に含めなければならないことになっています。
- 4 「支払を受ける場所」欄には、支払者の事務所・営業所等の所在地を書いてください。
- 5 「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間」欄には、別紙（「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書」で計算した限度額（⑩、⑪、⑫及び⑬）と猶予期間（⑭）をそれぞれ移記してください。





## 特別農業所得者の承認申請書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 _____ - _____ ) (TEL _____ - _____ )		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ - _____ ) (TEL _____ - _____ )		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生
職 業		フリガナ 屋 号	

\_\_\_\_\_年分の所得税から、「特別農業所得者」の適用を受けたいので申請します。

1 特別農業所得者であると見込まれる事由

2 この特例の適用を受けようとする年分の総所得金額の見積額等

(適用を受けようとする年の5月1日の現況において記載します。)

(1) 総所得金額の見積額 \_\_\_\_\_ 円

(2) (1)のうち農業所得の金額の見積額 \_\_\_\_\_ 円

(3) (2)のうち9月1日以後に生ずる農業所得の金額の見積額 \_\_\_\_\_ 円

(注) この申請書は適用を受けようとする年の5月15日までに提出してください。

関与税理士  (TEL _____ - _____ )
-----------------------------------

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認					
	年 月 日						



## 書 き 方

1 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しないこととなる場合に提出するものです。

この届出は、その家屋を再び居住の用に供することとなった場合に、その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間の未経過年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けるために必要となります。

2 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の所在地を所轄する税務署長に提出してください。届出書に記載する住所、勤務先等は転居する前のものを記載してください。

3 「1」欄の転居年月日が確定していない方については、予定により記載してください。

4 「2」欄及び「5」(1)・(2)欄は、それぞれ該当する箇所にレ点を付してください。

なお、「2」の「 年 月 日付転任命令に伴う転居」欄のカッコ内には、転任命令のあった日と転居(予定)年月日との間が通常転居に要すると認められる期間を超える場合などに、その理由を具体的に記載してください。

また、「2」の「その他やむを得ない事由」欄及び「5」(2)の「その他」欄に該当する方は、カッコ内にその内容を具体的に記載してください。ただし、転居等の事由がこの制度の要件に該当しないものであるときは、再び居住の用に供した場合においても、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用は受けられません。

(注) 転居等の事由がこの制度の要件に該当するものであるかについて、転任辞令の写しやその他やむを得ない事由を証する書類などで確認させていただくことがあります。

### (添付書類)

この届出書を提出する場合で、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を税務署長から事前に交付を受けている方は、未使用分の証明書及び申告書を一緒に提出してください。なお、紛失により提出できない方は、税務署にご相談ください。

(注) 再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けようとする場合には、確定申告が必要です。



## 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

\_\_\_\_ 税務署長  
 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日生
氏名		フリガナ	
職業		屋号	

所得税法施行令第221条の4第4項又は同令第292条の3第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同令第221条の4第5項又は同令第292条の3第5項の規定により以下のとおり届けます。

- 適用を受けようとする最初の年  
 \_\_\_\_\_年
- 各年7月1日から12月31日までの間の一定の日  
 \_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日
- 確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由
- その他参考となるべき事項
- 恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名  
 (非居住者の方でこの特例を適用する場合は記載してください。)

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL - - )

税 務 署 整 理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	年 月 日						

## 書 き 方

- 1 この届出書は、所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の年の翌年 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「適用を受けようとする最初の年」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受けようとする最初の年を記載してください。
  - (2) 「各年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間の一定の日」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定する一定の日を記載してください。
  - (3) 「確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
  - (4) 「恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名」欄には、非居住者の方で、所令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(郵便番号) \_\_\_\_\_

(納税地) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 殿

税務署長  
財務事務官

**輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書**

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付でされた輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請  
については、下記の理由によりこれを却下しましたから通知します。

記

(却下の理由)

## 不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書

### 1 作成目的

この通知書は、輸出物品販売場購入物品の譲渡（譲受け）の承認申請について、却下の通知を行う場合に作成する。

### 2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「譲渡（譲受け）」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を具体的に記載する。

### 3 教示文

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

### 4 留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。



納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

殿

### 輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた一般型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をいたしましたので、通知します。

輸出物品販売場 の所在地	
輸出物品販売場 の名称	

## 輸出物品販売場許可申請の許可通知書（一般型用）

### 1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（一般型用）（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIO）は、輸出物品販売場の許可申請（一般型用）について、許可の通知を行うために使用する。

### 2 出力対象

輸出物品販売場許可申請（一般型用）を許可する場合に出力する。

### 3 出力時期

決議書添付用

輸出物品販売場許可申請（一般型用）の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

正本及び副本

輸出物品販売場許可申請（一般型用）の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

### 4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
*	<p>通知書区分</p> <p>「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。                      ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」                      ②正本出力時・・・印字しない。                      ③副本出力時・・・「（副本）」</p>
	<p>納税地</p> <p>納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。                      (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。</p>
	<p>法人名</p> <p>「-」を表示する。                      (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。</p>
	<p>氏名・代表者氏名</p> <p>納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。                      (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。</p>
	<p>発遣番号 発送年月日</p> <p>元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。</p>
*	<p>連絡先住所</p> <p>連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。                      (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。</p>
*	<p>補完記入の表示</p> <p>1 「納税地」、「法人名等」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。                      2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。                      (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。</p>
	<p>税務署</p> <p>許可の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。</p>
	<p>許可年月日（通知本文）</p> <p>販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。</p>
	<p>輸出物品販売場の所在地</p> <p>販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。                      (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。</p>
	<p>輸出物品販売場の名称</p> <p>販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。                      (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。</p>

(注) 項目名の左欄外に「\*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の提出年月日を記載する。
輸出物品販売場の 所在地 輸出物品販売場の 名称	補完記入を要するため、「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

殿

### 輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた手続委託型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をしましたので、通知します。

輸出物品販売場 の所在地	
輸出物品販売場 の名称	

## 輸出物品販売場許可申請の許可通知書（手続委託型用）

### 1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（手続委託型用）（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI1）は、輸出物品販売場の許可申請（手続委託型用）について、許可の通知を行うために使用する。

### 2 出力対象

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）を許可する場合に出力する。

### 3 出力時期

決議書添付用

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

正本及び副本

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

### 4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
* 連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
* 補完記入の表示	1 「納税地」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。

(注) 項目名の左欄外に「\*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 法人名 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」、「法人名」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の提出年月日を記載する。
輸出物品販売場の 所在地 輸出物品販売場の 名称	補完記入を要するため、「輸出物品販売場の所在地」及び「輸出物品販売場の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号  
年 月 日

税務署長  
財務事務官

殿

承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

令和 年 月 日付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者として承認しましたので、通知します。

特定商業施設 の所在地	
特定商業施設 の名称	

## 承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

### 1 使用目的

「承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI4）は、承認免税手続事業者の承認申請について、承認の通知を行うために使用する。

### 2 出力対象

承認免税手続事業者の承認申請を承認する場合に出力する。

### 3 出力時期

決議書添付用

承認免税手続事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

正本及び副本

承認免税手続事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

### 4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
承認年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された承認年月日を印字する。
特定商業施設の所在地	販売場等事績入力画面で入力された特定商業施設の所在地を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
特定商業施設の名称	販売場等事績入力画面で入力された特定商業施設の名称を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。

### 5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	承認の対象となる「承認免税手続事業者承認申請書」の提出年月日を記載する。
特定商業施設の所在地 特定商業施設の名称	補完記入を要するため、「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。



# 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

提出用

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『変動所得・臨時所得の説明書』を参照してください。）。  
申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩（申告書第三表（分離課税用）は⑫）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

## 1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (① - ② - ③)
円	円	円	円	円
本年分の変動所得の合計額				①
①のうち雑所得に係る金額				②

臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (① - ② - ③)
円	円	円	円	円
本年分の臨時所得の合計額				③
③のうち雑所得に係る金額				④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

## 2 平均課税の税額の計算等

変動所得の計算	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円	← 前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。
		前年分の変動所得の金額	⑥		
		変動所得の平均額 (① - (⑤ + ⑥) × 1/2)	⑦		← (⑤ + ⑥) × 1/2 の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。 なお、(⑤ + ⑥) × 1/2 の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。
(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦			
平均課税対象金額	(③ + ⑦)	⑧			← 申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。
課税される所得金額		⑨			
調整所得金額の特別計算	(1) ⑨の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑨ - (⑧ × 4/5))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩（申告書第三表（分離課税用）は⑫）の金額を転記してください。
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑨ × 1/5)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)	← 確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。 ← (⑫/⑩) × 100 (小数点以下切捨て) を書いてください。 ← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬（申告書第三表（分離課税用）は⑭）に転記してください。
		特別所得金額 (⑨ - ⑩)	⑪		
税額の計算	調整所得金額⑩に対する税額	⑫		円	
	平均税率	⑬		%	
	特別所得金額⑪に対する税額 (⑪ × ⑬)	⑭		円	
	税額の計 (⑫ + ⑭)	⑮			

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円	← 申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。 また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯		
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯		← 申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。 また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。 ← 申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記し、その「区分」欄には「1」を書いてください。
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑥は書きません。			

○ この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

# 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

**控  
用**

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは『変動所得・臨時所得の説明書』を参照してください。）。  
申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉔(申告書第三表(分離課税用)は㉕)までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

## 1 変動所得・臨時所得の金額

変 種 目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (① - ② - ③)
円	円	円	円	円
本年分の変動所得の合計額				①
①のうち雑所得に係る金額				②

臨 種 目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (① - ② - ③)
円	円	円	円	円
本年分の臨時所得の合計額				③
③のうち雑所得に係る金額				④

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

## 2 平均課税の税額の計算等

変 平 均 課 税 対 象 金 額 ( ③ + ⑦ )	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
		前年分の変動所得の金額	⑥	
		変動所得の平均額 (① - (⑤ + ⑥) × 1/2)	⑦	
	(2) (1)以外の場合	本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	⑦	
課税される所得金額			⑧	
調 整 所 得 金 額 の 特 別 計 算	(1) ⑧の金額が⑧の金額を超える場合	調整所得金額 (⑧ - (⑧ × 4/5))	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 (⑧ - ⑩)	⑪	
	(2) (1)以外の場合	調整所得金額 (⑧ × 1/5)	⑩	(1,000円未満の端数切捨て)
		特別所得金額 (⑧ - ⑩)	⑪	
税 額 の 計 算	調整所得金額⑩に対する税額		⑫	
	平均税率		⑬	%
	特別所得金額⑪に対する税額 (⑪ × ⑬)		⑭	円
	税額の計 (⑫ + ⑭)		⑮	

○ 次の該当する欄を書いてください。

変 動 ・ 臨 時 所 得 金 額	(1) ④に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯	
	(3) (1),(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯	
	(4) (1),(2),(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑥は書きません。		

前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変動所得の金額を書いてください。

(⑤+⑥) × 1/2 の金額が赤字の場合には、①の金額を転記してください。なお、(⑤+⑥) × 1/2 の金額が①の金額を超える場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄のままとし、⑧の欄に③の金額をそのまま転記してください。

申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉔(申告書第三表(分離課税用)は㉕)の金額を転記してください。

確定申告の手引きの税金の計算の課税される所得金額に対する税額で求めた税額を書いてください。

(⑫/⑩) × 100 (小数点以下切捨て) を書いてください。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の③(申告書第三表(分離課税用)は⑧)に転記してください。

申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。また、上の①の金額が0円の方は、その「区分」欄に「3」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。

申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記してください。また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。

申告書B第一表の「その他」欄の⑥に転記し、その「区分」欄には「1」を書いてください。

○この用紙は

**控  
用**

です。

**申  
告  
に  
は  
、  
必  
ず**

**提  
出  
用**

を使  
っ  
て  
く  
だ  
さ  
い。

# 肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（ 年分 ）

氏 名 \_\_\_\_\_

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に記入する金額を求めます。

## 1 申告書に記載する農業所得

		① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額(①-②-③)
		円	円	円	円
農業所得	①				
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
① - ②	③				(青色申告者は青色申告特別控除後の金額)

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「①収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「所得金額等」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を書いてください。
配当控除	⑤		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書いてください。
投資税額等控除	⑥		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を書いてください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	⑧		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑮～⑰の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除等	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑱～⑳の金額を書いてください。
差引所得税額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に転記してください。 なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④の金額の頭部に「㊦」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

# 肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

（ 年分 ）

氏 名 \_\_\_\_\_

控  
用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に記入する金額を求めます。

## 1 申告書に記載する農業所得

		① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額(①-②-③)
農 業 所 得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	内			
① - ②	③				(青色申告者は青色申告特別控除後の金額)

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「①収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「所得金額等」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。

③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 2 課税総所得金額に対する税額の計算

課 税 総 所 得 金 額 対 する 税 額	④	円	← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を書いてください。
配 当 控 除	⑤		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書いてください。
投 資 税 額 等 控 除	⑥		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を書いてください。
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	⑦		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を書いてください。
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除	⑧		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑮～⑰の金額を書いてください。
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 等	⑨		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑱～⑳の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪		← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に書きした収入金額を書いてください。
⑪ × 5 %	⑫		
⑩ + ⑫	⑬		← 申告書B第一表の「税金の計算」欄の④に転記してください。なお、外国税額控除等を受ける方は税務署にお尋ねください。

○この用紙は、控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の④の金額の頭部に「宛」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。



添付書類  
(国民年金保険料の支払証明書など)

# 所得の内訳書 (書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

( 年分 )

控  
用

所得の 種類	種 目	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地、氏名・名称、電話番号	所得の基 となる資 産の量	収入金額 (源泉徴収 額を差し 引いた金 額)	源泉徴収 税額	支払確定 年月 又は支払 を受けた 年月
		(電話)		円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

○この用紙は **控用** です。申告には、必ず **提出用** を使ってください。

# 書 き 方

○ この所得の内訳書は、例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多く持っているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑などを書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利子及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利子・配当」と記載しても差し支えありません。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類)

(種 目)

営 業 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など

不 動 産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など

利 子……公社債の利子など

配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など

給 与……給料、俸給、賞与、歳費など

雑 ……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類)

(所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)

営 業 等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

不 動 産……貸地、貸家などの所在地など

利 子……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など

配 当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など

給 与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

雑 ……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。



# 給与所得者の特定支出に関する明細書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ 年分)

## 1 特定支出の金額

通勤費 【区分1】	通勤の経路・方法			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	通勤の経路・方法については二面の所定の欄に書いてください。			円	円	① 円
職務上の旅費 【区分256】	旅行先及び目的			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	② 円
転居費 【区分2】 <small>(転任に伴うもの)</small>	転任前	勤務地 住所 (又は居所)	転任後	勤務地 住所 (又は居所)	① 支出金額 ② 補填される金額のうち非課税部分等 ③ 差引金額 (A-B)	
	(再転任をした場合など書ききれないときはこの欄に書いてください。)					
研修費 【区分4】	研修の内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	④ 円
資格取得費 【区分8】 <small>(人の資格を取得するための費用)</small>	資格の内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	⑤ 円
帰宅旅費 【区分16】 <small>(単身赴任に伴うもの)</small>	勤務地 (又は居所)	配偶者等の居住する場所		① 支出金額 ② 補填される金額のうち非課税部分等 ③ 差引金額 (A-B)		
	(勤務地や配偶者等の居住する場所が変わった場合など書ききれないときは、この欄に書いてください。)					円
勤務必要経費	図書名及び内容			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	⑦ 円
衣服費	衣服の種類			① 支出金額	② 補填される金額のうち非課税部分等	③ 差引金額 (A-B)
	(職務の内容)			円	円	⑧ 円
交際費等	接待等について			① 支出金額 ② 補填される金額のうち非課税部分等 ③ 差引金額 (A-B)		
	内容	相手方の氏名・名称	相手方との関係			円
(職務の内容)			円	円	⑨ 円	
小 計 (⑦+⑧+⑨)						⑩ (最高65万円)
特定支出の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑩)						⑪
適用を受ける特定支出の区分の合計 (適用を受ける特定支出の各区分の【番号】を合計します。)						⑫

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(注) 「②補填される金額のうち非課税部分等」とは、特定支出について、給与等の支払者により補填される部分のうち非課税部分及び雇用保険法に基づく教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法に基づく父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分をいいます。

## 2 特定支出控除適用後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額	⑬		円	← 申告書第一表の「収入金額等」欄の給与の金額を書いてください。
特定支出控除適用前の給与所得金額	⑭			← 確定申告の手引きで計算した所得金額を書いてください。
給与所得控除額 (⑬-⑭)	⑮			
⑮ × 1 / 2	⑯			
特定支出控除の金額 (⑩-⑯)	⑰		(赤字の場合は0)	← (注) ⑰欄が赤字の場合は特定支出控除の適用はありません。
特定支出控除適用後の給与所得金額 (⑬-⑯-⑰)	⑱			← 申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に転記してください。所得金額調整控除の適用がある場合には、⑱欄の金額に代わり、確定申告の手引きで計算した給与所得の金額を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与に書いてください。

- ◎ 上記⑪の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX,XXX 円
- ◎ 上記⑫の数字を申告書第一表の「所得金額等」欄の給与の「区分」欄に書きます。
- ◎ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

◎ 通勤の経路及び方法

○ 年の中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑩欄は、例えば、次のように書いてください。
  - ・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
  - ・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費(人の資格を取得するための費用)の区分「8」を合計した「12」
  - ・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「2」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」  
 と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、職務上の旅費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。）ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑤及び⑥の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑤及び⑥の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の⑥欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の⑥欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に⑦と表示してください。





# 損益の通算の計算書 (書き方については、控用の計算書の裏面を読んでください。)

( 年分 )

氏 名

提出用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

## 1 経常所得の損益の通算

A	経 常 所 得	①	円
---	---------	---	---

・ 申告書B第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

## 2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類			④ 差引金額	⑤ 通 算 後		⑥ 特別控除額		⑦ 譲渡・一時所得の通算後	
								円	円
B	譲渡	短期	①	通	算	②	円	③	円
		長期	②						
	一時	分 離 (特定損失額)	△	算	④	円	⑤	円	⑥
		総 合	③						
一 時			④	(赤字のときは0)		⑤	円	⑥	円

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください。）。

※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。

3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。

i 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と⑧の金額（赤字のときは0）を書きます。

ii 「⑤通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑧の順に、それぞれ⑦と⑧の金額を書きます。

ただし、⑦と⑧の合計額は50万円が限度となります。

4 「一時」の「⑥特別控除額」の⑨には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

## 3 損益の通算

所得の種類			① 通 算 前	② 第1次通算後		③ 第2次通算後		④ 第3次通算後		⑤ 所 得 金 額
A	経 常 所 得		①	第 1 次	第 2 次	第 3 次	⑥	円	⑦	円
B	譲渡	短期	②	次	通	算	⑧	円	⑨	円
		長期	③							
	一時	分 離 (特定損失額)	△	算	⑩	円	⑪	円	⑫	円
		総 合	④							
一 時			⑤	(赤字のときは0)		⑪	円	⑫	円	
C	山 林		⑥	⑬		⑭		⑮	円	
D	退 職		⑦	⑯		⑰		⑱	円	
所得金額の合計額（①から⑱までの合計額）									⑲	円

1 「①通算前」の①、②から⑦は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。

2 「山林」の⑥及び「退職」の⑦は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

# 損益の通算の計算書 (書き方については、裏面を読んでください。)

(                      年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

控  
用

この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

## 1 経常所得の損益の通算

A	経 常 所 得	①	円
---	---------	---	---

・ 申告書B第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

## 2 譲渡・一時所得の損益の通算

所得の種類			① 差引金額		② 通 算 後		③ 特別控除額		④ 譲渡・一時所得の通算後	
			円		円		円		円	
B	譲 渡 期	短期	総 合		⑦		⑧	譲 渡 ・ 一 時 所 得 の 通 算	③	
		長 期	分 離 (特定損失額)	△					④	
		総 合		①		⑨			⑤	
	一 時		----->		②	(赤字のときは0)	⑩			⑥

- 「①差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。  
「①差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください）。  
※ 譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。
- 「譲渡」の「③特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。  
i 「②通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と⑧の金額（赤字のときは0）を書きます。  
ii 「②通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑧の順に、それぞれ⑦と⑧の金額を書きます。  
ただし、⑦と⑧の合計額は50万円が限度となります。
- 「一時」の「③特別控除額」の⑩には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

## 3 損益の通算

所得の種類			① 通 算 前		② 第1次通算後		③ 第2次通算後		④ 第3次通算後		⑤ 所 得 金 額	
			円		円		円		円		円	
A	経 常 所 得		①		第1		第2		第3		⑩	
B	譲 渡 期	短期	総 合	③	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
		長 期	分 離 (特定損失額)	④								
		総 合	⑤									
	一 時		⑥									
C	山 林		----->	⑦							⑭	
D	退 職		----->	⑧		(赤字のときは0)					⑮	
所得金額の合計額（①から⑬までの合計額）										⑯		

- 「①通算前」の①、③から⑥は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。
- 「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

○ 申告書への転記については、裏面を読んでください。

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

# 損益の通算の計算書の書き方

## 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

### (1) 「㉔通算後」の「譲渡」の各欄

「㉔差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㉔差引金額」の金額をそのまま転記します。）。

・ 「㉔差引金額」が赤字と黒字の場合…「㉔差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。

### (2) 「㉕譲渡・一時所得の通算後」の各欄

「㉕通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㉕通算後」の金額から「㉖特別控除額」を差し引いた金額になります。

### ii i 以外の場合

⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑫の金額を「収入金額等」欄の㉒に、⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。

### ハ 「収入金額等」欄の㉑及び「所得金額等」欄の⑩

⑩の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑩と⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。

### (2) 申告書第三表（分離課税用）

#### ・ 「所得金額等」欄の㉓及び㉔

⑮の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉓に、⑯の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。

## 2 「3 損益の通算」の各欄

### (1) 「㉗第1次通算後」の各欄

イ 「㉗通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㉗通算前」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㉗通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。

ハ 「㉗通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。

### (2) 「㉘第2次通算後」の各欄

イ 「㉘第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㉘第1次通算後」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㉘第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。

ハ 「㉘第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。

### (3) 「㉙第3次通算後」の各欄

イ 「㉙第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。

ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㉙第2次通算後」の金額をそのまま転記します。

### (4) 「㉚所得金額」の各欄

イ 「㉚第3次通算後」の⑨と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「㉚所得金額」の⑭には、⑨と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㉚第3次通算後」の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「㉚所得金額」に「㉚第3次通算後」の金額を転記します。

## 3 申告書への転記

### (1) 申告書B第一表

#### イ 「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩

申告書B第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩には、損益の通算前の金額を書きます（『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用』参照）。

#### ロ 「収入金額等」欄の㉑、㉒及び「所得金額等」欄の⑩

i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合

③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉑に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉒に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額等」欄の⑩にそれぞれ転記します。

# 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面を参照してください。)

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → { 事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

		①	②	③	合計 (①から③までの計)	
取引の内容	種類				/	
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	枚	枚	枚		
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円	円	円	円	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計(①+③)又は(②+③) ④					
必要経費等	手数料等 ⑤					
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計(⑦から⑨までの計) ⑩					
計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪						
所得金額(④-⑪) ⑫						

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)に「0」と書いてください。

- (※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
- ◎ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
  - ◎ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
  - ◎ ④本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。



「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはまるものを○で開んでください。 → 事業所得用 譲渡所得用 雑所得用

令和〇〇年分 氏名 〇 〇 〇 〇

		④	⑤	⑥	合計 (④から⑥までの計)
取引の内容	種類	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	決済年月日	××・××・××	〇〇・〇〇・〇〇	△△・△△・△△	
	数量	枚 40	枚 10	枚 30	
	決済の方法	仕切	仕切	仕切	
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円 2,620,000	円 △ 300,000	円 90,000	円 2,410,000
	譲渡による収入金額(*) ②				
	その他の収入 ③				
	計 (①+③)又は(②+③) ④	2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必要経費等	手数料等 ⑤	166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費 ⑥				
	消費税等 ⑦	16,600	8,300	24,000	48,900
	⑧				
	⑨				
	小計 (⑦から⑨までの計) ⑩	16,600	8,300	24,000	48,900
計 (⑤+⑩)又は(⑥+⑩) ⑪	182,600	91,300	264,000	537,900	
所得金額 (④-⑪) ⑫	2,437,400	△ 391,300	△ 174,000	1,872,100	

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦)に「0」と書いてください。

(※)カバーワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

○ ④から⑥の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の〇〇申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」も併せて作成してください。

- ◎ 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
- ④から⑥の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
  - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
    - 商品先物取引等  
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン、NYMEX原油のように記載してください。
    - 金融商品先物取引等  
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP-c、大証日経300OP-p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円3か月金利、円3か月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載してください。
    - カバードワラントの取得  
カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証TOPIX、大証ハンセン指数OP、大証米ドルのように記載してください。
  - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
  - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
  - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
  - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
- (注)事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- ◎ カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
- 「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
  - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

# 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㉞	円 ㉟	円 ㊱

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉞	㊱

医療費の合計	A (㉞+㉟) 円	B (㊱+㊲) 円
--------	-----------	-----------

## 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E
Bと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。  
 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。  
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額  
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)  
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉟の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

## 医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

### 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称  
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

#### (1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

#### (2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

#### (3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

### 記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

### 2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

#### (1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

#### (2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

#### (3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

#### (4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

#### (5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇△病院に入院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円  
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円  
〇△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

### 記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	〇△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	円

## 添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」（添付）

● 医療費通知（原本）「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。（添付）

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

◎ ストマ用器具の購入費用

ストマ用器具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

# 年分 医療費控除の明細書【内訳書】(次 葉)

氏 名 \_\_\_\_\_

「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

## 2 医療費(上記1以外)の明細(つづき)

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
小		計		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ( )
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

## 2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額 円
合 計		A	B

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円	A	←
保険金などで補てんされる金額		B	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C	
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D	

(申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。)

## 重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

## セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

### 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

#### (1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。

#### (2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

### 2 特定一般用医薬品等購入費の明細

#### (1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。  
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

#### (2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

#### (3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

#### (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例	
国 税 薬 局	
虎ノ門店 TEL: 03-***** 東京都千代田区麹町*****	
■ 領収書 ■	
xxxx年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
スツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥691
-----	
小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥293
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778
-----	
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

### 記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○、○○○	13,753	円
//	○○○、○○○、○○○○、○○○○		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

## 添付又は提示が必要な書類

● この「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

- ※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをして差し支えありません。
- ※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- ※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

# 年分 セルフメディケーション税制の明細書(次 葉)

氏 名 \_\_\_\_\_

「2 特定一般用医薬品等購入費の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

## 2 特定一般用医薬品等購入費の明細(つづき)

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
		円	円
小	計		

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

### 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

( 年分) 所得用 氏名

本年外消費税額等に生じた必要経費に係る控除の対象	課税仕入れ等の税額等	①	円	← { 二面の①の金額を転記します。 二面の②の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②			
	控除対象外消費税額等 (① - ②)	③	(赤字のときは0)		
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④			
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤		← { 本年分の必要経費に算入します。 この割合が80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を本年分の必要経費に算入します。 ◎この場合には、⑦欄～⑩欄は書かないでください。	
	消費税の課税売上割合	⑥	円 円		
	繰延等の消費の税算	繰延 ④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
		繰延 ④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧		
		繰延 ④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑨		
		繰延 繰延消費税額等 (④ - ⑦ - ⑧ - ⑨)	⑩		
	⑩のうち本年分の必要経費算入額 (⑩ × $\frac{1}{60}$ × $\frac{1}{2}$ )	⑪			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩ - ⑪)	⑫			
前年の必要経費算入額等の明細	前年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑬		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑭			
	⑭のうち本年分の必要経費算入額 (⑭ × $\frac{1}{60}$ )	⑮			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭ - ⑮)	⑯			
2年前に生じた繰延消費税額等の明細	2年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑰		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑱			
	⑱のうち本年分の必要経費算入額 (⑱ × $\frac{1}{60}$ )	⑲			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱ - ⑲)	⑳			
3年前に生じた繰延消費税額等の明細	3年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	㉑		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑳の金額)	㉒			
	㉒のうち本年分の必要経費算入額 (㉒ × $\frac{1}{60}$ )	㉓			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒ - ㉓)	㉔			
4年前に生じた繰延消費税額等の明細	4年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉕		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉔の金額)	㉖			
	㉖のうち本年分の必要経費算入額 (㉖ × $\frac{1}{60}$ )	㉗			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖ - ㉗)	㉘			
5年前に生じた繰延消費税額等の明細	5年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉙		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉘の金額)	㉚			
	㉚ × $\frac{1}{60}$	㉛			
	㉛のうち本年分の必要経費算入額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額)	㉜			← { この金額は、本年分の必要経費に算入します。

※1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。  
 分子  $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$  (輸出取引等の金額を含みます。)  
 分母  $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$  (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)  
 (注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※2 ⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいいます。



資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 本年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 2 前年以前に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ 円	④ (③×1.7/6.3) 円	⑤ 円	⑥ (⑤ × 2.2 / 7.8) 円	⑦ 円	⑧ (⑦ × 1.76 / 6.24) 円	⑨ (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) 円
控除対象仕入税額等	⑩	⑪ (⑩×1/4)	⑫	⑬ (⑫×1.7/6.3) 円	⑭	⑮ (⑭ × 2.2 / 7.8) 円	⑯	⑰ (⑯ × 1.76 / 6.24) 円	⑱ (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰) 円

一面の①欄に転記します。

一面の②欄に転記します。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例  
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**  
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

( 年分 )

氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを 除きます。)	③	
給与所得の収入金額		④	
55万円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)
55万円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得の額	③と⑤とのいずれか 少ない方の金額	⑨	

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

## 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

### 1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円に満たない方

(注)1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

- 2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

### 2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務又はその他（以下「業務等」といいます。）に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と55万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務等に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務等に係る雑所得の総収入金額と55万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務等に係る雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

### ● 特例の適用を受けるための手続

- i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に依りそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- ii 2の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から2の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

- iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

- iv 2の(3)に当てはまる場合は、**表面**の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

共有者のフリガナ 共有者の氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項

※ ③が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に④、⑦に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

5 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分 (A) 家屋 (B) 土地等 (C) 合計 (D) 増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

(E) 住宅のみ (F) 土地等のみ (G) 住宅及び土地等 (H) 増改築等

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 ⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

整理欄 登録 登記 残 確 証 認定 付 仮 A B C

一面 提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。		⑪		円						
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	円
		平成25年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	円
		平成24年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	円
		平成23年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \dots \text{⑬} \times 0.02 + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 = \text{⑮}$	円
		平成19年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \dots \text{⑬} \times 0.02 + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 = \text{⑮}$	円
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	6	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \dots \text{⑬} \times 0.02 + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 = \text{⑮}$	円
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \dots \text{⑬} \times 0.02 + (\text{⑭} - \text{⑬}) \times 0.01 = \text{⑮}$	円
		平成25年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円
		平成24年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円
7	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円	
		平成24年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$				平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円
8	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成23年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	8		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円	
		平成22年中に居住の用に供した場合		$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$				平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	円

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面  
提出用  
○二面は一面と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所 郵便番号 電話番号 フリガナ 氏名

(共有者の氏名)

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for housing items and land items, including acquisition date, subsidies, and area.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table for renovation items including acquisition date, subsidies, and costs.

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% (with explanatory text for 10% rate)

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table for acquisition price calculation with columns for house, land, total, and renovation.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table for mortgage balance calculation with columns for house, land, total, and renovation.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table for special provisions on renovation and mortgage interest, including columns for elderly, energy-saving, and durability improvements.

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 20 00

※次に該当する場合に、書いてください。

Table for special provisions on mortgage interest deduction, including columns for 8% and 10% consumption tax and double application.

# 令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高8万円)	5	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高10万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)						
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
7		平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	
								住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	
8		平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)		
								平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高36万円)	
								平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高48万円)	

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二  
面  
住

# 令和 〇 2 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

## 1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	整理番号	□□□□□□□□
	電話番号	( )		
フリガナ				フリガナ
氏名				氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成□□.□□.□□ 令和□□.□□.□□	(平成□□.□□.□□)
補助金等控除前の取得対価の額	② □□□□□□□□	③ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	④ □□□□□□□□	⑤ □□□□□□□□
取得対価の額 (②-④(①-⑤))	⑥ □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑧ □□□□.□□	⑨ □□□□.□□
うち居住用部分の(床)面積	⑩ □□□□.□□	⑪ □□□□.□□

## 3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑫ 平成□□.□□.□□ 令和□□.□□.□□
補助金等控除前の増改築等の費用の額	⑬ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	⑭ □□□□□□□□
増改築等の費用の額 (⑬-⑭)	⑮ □□□□□□□□
⑮のうち居住用部分の金額	⑯ □□□□□□□□

※ ⑮が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%  8%  10%  税率が10%の場合に⑮、⑯に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) □□□□□□□□

## 5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① □□□□/□□□□	② □□□□/□□□□		④ □□□□/□□□□
(⑤, ⑥, ⑦) × ① ※共有でない場合は⑤, ⑥, ⑦を書いてください。	⑤ (⑤ × ①)	⑥ (⑥ × ②)	③ (⑤+⑥)又は(⑥+⑤)	④ (④ × ①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③ □□□□□□□□	④ □□□□□□□□	⑤ □□□□□□□□	⑥ □□□□□□□□
あなたの持分に係る取得対価の額等 (③-④)	⑦ □□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□	⑨ □□□□□□□□	⑩ □□□□□□□□

## 6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑪ 住宅のみ	⑫ 土地等のみ	⑬ 住宅及び土地等	⑭ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑪ □□□□□□□□	⑫ □□□□□□□□	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の⑬の割合	⑮ □□□□.□□	⑯ □□□□.□□	⑰ □□□□.□□	⑱ □□□□.□□
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。				
住宅借入金等の年末残高 (付表)の⑬の金額	⑮ □□□□□□□□	⑯ □□□□□□□□	⑰ □□□□□□□□	⑱ □□□□□□□□
※連帯債務がない場合には、⑮の金額を書きます。				
⑮と⑱のいずれか少ない方の金額	⑲ □□□□□□□□	⑳ □□□□□□□□	㉑ □□□□□□□□	㉒ □□□□□□□□
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉓ ㉑ ÷ ⑮	㉔ ㉒ ÷ ⑱	㉕ □□□□.□□	㉖ □□□□.□□
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑲ × ㉕)	㉗ □□□□□□□□	㉘ □□□□□□□□	㉙ □□□□□□□□	㉚ □□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑲+⑳+㉙+㉚)	㉛ □□□□□□□□			㉜ □□□□□□□□
※ ㉛の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉛」欄に転記します。				

## 7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑮欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
	⑫ □□□□□□□□	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□	⑮ □□□□□□□□
⑫ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑯ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑬又は⑬×Dの⑰)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑮と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
	⑯ □□□□□□□□	⑰ □□□□□□□□	⑱ □□□□□□□□	

## 8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 □□ 20 □□□□□□□□

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	⑳ 又は㉑の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑	□□□□□□□□	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉒の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例	㉒	□□□□□□□□
	㉓	㉔	㉕ 又は ㉖の金額 (10%に係る部分のみ)	㉖	□□□□□□□□					

## 9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない

一面

控用

この用紙は控用です。

申告には、必ず提出用を使ってください。



# 令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高20万円)				平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高8万円)	5	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 = \text{⑫}$	(最高10万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高50万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万円)
			平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高30万円)						
			平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高40万円)						
			平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)						
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪の金額(最高1,000万円)} \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 = \text{⑫}$	(最高12万5千円)	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高60万円)		
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高36万円)	8		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 = \text{⑫}$	(最高48万円)		

※1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。

※2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑬欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額を記載します。	⑬	円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

二面控用 ○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。



それぞれ⑩欄の面積は「㉔×㉕の㉖」又は「㉗×㉘の㉙」とし、㉚の㉛欄は、それぞれ㉜の㉝欄の割合又は㉞の㉟欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) ㉜の㉝欄の記入に当たって、㉞の㉟欄と㊱の㊲欄の割合又は㊳の㊴欄と㊵の㊶欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉞の㉟欄の割合又は㊵の㊶欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉜の㉝欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \quad \text{㉜の㉝欄の金額(円)} \times \frac{\text{㉞の㉟欄又は㊱の㊲欄の金額(円)}}{\text{㉞の㉟欄の金額(円)}} \times \text{㉞の㉟欄又は㊱の㊲欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

$$ii \quad \text{㉜の㉝欄の金額(円)} \times \frac{\text{㊱の㊲欄の金額(円)}}{\text{㉞の㉟欄の金額(円)}} \times \text{㊱の㊲欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

- (4) ㊱欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	㊱欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

## 5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑫欄から⑯欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

⑫欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑬欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑭欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑮欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

⑯欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。

※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 6 二面への転記

一面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

(1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑲欄へ転記

(2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑲欄へ転記

(3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑲欄へ転記

## 7 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

(1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合

「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には㉕の㉖欄又は㉕の㉗欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。

(2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉔欄に記載します。

(3) (2)以外の重複適用を受ける場合

「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉔欄に記載します。

※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

## 8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

㉕(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：令和2年10月13日居住開始(特別特定))を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉖(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：令和2年2月13日居住開始(特別特定))のいずれも記載します。

# (付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

( 年分 )

## 1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合計等			
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円		
	各共有者の共有持分 ②	—				—	—	/
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	円				円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④	/			円		
	各共有者の共有持分 ⑤	—				—	—	/
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥	円				円	円	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦					/			
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額 ⑧					(A+B+C) 円		
	借入	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨				(A+B+C)		
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				/		
	資金	連帯債務による当初借入金額 ⑪	/			円		
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫						

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます。)の2の③(増改築等の場合は3の⑦)及び2の④の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。  
 ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。  
 ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

## 2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	/
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭	%	%	%	%
※小数点以下第2位まで書きます。				100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮	円	円	円	/
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯				/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

提出用

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# (付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

( 年分 )

## 1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合計等			
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円		
	各共有者の共有持分 ②	—				—	—	/
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	円				円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④	/			円		
	各共有者の共有持分 ⑤	—				—	—	/
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥	円				円	円	
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦					/			
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円			
	借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨				(A+B+C)		
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				/		
	連帯債務	連帯債務による当初借入金額 ⑪	/			円		
		当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫						

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これらを「計算明細書」といいます)の2の③(増改築等の場合は3の⑦)及び2の⑤の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
  - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

## 2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨)	⑬ (赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪)	⑭	%	%	%	%	%
※小数点以下第2位まで書きます。						100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭)	⑮	円	円	円	円	円
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)	⑯					/

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

控  
用

○ この用紙は「控用」です。申告には、必ず「提出用」を使ってください。

令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
  - ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
  - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-
	電話番号	( )
フリガナ		
氏名		

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	【再び居住の用に供した場合の適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 年 月 日	( 年 月 日)
補助金等控除前の取得対価の額	② 円	③ 円
交付を受ける補助金等の額	④	⑤
取得対価の額(②-④)	⑥	⑦
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑧ m <sup>2</sup>	⑨ m <sup>2</sup>
うち居住用部分の(床)面積	⑩	⑪

居住開始年月日	㉗ 年 月 日	円
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉘	
交付を受ける補助金等の額	㉙	
増改築等の費用の額(㉘-㉙)	㉚	
㉗のうち居住用部分の金額	㉛	

※ ㉚が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

※該当する税率を( )で囲んでください。

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㉜、㉝に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①			
(②、③、④)×① ※共有でない場合は、②、③、④を書いてください。	②	③(③×④の①)	④(④×⑤の①)	⑥(③+④の①) 又は(⑤の②+⑥の②)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③			
あなたの持分に係る取得対価の額等(②-③)	④			

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉞住宅のみ	㉟土地等のみ	㊱住宅及び土地等	㊲増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑨ %	⑩ %	⑪ %	⑫ %
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
④と⑬のいずれか少ない方の金額	⑰			
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑱(⑰÷⑮) %	⑲(⑰÷⑮) %	⑲(⑰÷⑮) %	⑲(⑰÷⑮) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑰×⑱)	⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円	㉓ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額(㉞の⑰+㉟の⑱+㊱の⑲+㊲の⑳) ※ ㉑の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉑」欄に転記します。	㉑			㉒

整理欄	入力	住民	台帳番号	一連番号
-----	----	----	------	------

## 7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑫	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑮	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑯	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×一面の⑰の⑰)	⑱	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑰と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※三面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	⑲	

※ ⑫欄から⑯欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方』の5をご覧ください。

## 8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑳	円 00
※ 三面の⑳金額を転記します。		

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の文字に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋：1 増改築等：2	一面の㉑又は㉒の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑	円
			一面の㉓の㉔又は㉓の㉕の金額 (10%に係る部分のみ)	㉒	

重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、三面の㉖金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	㉖	円 00

## 9 控除証明書の要否

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

# ○ 令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

提出用

三面

○ 三面

は、一面

及び二面

と一

緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉑
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉒	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉓
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉔	平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉕
		平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉖	平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉗
		平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉘	高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	㉛	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	㉜
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	㉝	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	㉞
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉟	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊱
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊲	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊳
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊴	平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊵
		平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊶	平成24年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㊷
7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	㊸	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	㊹
		平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊺	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……㉙ ⑲の金額( ) $+ (\text{㉙} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	㊻
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊼	平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊽
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊾	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊿
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	㊿			

※1 ㉑欄の金額を二面の㉑欄に転記します。

※2 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉒欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉒欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉒	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額を記載します。	㉒	円
			00
			00

※ ㉒欄の金額を二面の㉒欄に転記します。



令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

控  
用

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
  - ・ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
  - ・ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
- この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一  
面

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	-
	電話番号	( )
フリガナ		
氏名		

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<b>【再び居住の用に供した場合の再適用】</b> <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける		<b>【再び居住の用に供した場合の適用】</b> <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	㊀ 年 月 日	( 年 月 日)		
補助金等控除前の取得対価の額	㊁ 円	㊂ 円		
交付を受ける補助金等の額	㊃	㊄		
取得対価の額(㊁-㊃(㊂-㊄))	㊅	㊆		
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊇ m <sup>2</sup>	㊈ m <sup>2</sup>		
うち居住用部分の(床)面積	㊉	㊊		

居住開始年月日	㊋ 年 月 日	円
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊌	
交付を受ける補助金等の額	㊍	
増改築等の費用の額(㊌-㊍)	㊎	
㊌のうち居住用部分の金額	㊏	

※ ㊎が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

※該当する税率を( )で囲んでください。

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊐、㊑に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

5 家屋や土地等の取得対価の額

	㊒ 家屋	㊓ 土地等	㊔ 合計	㊕ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	①			
(㊅、㊆、㊎)×① ※共有でない場合は、㊅、㊆、㊎を書いてください。	②	㊉(㊉×㊂の①)	(㊁の②+㊂の②) 又は(㊂の②+㊄の②)	㊏(㊏×㊄の①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	③			
あなたの持分に係る取得対価の額等(②-③)	④			

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊖ 住宅のみ	㊗ 土地等のみ	㊘ 住宅及び土地等	㊙ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑨ %	⑩ %	⑪ %	⑫ %
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円
④と⑬のいずれか少ない方の金額	⑰			
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑱ (㊖÷⑰) %	⑲ (⑭÷⑰) %	⑲ (⑱÷⑰) %	⑲ (⑱÷⑰) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑰×⑱)	⑲ 円	⑲ 円	⑲ 円	⑲ 円
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊖の⑲+㊗の⑲+㊘の⑲+㊙の⑲) ※ ㊙の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊙」欄に転記します。	㊙			㊙

整理欄	入力	住民	台帳番号	一連番号
-----	----	----	------	------

控  
用

氏名 \_\_\_\_\_

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑫	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑮	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑯	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫+⑭+⑮+⑯)	⑰	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×一面の⑰の⑰)	⑱	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑰と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※三面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	⑲	

※ ⑫欄から⑯欄までの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方』の5をご覧ください。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑳	円 00

※ 三面の⑳の金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の文字に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋：1 増改築等：2	一面の㊸又は㊹の金額 (10%に係る部分のみ)	㊸	円
			一面の㊺の㊻又は㊺の㊼の金額 (10%に係る部分のみ)	㊹	

重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、三面の㊽の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
	㊽	円 00

9 控除証明書の要否

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

二  
面

この用紙は  
控  
用

です。

申告には、必ず

提出用

を使っ  
てくだ  
さい。

# ○ 令和2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

控  
用

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円				
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受けられる場合(2から8のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高40万円) 円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	㉑ (最高50万円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑳ (最高20万円) 円	㉑ (最高30万円) 円					
	平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高20万円) 円	㉑ (最高30万円) 円					
	平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高30万円) 円	㉑ (最高40万円) 円					
	平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高40万円) 円	㉑ (最高30万円) 円					
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	⑳ (最高8万円) 円	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪の金額}(\dots\text{②}) \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 =$	㉑ (最高12万5千円) 円
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	⑳ (最高10万円) 円			㉑ (最高12万円) 円		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高50万円) 円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したとき	$\text{⑪の金額}(\dots\text{②}) \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 =$	㉑ (最高12万5千円) 円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑳ (最高30万円) 円	㉑ (最高12万円) 円					
	平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高30万円) 円	㉑ (最高12万円) 円					
	平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳ (最高40万円) 円	㉑ (最高12万5千円) 円					
	平成23年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	⑳ (最高60万円) 円	㉑ (最高48万円) 円					
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	⑳ (最高60万円) 円	8	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成28年4月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪の金額}(\dots\text{②}) \times 0.02 + (\text{㉑} - \text{㉒}) \times 0.01 =$	㉑ (最高12万5千円) 円
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	⑳ (最高36万円) 円			㉑ (最高48万円) 円		
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	⑳ (最高48万円) 円			㉑ (最高60万円) 円		

- ※1 ㉑欄の金額を二面の㉑欄に転記します。
- ※2 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

- 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の㉑欄を記載します。  
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額を記載します。	㉑	円

※ ㉑欄の金額を二面の㉑欄に転記します。

三  
面

○この用紙は

控  
用

です。

申告には、必ず

提出用

を使ってください。

# 令和2年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方

○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、『(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。

## 1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄

所定の欄に該当する事項を書いてください。

また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。

なお、「その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用」欄は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック（✓）します。

## 2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「（ 年 月 日）」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊸欄、㊹欄又は㊺欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊹欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊸欄又は㊹欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊸欄の金額 (円)}}{\text{㊸欄の金額 (円)} + \text{㊹欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊸欄へ転記}$$

### ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」} \\ \text{の補助金等の額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊹欄の金額 (円)}}{\text{㊸欄の金額 (円)} + \text{㊹欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊹欄へ転記}$$

## 3 「4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

## 4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

㊻欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊼の㊻欄又は㊽の㊻欄に転記してください。

### i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{特例の適用を受けた金額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\text{㊼欄の金額 (円)}}{\text{㊼欄の金額 (円)} + \text{㊽欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊼の㊻欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{aligned} & \left[ \begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例} \\ \text{の適用を受けた金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{「家屋及び土地等」に関し} \\ \text{特例の適用を受けた金額} \end{array} \right] \times \frac{\text{㉑欄の金額 (円)}}{\text{㉒欄の金額 (円)} + \text{㉓欄の金額 (円)}} = \text{(円)} \\ & \hspace{10em} \Rightarrow \text{㉒の㉓欄へ転記} \end{aligned}$$

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ㉑欄には、金融機関等から交付を受けた『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。

なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ㉑欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㉑の㉑欄と㉒の㉑欄の割合又は㉒の㉑欄と㉓の㉑欄の割合の差が10%以内（㉑欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ㉑の面積は「㉒×㉑の㉑」又は「㉓×㉑の㉑」とし、㉒の㉑欄は、それぞれ㉑の㉑欄の割合又は㉓の㉑欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ㉑の㉑欄の記入に当たって、㉑の㉑欄と㉒の㉑欄の割合又は㉒の㉑欄と㉓の㉑欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉑の㉑欄の割合又は㉓の㉑欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉑の㉑欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ㉑の㉑欄の金額 (円) ×  $\frac{\text{㉒の㉑欄又は㉓の㉑欄の金額 (円)}}{\text{㉒の㉑欄の金額 (円)} + \text{㉓の㉑欄の金額 (円)}}$  × ㉑の㉑欄又は㉓の㉑欄の割合 (%) = (円)

ii ㉑の㉑欄の金額 (円) ×  $\frac{\text{㉒の㉑欄の金額 (円)}}{\text{㉒の㉑欄の金額 (円)} + \text{㉓の㉑欄の金額 (円)}}$  × ㉑の㉑欄の割合 (%) = (円)

(4) ㉑欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	㉑欄の最高限度額			
	三面番号1及び2	三面番号3及び4 (認定住宅の特例)	三面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	三面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から令和2年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円) (※1)	5,000万円 (3,000万円) (※1)	5,000万円 (3,000万円) (※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

㉑欄から㉑欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

㉑欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㉑欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㉑欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㉑欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

㉑欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは補助金等の額を控除した後の金額を書きます。
- ※2 ⑫欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑮欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑯欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 7 三面への転記

一面の⑪欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。

また、二面⑱欄の金額は、以下の区分に応じて三面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、三面番号5の⑱欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、三面番号6の⑱欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、三面番号7の⑱欄へ転記

## 8 「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑳欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用（二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。）を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

## 9 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

㉑（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（例：令和2年10月13日居住開始（特別特定））を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

㉒（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税額の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等又は増改築等をした家屋に係る居住開始年月日等（例：平成23年4月10日居住開始）と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：令和2年2月13日居住開始（特別特定））のいずれも記載します。

- 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

- 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ』を参照してください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

# 政党等寄附金特別控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	政党等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	
	① + ②	③
所得金額の合計額 ④		
④ × 40 %		⑤

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(政党等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

## 2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25 %	⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記してください。

申告書A第一表は⑦の金額、申告書B第一表は⑧の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑬～⑮欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑯の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑰の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

# 政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

## 1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

## 2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、表面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

## 3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。



# 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
( ⑦ - ⑧ ) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書A第一表は⑦の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑳～㉒欄、申告書Bは㉓～㉕欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

# 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるといえることはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）をいいます。

## 1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限り）をいいます。

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、表面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

## 3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

## 4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）

(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(2) その寄附金の額

(3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

(4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

また、本年中に入場料等払戻請求権を放棄した場合に、特定放棄払戻請求権相当額について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合にも使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。特定放棄払戻請求権相当額の合計額を太線の欄に書いてください。  
(公益社団法人等寄附金、特定放棄払戻請求権相当額の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	.	.
	.	.
	.	.

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額  
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書A第一表は⑦の金額、申告書B第一表は⑨の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩~⑫欄、申告書Bは⑬~⑮欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑯の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

# 公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の3で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

また、本年中に指定行事の中止等により生じた入場料金等の払戻しを請求する権利を放棄した場合のその放棄した金額（以下「特定放棄払戻請求権相当額」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の3で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この公益社団法人等寄附金及び特定放棄払戻請求権相当額については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金及び特定放棄払戻請求権相当額の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならないと、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるといえることはできません。

## 1 公益社団法人等寄附金

①から⑥の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。

① 公益社団法人及び公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人、社会福祉法人、更生保護法人

② 国立大学法人、③ 公立大学法人、④ 独立行政法人国立高等専門学校機構

⑤ 独立行政法人日本学生支援機構、⑥ 大学共同利用機関法人

注1 上記②から④の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のもの又は学生等に対する研究への助成のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

2 上記⑤の法人に対する寄附金については、学生等に対する研究への助成のための事業に充てられることが確実である一定のもの、上記⑥の法人に対する寄附金については、学生等に対する研究への助成のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

## 2 特定放棄払戻請求権相当額

文部科学省が指定する行事の中止、延期、規模の縮小により生じた入場料金等の払戻しを請求する権利の全部又は一部を放棄した場合に、その放棄をした入場料金等の払戻しを請求する権利の価額をいいます。

## 3 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

注1 特定放棄払戻請求権相当額がある場合は、その金額を①の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」に加算します。なお、特定放棄払戻請求権相当額が20万円を超えるときは、20万円を加算します。

2 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。

4 具体的な控除額の計算は、表面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

## 4 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

## 5 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほかに、次の区分に応じた書類（特定放棄払戻請求権相当額がある場合は、主催者等から交付された「指定行事証明書」の写し）及び「払戻請求権放棄証明書」（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①に該当する場合	1の②～⑥に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限ります。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援又は研究への助成等のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限ります。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項又は第4項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日に発行されたものに限ります。）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

# 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

## 1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

## 2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日	
総 床 面 積	②	㎡	
②のうち居住用部分の床面積	③		
床面積1㎡当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	45,300	円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/	

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

## 3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額 ( ④ × ② )	⑥	円	
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は ( ⑥ × ⑤ )	⑦		
居 住 用 割 合 ( ③ ÷ ② ) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%	
居住用部分に相当する費用の額 ( ⑦ × ⑧ )	⑨	円	
認 定 住 宅 限 度 額	⑩	650万円・500万円	
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円	
税 額 控 除 限 度 額 ( ⑪ × 10% )	⑫	(100円未満の端数切捨て)	
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬		

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税及び地方消費税の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうち、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

## 4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円	
配 当 控 除	⑮		
投 資 税 額 等 控 除	⑯		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰		
政党等寄附金等特別控除	⑱		
住宅耐震改修特別控除	⑲		
住宅特定改修特別税額控除	⑳		
(⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳)	㉑	(赤字のときは0)	
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒		
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 ( ⑫ - ㉒ )	㉓		

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方

### ○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税率（8%又は10%）による消費税額等と消費税率（5%）による消費税額等の合計額からなる場合には、次の算式により、消費税率（8%又は10%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉔</sup>と消費税率（5%）による消費税額等に対応する標準的な費用の額<sup>㉕</sup>との合計額<sup>㉖</sup>を表面の⑪欄に転記してください。

#### 1 消費税率が5%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \\ \text{( 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{消費税額等(5\%)に対応する認定住宅の新築等に} \\ \text{係る対価の額又は費用の額} \\ \text{( 円)} \\ \text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額} \\ \text{( 円)} \end{array}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉔ ( 円)} \quad \text{※ 最高 500 万円}$$

#### 2 消費税率が8%又は10%による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \\ \text{( 円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{消費税額等(8\%又は10\%)に対応する認定住宅の新築等} \\ \text{に係る対価の額又は費用の額} \\ \text{( 円)} \\ \text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額} \\ \text{( 円)} \end{array}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㉕ ( 円)} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

#### 3 合計額の計算

$$\text{㉔ ( 円)} + \text{㉕ ( 円)} = \text{㉖ ( 円)} \quad \text{※ 最高 650 万円}$$

# 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

( 年分 )

氏 名

控  
用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

## 1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

## 2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日	
総 床 面 積	②	㎡	
②のうち居住用部分の床面積	③		
床面積1㎡当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	45,300	円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/	

【「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

## 3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額 ( ④ × ② )	⑥	円	
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は ( ⑥ × ⑤ )	⑦		
居 住 用 割 合 ( ③ ÷ ② ) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%	
居住用部分に相当する費用の額 ( ⑦ × ⑧ )	⑨	円	
認 定 住 宅 限 度 額	⑩	650万円・500万円	
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円	
税 額 控 除 限 度 額 ( ⑪ × 10% )	⑫	(100円未満の端数切捨て)	
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬		

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税及び地方消費税の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

## 4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円	
配 当 控 除	⑮		
投 資 税 額 等 控 除	⑯		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰		
政党等寄附金等特別控除	⑱		
住宅耐震改修特別控除	⑲		
住宅特定改修特別税額控除	⑳		
(⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳)	㉑	(赤字のときは0)	
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒		
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 ( ㉒ - ㉑ )	㉓		

【申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

【申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この用紙は 控用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。

# 住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 29 年 4 月 1 日以後用)

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

提出用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

## Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
( ① - ② )	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 ( ⑤ × 10% )	⑥	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。  
なお、58 の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

## Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

### 1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	年 月 日
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑧	/

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

### 2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)  
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ( )
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	続柄 ( )
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
( ⑫ - ⑬ )	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑭ 又は ( ⑭ × ⑧ )	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
( ⑰ × 10% )	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



### 3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑱	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑳	
( ⑱ - ⑳ ) ※ 50万円を超える場合に限りです。	㉑	
㉑ 又は ( ㉑ × ⑧ )	㉒	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓	
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔	
( ㉔ × 10% )	㉕	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉒の金額が2以上ある場合には、㉒の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

### 4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉗	
( ㉖ - ㉗ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉘	
㉘ 又は ( ㉘ × ⑧ )	㉙	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚	
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛	
( ㉛ × 10% )	㉜	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉙の金額が2以上ある場合には、㉙の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

### 5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛㉞	円
㉛㉞ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	㉛㉟	
( ㉛㉞ - ㉛㉟ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊱	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉛㊲	
㉛㊲ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	㉛㊳	
( ㉛㊲ - ㉛㊳ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊴	
( ㉛㊱ + ㉛㊴ )	㉛㊵	
㉛㊵ 又は ( ㉛㊵ × ⑧ )	㉛㊶	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛㊷	
㉛㊶と㉛㊷のいずれか少ない方の金額	㉛㊸	
( ㉛㊸ × 10% )	㉛㊹	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉛㊷の金額が2以上ある場合には、㉛㊷の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

## 6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円
④に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額  ( ④ - ⑤ ) ※50万円を超える場合に 限ります。	⑤	
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑦	
⑦に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額  ( ⑦ - ⑧ ) ※50万円を超える場合に 限ります。	⑧	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑩	
⑩に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額  ( ⑩ - ⑪ ) ※50万円を超える場合に 限ります。	⑪	
( ⑤ + ⑧ + ⑪ )	⑫	
53 又は ( 53 × ⑧ )	⑬	
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑭	
54 と ⑭ のいずれか少ない方の金額	⑮	
( ⑮ × 10% )	⑯	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

55 の金額が 2 以上ある場合には、55 の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

## 7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 ( ⑱ + ㉕ + ㉚ + ㉛ + 57 )	58	円
---	----	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。  
⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

# 住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 29 年 4 月 1 日以後用)

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

控  
用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

## Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①		円
交付を受ける補助金等の合計額	②		
( ① - ② )	③		
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		
住宅耐震改修特別控除額 ( ⑤ × 10% )	⑥		(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。  
なお、58 の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

## Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

### 1 改修工事をした家屋に係る事項

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	年 月 日
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑧	/

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

### 2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)  
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ( ) 続柄 ( )
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑨又は⑩に該当する方を除きます。）	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫		円
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
( ⑫ - ⑬ )	⑭		
⑭ 又は ( ⑭ × ⑧ )	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
( ⑰ × 10% )	⑱		(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

○この用紙は  
**控  
用**  
です。申告には、必ず  
**提出用**  
を使ってください。

### 3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑳	
( ⑲ - ⑳ ) ※ 50万円を超える場合に限りです。	㉑	
㉑ 又は ( ㉑ × ⑧ )	㉒	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓	
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔	
( ㉔ × 10% )	㉕	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉒の金額が2以上ある場合には、㉒の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

### 4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉗	
( ㉖ - ㉗ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉘	
㉘ 又は ( ㉘ × ⑧ )	㉙	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚	
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛	
( ㉛ × 10% )	㉜	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉙の金額が2以上ある場合には、㉙の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

### 5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛㉞	円
㉛㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㉟	
( ㉛㉞ - ㉛㉟ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊱	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉛㊲	
㉛㊲に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㊳	
( ㉛㊲ - ㉛㊳ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊴	
( ㉛㊱ + ㉛㊴ )	㉛㊵	
㉛㊵ 又は ( ㉛㊵ × ⑧ )	㉛㊶	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛㊷	
㉛㊶と㉛㊷のいずれか少ない方の金額	㉛㊸	
( ㉛㊸ × 10% )	㉛㊹	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉛㊷の金額が2以上ある場合には、㉛㊷の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

## 6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円
④に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額	④	
( ④ - ④ )	④	
※50万円を超える場合に限り ます。		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	
④に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額	④	
( ④ - ④ )	④	
※50万円を超える場合に限り ます。		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤	
⑤に 関し 交付 を受け る 補助 金等 の合 計額	51	
( ⑤ - 51 )	52	
※50万円を超える場合に限り ます。		
( ④ + ④ + 52 )	53	
53 又は ( 53 × ⑧ )	54	
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等 及び耐久性向上改修工事等に係る 改修工事限度額	55	
54 と 55 のいずれか少ない方の金額	56	
( 56 × 10% )	57	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

55 の金額が 2 以上ある場合には、55 の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

## 7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 ( ⑱ + ㉓ + ㉔ + ④ + 57 )	58	円
---	----	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。  
⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

# 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 寄附金控除額の計算

寄 附 金 控 除 額 の 計 算	寄 附 金 の 区 分 等	適 用 対 象 額  (最高1千万円)	①	円
		①以外の寄附金の額	②	
		① + ②	③	
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	所得金額の合計額		④	
	④ × 40%		⑤	
	③と⑤のいずれか 少ない方の金額		⑥	
	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)		⑦	(赤字のときは0)
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	⑤ - ②		⑧	(赤字のときは0)
	①と⑧のいずれか 少ない方の金額		⑨	
	取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)		⑩	(赤字のときは0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。  
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		A	B	C	合 計 (A+B+C)
適用対象額(注1)		⑪	円	円	円
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	各控除対象特定新規株式の 適用対象額の合計に占める割合	⑫	(⑪の⑩/合計の⑩) %	(⑫の⑩/合計の⑩) %	(⑬の⑩/合計の⑩) %
	⑨ × ⑫	⑬	(⑨×⑫) 円	(⑫×⑬) 円	(⑭×⑬) 円
	2千円控除の内訳(注2)	⑭			2,000
	取得費の調整対象額 (⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑫から⑬の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

# 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

## 1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式
  - ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの
  - ③ 内国法人のうち設立の日以後5年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小事業者等に該当すること等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
  - ④ 内国法人のうち、沖縄復興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
  - ⑤ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年9月1日から令和4年3月31日までの間に発行されるもの
  - ⑥ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社・・・その株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和4年3月31日までの間に発行させるもの
- なお、同会社のうち、平成28年4月1日から平成30年5月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。
- ⑦ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で令和3年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

（注）対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

## 2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

## 3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑭で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

## 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ③ ①の①から⑦の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注）①の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

# 外国税額控除に関する明細書（居住者用）

## （令和2年分以降用）

（                      年分）

氏 名 \_\_\_\_\_

### 1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
計	/	/	/	/	/	/	円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
計	/	/	/	/	/	/	/	② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

### 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき④の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	⑤ 円
年分（2年前）			⑥
年分（前年）			⑦
計	/	⑧	/
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	④に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑧ - ⑨）	
⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑭前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



### 3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
復興特別所得税額	②		← 「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額	③		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
調整国外所得金額	④		← 2の⑦の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$ )	⑤		→ 4の「㉔」欄及び5の「㉑」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$ )	⑥		→ 4の「㉕」欄及び5の「㉒」欄に転記します。

### 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算												
控除限度額	所得税	㉔	円	控除余裕額	所得税	㉕	円	控除限度超過額	㉖	円		
	(3の⑤の金額)				(㉔-㉕)							
	復興特別所得税	㉕				道府県民税	㉖					
	(3の⑥の金額)					(㉔+㉕-㉖)と㉖のいずれか少ない方の金額)						
	道府県民税	㉖				市町村民税	㉗					
(㉔×12%又は6%)				(㉖-㉗)と㉗のいずれか少ない方の金額)								
市町村民税	㉗			計	㉘							
(㉔×18%又は24%)				(㉕+㉖+㉗+㉘)								
計	㉘			控除限度超過額	㉙							
(㉔+㉕+㉖+㉗)				(㉘-㉙)								
外国所得税額	㉙											
(1の㉑の金額)												
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等												
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等				
		㉚前年繰越額及び本年発生額	㉛本年使用額	㉜翌年繰越額(㉚-㉛)	㉝前年繰越額及び本年発生額	㉞本年使用額	㉟翌年繰越額(㉝-㉞)					
年分 (3年前)	所得税		円			円		円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市				
	道府県民税											
	市町村民税											
	地方税計											
年分 (2年前)	所得税				円	円	円	円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市				
	道府県民税											
	市町村民税											
	地方税計											
年分 (前年)	所得税				円	円	円	円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市				
	道府県民税											
	市町村民税											
	地方税計											
合計	所得税		㉑			㉑		円				
	道府県民税											
	市町村民税											
	計		㉒			㉒						
本年分	所得税	㉚				㉚		円				
	道府県民税	㉛										
	市町村民税	㉜										
	計	㉝	㉛			㉞						

### 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	㉑	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	㉒	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	㉒		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑫が⑩より小さい場合に(⑩-⑫)と⑫とのいずれか少ない方の金額)	㉓	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	㉔		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑬の金額	㉔	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	㉕		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑭の金額	㉕	
所得税の控除可能額 (㉑の金額又は㉑と㉕とのいずれか少ない方の金額)	㉖		外国税額控除の金額 (㉒+㉓+(㉔又は㉕))	㉖	
復興特別所得税の控除可能額 (㉒の金額又は㉒と㉕とのいずれか少ない方の金額)	㉗		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	㉗	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	㉘		外国税額控除等の金額 (㉖+㉗)	㉘	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(申告書Aは㉑～㉕欄、申告書Bは㉑～㉕欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

# 外国税額控除に関する明細書（居住者用）

## （令和2年分以降用）

（                      年分）

氏 名 \_\_\_\_\_

### 1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相手国での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨) ) 円	(外貨) ) 円
計							円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨) ) 円
計								② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

### 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき④の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	⑤ 円
年分（2年前）			⑥
年分（前 年）			⑦
計		⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑨に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑨ - ⑧）	
⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑭前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

控 用 ○この用紙は 控 用 提 出 用 使 っ て く だ さ い。

### 3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
復興特別所得税額	②		← 「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額	③		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
調整国外所得金額	④		← 2の⑦の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$ )	⑤		→ 4の「㉔」欄及び5の「㉑」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$ )	⑥		→ 4の「㉕」欄及び5の「㉒」欄に転記します。

### 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除限度額	所得税	㉔	円	控除余裕額	所得税	㉕	円	
	(3の⑤の金額)				(㉔-㉕)	道府県民税	㉖	
	復興特別所得税	㉕			(㉔+㉕-㉖)	(㉔+㉕-㉖)と㉖のいずれか少ない方の金額		
	(3の⑥の金額)				市町村民税	㉗		
					(㉔-㉕)	(㉔-㉕)と㉖のいずれか少ない方の金額		
	道府県民税	㉖			計	㉘		
	(㉔×12%又は6%)				(㉔+㉕+㉖+㉗)			
	市町村民税	㉗			控除限度超過額	㉙		
	(㉔×18%又は24%)				(㉕-㉘)			
	計	㉘						
	(㉔+㉕+㉖+㉗)							
	外国所得税額	㉙						
	(1の㉑の金額)							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		㉚前年繰越額及び本年発生額	㉛本年使用額	㉜翌年繰越額(㉚-㉛)	㉝前年繰越額及び本年発生額	㉞本年使用額	㉟翌年繰越額(㉝-㉞)	
年分 (3年前)	所得税		円			円		円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税			円	㊱	円	円	円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				①			円 (翌年1月1日時点の住所) <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		㊲			㊳		円
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		㊴			㊵		
本年分	所得税	㉚			㉝			円
	道府県民税	㉛				㉞		
	市町村民税	㉜				㉟		
	計	㉘	㊶			㊷		

### 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑩が⑪より小さい場合に⑩-⑪)と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の 所得税額(※)	⑨		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」 の3の⑪の金額	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	⑩		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」 の3の⑫の金額	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	⑪		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+(⑯又は⑰))	⑱	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」 の3の⑬の金額
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑬		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(申告書Aは⑭~⑲欄、申告書Bは⑳~㉑欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

# 書 き 方

- 1 この明細書は、居住者が確定申告において所得税法第95条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第14条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

## (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

## (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1の④の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「④ ①から控除すべき④の金額」欄は、「④ 前年繰越額」から控除する「④」欄の金額（最も古い年分の④の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の④の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（④の金額）を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑦」、「⑧」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「④」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

## (3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転

記します。

なお、2の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄には、次の㉕と㉖の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得の金額については特別控除前の金額）の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）を加算した金額）を記載します。

㉕ 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）

㉖ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（これらの金額は、損益の通算後の金額になります。）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額（非永住者については、国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいい、2の㉔の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。

㉗ 所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

㉘ 所得税法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

#### (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊦×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊦×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に○を付して、その割合を㊦の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の 1 月 1 日において日本国内に住所を有しない場合は、0 と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(㉔～㉗)には、「外国所得税額㉑」の金額が「控除限度額」の「計㉑」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㉒」欄には、「外国所得税額㉑」の金額が「控除限度額」の「計㉑」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前 3 年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㉕本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㉒」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㉖本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㉑」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年 1 月 1 日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

#### (5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第 14 条第 1 項による控除税額㉓」欄に金額がある場合は「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第 14 条第 1 項による控除税額㉓」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第 13 条の 2 の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

## 書 き 方 (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 95 条の 2 の規定（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）の適用を受ける方（所法第 153 条の 6 の規定による更正の請求を行う方を含みます。）が、所法第 95 条第 10 項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第 95 条の 2 第 1 項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条（同令第 43 条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に掲げる書類を添付してください。

### (1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方

次のイ又はロに該当する方が適用を受けることができます。

イ 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方で、所法 137 条の 2 第 1 項（第 2 項の規定により適用する場合を含みます。）の規定による納税の猶予を受けている方

ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第 2 項の規定による納税管理人の届出をしている方

### (2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

イ 納税猶予に係る期限まで（上記(1)イの方の場合）又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで（上記(1)ロの方の場合）に、所得税法施行令第 226 条の 2 第 1 項に規定する対象資産（以下「対象資産」といいます。）の同項に規定する譲渡等（以下「譲渡等」といいます。）をした場合において、当該譲渡等により生じる所得（所法第 164 条第 1 項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2 の(1)において同じです。）に対して課される外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限り、2 の(1)において同じです。）を納付することとなること。

ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第 60 条の 2 の規定の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。

2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

### (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額（以下「対象資産外国所得税額」といいます。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(イ) 当該外国所得税が当該対象資産の相続（限定承認に係るものに限り、）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限り、）により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税猶予分の所得税額（当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった

金額の合計額を除きます。) を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

(㍑) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるととき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段( )内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(㍑) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(㍒) 「減額された外国所得税額」欄には、上段( )内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

## (2) 「2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合(1の⑩の金額がある場合)に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「㊤ ㊦から控除すべき⑩の金額」欄は、「㊦ 前年繰越額」から控除する「⑩」欄の金額(最も古い年分の㊦の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㊦の金額を限度とします。)を書き、その控除後の残額(㊧の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「㊢」、「㊣」、「㊤」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「⑩」欄の金額のうち、「㊤」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

## (3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「㊠」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「再差引所得税額(基準所得税額)」欄の金額を転記します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ロ 「㊡」欄には、3の「㊠」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「㊢」欄には、次の㊤と㊦の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。))を加算した金額)を記載します。

㊤ 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

㊦ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に



係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額③」の金額を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額（合計額が0を下回る場合には、0となります。）をいい、2の⑥の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

① 所法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得

※ 国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』をこの明細書に添付してください。

② 所法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）

③ 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

#### (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（ $\text{㊸} \times 12\%$ 又は $6\%$ ）」又は「市町村民税（ $\text{㊸} \times 18\%$ 又は $24\%$ ）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に〇を付して、その割合を $\text{㊸}$ の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（ $\text{㊸} \sim \text{㊿}$ ）には、「外国所得税額 $\text{㊿}$ 」の金額が「控除限度額」の「計 $\text{㊿}$ 」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額 $\text{㊿}$ 」欄には、「外国所得税額 $\text{㊿}$ 」の金額が「控除限度額」の「計 $\text{㊿}$ 」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「㊸本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊸」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。
- ヘ 「控除限度超過額」の「㊸本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊸」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。
- なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。
- ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記載します。

- イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊸」欄に金額がある場合は「1」を記載します。
- ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額㊸」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

# 外国税額控除に関する明細書（非居住者用） （令和2年分以降用）

（                      年分）

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相手国での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
計	/	/	/	/	/	/	円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
計	/	/	/	/	/	/	/	② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

## 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき④の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	⑤ 円
年分（2年前）			⑥
年分（前年）			⑦
計	/	⑧	/
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本年発生額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額		雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑧ - ⑨）
⑨ 円	⑨ 円	⑩ 円	

⑤、⑥、⑦の金額を4の  
「⑭前年繰越額及び本年  
発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、  
総収入金額に算入します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

### 3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください）。
復興特別所得税額	②		← 「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額	③		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください）。
調整国外所得金額	④		← 2の⑦の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①× $\frac{④}{③}$ )	⑤		→ 4の「㊷」欄及び5の「㉑」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②× $\frac{④}{③}$ )	⑥		→ 4の「㊸」欄及び5の「㉒」欄に転記します。

### 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算										
控除限度額	所得税	㊷	円	控除余裕額	所得税	㉑	円	控除限度超過額	㉒	円
	復興特別所得税	㊸			道府県民税	㉓				
	道府県民税	㊹			市町村民税	㉔				
	市町村民税	㊺			計	㉕				
	計	㊻			控除限度超過額	㉖				
外国所得税額	㉗									

前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等	
		㉘前年繰越額及び本年発生額	㉙本年使用額	㉚翌年繰越額(㉘-㉙)	㉛前年繰越額及び本年発生額	㉜本年使用額	㉝翌年繰越額(㉛-㉜)		
年分 (3年前)	所得税				㉞			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (2年前)	所得税				㉟			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
年分 (前年)	所得税				㊱			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計								
合計	所得税		㊲			㊳		円	
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㊴			㊵			
本年分	所得税	㊽	㊾		㊿		㋀	円	
	道府県民税	㊿							
	市町村民税	㉑							
	計	㉒	㋁			㋂			

### 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	㉑	円	所法第165条の6第1項による控除税額 (㉑と㉒とのいずれか少ない方の金額)	㉓	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	㉒		復興財確法第14条第2項による控除税額 (㉑が㉒より小さい場合に(㉑-㉒)と㉒とのいずれか少ない方の金額)	㉔	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	㉕		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額	㉕	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	㉖		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(9)の金額	㉖	
所得税の控除可能額 (㉑の金額又は㉑と㉒とのいずれか少ない方の金額)	㉑		外国税額控除の金額 (㉓ + ㉔ + (㉕ 又は ㉖))	㉗	
復興特別所得税の控除可能額 (㉒の金額又は㉒と㉑とのいずれか少ない方の金額)	㉒		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	㉘	
外国所得税額 (1の㉗の金額)	㉗		外国税額控除等の金額 (㉗ + ㉘)	㉙	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(申告書Aは㉑～㉒欄、申告書Bは㉑～㉒欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

# 外国税額控除に関する明細書（非居住者用）

## （令和2年分以降用）

（                      年分）

氏 名 \_\_\_\_\_

### 1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納付確定日	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	相 手 国 での 課 税 標 準	左 に 係 る 外 国 所 得 税 額
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
			・ ・	・ ・		・ ・	(外貨)                      ) 円	(外貨)                      ) 円
計	/	/	/	/	/	/	円	① 円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国 名	所得の種類	税 種 目	納 付 日	源泉・申告 (賦課)の区分	所 得 の 計 算 期 間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減 額 さ れ た 外 国 所 得 税 額
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
			・ ・		・ ・	年分	・ ・	(外貨)                      ) 円
計	/	/	/	/	/	/	/	② 円

①の金額が②の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 円 - ② 円 = ③ 円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

### 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以 内 の 控 除 限 度 超 過 額			
年 分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき④の金額	③ ① - ②
年分（3年前）	円	円	⑤ 円
年分（2年前）			⑥
年分（前年）			⑦
計	/	⑧	/
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本 年 発 生 額	⑧に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（⑧ - ⑨）	
⑨ 円	⑧ 円	⑩ 円	

⑤、⑥、⑦の金額を4の「⑯前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

控 用 ○この用紙は 控 用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

### 3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	円	← 2の⑤の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
復興特別所得税額	②		← 「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額	③		← 2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 <b>控用の裏面</b> を読んでください。）。
調整国外所得金額	④		← 2の⑦の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤		→ 4の「⑤」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥		→ 4の「⑥」欄及び5の「⑧」欄に転記します。

### 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算								
控除限度額	所得税	③	円	控除余裕額	所得税	④	円	
	(3の⑤の金額)	③			(③-④)	④		
	復興特別所得税	⑤			道府県民税	⑤		
	(3の⑥の金額)	⑤			((③+⑤-④)と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑥		
	道府県民税	④			市町村民税	⑦		
	(③×12%又は6%)	④		((④-⑥)と⑦のいずれか少ない方の金額)	⑦			
	市町村民税	⑥		計	⑧			
	(③×18%又は24%)	⑥		(④+⑤+⑥+⑦)	⑧			
	計	⑦		控除限度超過額	⑨			
	(③+⑤+⑥+⑦)	⑦		(⑧-⑦)	⑨			
外国所得税額	⑧							
(1の⑧の金額)	⑧							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等								
年分	区分	控除余裕額			控除限度超過額			所得税の控除限度額等
		⑩前年繰越額及び本年発生額	⑪本年使用額	⑫翌年繰越額(⑩-⑪)	⑬前年繰越額及び本年発生額	⑭本年使用額	⑮翌年繰越額(⑬-⑭)	
年分 (3年前)	所得税				⑬			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (2年前)	所得税				⑬			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
年分 (前年)	所得税				⑬			円 〔翌年1月1日時点の住所〕 <input type="checkbox"/> 指定都市 <input type="checkbox"/> 一般市
	道府県民税							
	市町村民税							
	地方税計							
合計	所得税		⑪			⑭		円
	道府県民税							
	市町村民税							
	計		⑫			⑮		
本年分	所得税	⑩			⑬			円
	道府県民税					⑭		
	市町村民税					⑮		
	計	⑩	⑪		⑬	⑭		

### 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	円	所法第165条の6第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧		復興財確法第14条第2項による控除税額 (⑩が⑫より小さい場合に(⑩-⑫)と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	⑨		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑬の金額	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	⑩		「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑭の金額	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	⑪		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+(⑯又は⑰))	⑱	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑲	「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の⑱の金額
外国所得税額 (1の⑧の金額)	⑧		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(申告書Aは⑭~⑲欄、申告書Bは⑳~㉑欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、**控用の裏面**を読んでください。

# 書 き 方

- 1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の 6 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第 41 条又は第 42 条に掲げる書類を添付してください。

非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額（恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。）について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第 41 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

(イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。

(ロ) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日（減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日）を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。

(ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段（ ）内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

(2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合（1 の㉔の金額がある場合）に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前 7 年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

ロ 「㉔ ㉑から控除すべき㉔の金額」欄は、「㉑ 前年繰越額」から控除する「㉔」欄の金額（最も古い年分の㉑の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の㉑の金額を限度とします。）を書き、その控除後の残額（㉔の金額）を繰り越された控除限度超過額として、4 の「㉔」、「㉕」、「㉖」欄にそれぞれ転記します。

ハ 「㉔」欄の金額のうち、「㉕」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。

(3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄

イ 「㉑」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額（基準所得税額）」欄の金額を転記します。

なお、2 の㉔の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し

ます。

ロ 「②」欄には、3の「①」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を記載します。

ハ 「③」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の㊦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

ニ 「④」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は所得税法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がハの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の㊦の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

ヘ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

#### (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第165条の6第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税（㊸×12%又は6%）」又は「市町村民税（㊸×18%又は24%）」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて該当する率に〇を付して、その割合を㊸の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。

ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄（㊸～㊻）には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額㊾」欄には、「外国所得税額㊼」の金額が「控除限度額」の「計㊽」の金額を超えるときに記載します。

ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等」の各欄を記載する場合において、前3年以内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。

ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。

ホ 「控除余裕額」の「㊿本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額㊾」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰り越された控除限度超過額に充当された金額（充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。）を記載します。

ヘ 「控除限度超過額」の「㊿本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計㊽」の金額がある場



合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、その発生した年分の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

(5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞれ次の数字を記入します。

イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合には、「1」を記載します。

ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合には、「3」を記載します。

## 分配時調整外国税相当額控除に関する明細書

(      年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

### 1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の名称、所在地	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額	/	(A)	/	/	/	(B)	(C)

### 2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の名称、所在地	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	. .	円
						. .	
						. .	
						. .	
合計額	/	(D)	/	(E)	/	/	(F)

### 3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。</li> <li>・ 「給与などの支払者の氏名、名称・所在地等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。</li> <li>・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。</li> <li>・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（申告書Aは⑭～⑯欄、申告書Bは⑳～㉑欄）に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「2」を記入します。</li> </ul>
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）		
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）		
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書Aは⑳欄、申告書Bは㉑欄の金額）		
(5) 復興特別所得税額 （申告書Aは㉒欄、申告書Bは㉓欄の金額）		
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)		
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)-(6))		
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)-(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)		
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)-(8))		
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)		

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 分配時調整外国税相当額控除に関する明細書

(            年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の名称、所在地	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

## 2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の名称、所在地	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	・ ・	円
						・ ・	
						・ ・	
						・ ・	
合計額		(D)		(E)			(F)

## 3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）	
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）	
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書Aは⑳欄、申告書Bは㉑欄の金額）	
(5) 復興特別所得税額 （申告書Aは㉒欄、申告書Bは㉓欄の金額）	
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)	
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)-(6))	
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)-(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)	
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)-(8))	
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)	

・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。

・ 「給与などの支払者の氏名、名称・所在地等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。

・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。

・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（申告書Aは⑭～⑯欄、申告書Bは⑰～⑱欄）に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「2」を記入します。

控  
用

○この用紙は

控  
用

です。申告には、必ず

提  
出  
用

を使ってください。

# 書 き 方

1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第13条の2に規定する分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。）を添付してください。

2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書（以下「特定口座年間取引報告書」といいます。）又は同規則第18条の15の11第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。）を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるものに係るものを含みます。）を基礎として記載します。

(3) 「3 控除額等の計算」欄

イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、分離課税の上場株式等の配当所得等がある場合は、次の①から③の場合に応じて、それぞれ次により記載します。

① 申告書第一表Bの「税金の計算」欄の32から40及び42の金額（以下「税額控除額等」といいます。）がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の83、87、89、90の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

② 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の91の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の83、84、85、86、88、87、89、90の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の83、87、89、90の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

③ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の91の金額を超える場合 「0」

ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ①から③の場合に応じて「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。

(イ) 上記イ①の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の83、87、89、90の金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ロ) 上記イ②の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の83、84、85、86、88、87、89、90の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の83、87、89、90の金額に相当する金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ハ) 上記イ③の場合 「0」



# \_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

(書き方については、控用の裏面を読んでください。)

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

提出用

一面

## 1 住所及び氏名等

住所 (又は居所)	※ (〒 - )	フリガナ 氏 名	
	(納税地)	※ (〒 - )	個人番号 <small>(この計算書を申告書に添付して提出する場合は記入不要です。)</small>
			電話番号

## 2 組合に関する事項

組合の名称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日

## 3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類		収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引 (A - B)	
		円	円	(A-B) 円	(①+②) 円
事業	営業等			①	③
	農業			②	
不動産				④	円
山林				⑤	
				⑥	
				⑦	
合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)				⑧	
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤)				⑨	(△を付けないで書いてください。)

● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。

## 4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額	本年中に終了した終了期間の合計額	合計等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑥) 円	⑬ 円	⑭ (⑩+⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑦)	⑭ (上の⑧)	⑮ (⑪+⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑧)	⑯	⑰ (⑫+⑯)
調整出資金額 (⑭+⑮-⑰)			⑱ (赤字のときは0)

## 5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (⑨-⑱)	⑲	(赤字のときは0) 円
-------------------	---	-------------

● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。

(署税  
理  
番号) 名士

税務署	通信日付印の年月日	確認	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )	一連番号
署欄	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		



# \_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

(書き方については、裏面を読んでください。)

\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

控  
用

## 1 住所及び氏名等

住所 (又は居所)	※ (〒 - )	フリガナ 氏 名	
(納税地)	※ (〒 - )	個人番号	※ この計算書を申告書に添付して提出する場合は記入不要です。
		電話番号	※

## 2 組合に関する事項

組合の名称		組合事業の内容	
組合の主たる事務所の所在地		組合の計算期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日

## 3 組合事業から生じた各種所得の内訳

所得の種類		収入金額 (A)	必要経費 (B)	差引 (A - B)	
		円	円	(A-B) 円	(1+2) 円
事業	営業等			①	③
	農業			②	
不動産				④	円
山林				⑤	
				⑥	
				⑦	
合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)				⑧	
事業所得、不動産所得、山林所得の合計 (③+④+⑤)				⑨	(△を付けないで書いてください。)

● ③、④及び⑤の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きます。

## 4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計額	本年中に終了した期間の合計額	合計	等
出資の価額の合計額	⑩ (前年の⑥) 円	⑬ 円	⑭	(⑩+⑬) 円
各種所得金額の合計額	⑪ (前年の⑦)	⑭ (上の⑧)	⑮	(⑪+⑭)
組合からの分配額の合計額	⑫ (前年の⑧)	⑮	⑯	(⑫+⑮)
調整出資金額 (⑭+⑮-⑯)			⑰	(赤字のときは0)

## 5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額 (⑨-⑰)	⑱ (赤字のときは0) 円
-------------------	---------------

● この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(附表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。

一  
面

○この用紙は

控  
用

です。

申告には、必ず

提出用

を使ってください。

(署税  
理  
番号) 名士

# 「          年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の書き方

- この計算書は、租税特別措置法第27条の2（（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）の規定により、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約（以下「組合契約」といいます。）を締結している組合員である方が、申告書を提出する場合に使用するものです。  
なお、本年分の所得税について申告書を提出しない場合であっても、組合契約を締結している組合員である方は、この計算書を本年の翌年3月15日（本年分の確定申告期限）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。  
この場合には、この計算書の「氏名」欄の※の各欄についても書いてください。
- この計算書は、組合契約ごとに作成してください。
- 組合契約を締結している組合員である方は、組合契約に基づき営まれる事業（以下「組合事業」といいます。）から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得に係る内訳等を「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）に記載し、提出しなければなりません。  
なお、この場合には、「青色申告決算書」（又は「収支内訳書」）の表題の上部に有限責任事業組合（以下「組合」といいます。）の名称を「（有限責任事業組合〇〇〇）」等と書いてください。
- 組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の損失額が、調整出資金額を超える場合には、「（付表）組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」も併せて提出しなければなりません。  
（注）調整出資金額超過損失額（一面の5の㊸の金額）のない方は、付表の提出の必要はありません。
- この計算書は、次により書いてください。
  - 1 「1 住所及び氏名等」欄  
「（納税地）」欄は、「住所（又は居所）」と納税地が異なる場合に、その納税地を書いてください。
  - 2 「2 組合に関する事項」欄  
「組合の計算期間」欄は、本年中に終了した組合の事業年度の期間（以下「計算期間」といいます。）を書いてください。なお、本年中に終了した組合の計算期間が二以上ある場合には、それぞれの計算期間を書いてください。
  - 3 「3 組合事業から生じた各種所得の内訳」欄  
この欄には、本年中に組合事業から生じた各種所得であなただに帰属するもの（組合の計算期間により各種所得を計算する場合には、本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、そのすべての計算期間））について、次により書きます。所得の種類が数多くあり書ききれないときは、事業所得、不動産所得及び山林所得以外の所得については、合計額を書き、適宜の用紙に内訳を書いて、この計算書に添付してください。
    - (1) 「収入金額（㊶）」欄  
この欄には、各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を書いてください。  
なお、源泉分離課税や申告分離課税とされているものがある場合には、調整出資金額の計算は、これらも含めて計算することになります（この場合には税込みの金額に基づき計算します。）。
    - (2) 「必要経費（㊷）」欄  
この欄には、上記(1)の各種所得に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額から控除される必要経費等について、次の区分に応じて、それぞれ次の金額を書いてください。  
なお、青色申告特別控除額及び山林所得、譲渡所得又は一時所得の特別控除額は、必要経費等には含まれませんのでご注意ください。
      - ① 事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得 …… 事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、これらの所得に係る総収入金額から控除される必要経費の額
      - ② 配当所得 …… 配当所得の金額の計算上、配当所得に係る収入金額から控除される負債の利子の額の合計額
      - ③ 譲渡所得 …… 譲渡所得の金額の計算上、譲渡所得に係る総収入金額から控除される資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額
      - ④ 一時所得 …… 一時所得の金額の計算上、一時所得に係る総収入金額から控除されるその収入を得るために支出した金額の合計額
    - (3) 「差引（〇－〇）」の㊸欄  
この欄には、各種所得の差引金額の合計額を書きます。なお、赤字の場合には、△を付してその赤字の金額を書きます。
  - 4 「4 調整出資金額の計算」欄
    - (1) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「出資の価額の合計額」㊹欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合契約に基づいて組合に対して出資をした金銭その他の財産の価額で組合の会計帳簿に記載された出資の価額の合計額に相当する金額を書きます。
    - (2) 「本年中に終了した計算期間の合計額」の「組合からの分配額の合計額」㊺欄  
本年中に計算期間の終了の日が到来する計算期間（本年中に計算期間の終了の日が二以上ある場合には、最も遅い終了の日の属する計算期間）の終了の時までに、組合から交付を受けた分配額（分配した組合財産の帳簿価額をいいます。）の合計額に相当する金額を書きます。
- ◎ この計算書を提出する際（申告書と併せて提出する場合を除きます。）には、①個人番号（12桁）の記載及び②本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。  
なお、計算書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- ◎ 有限責任事業組合に係る所得計算に関する詳しいことは、「有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等の所得計算の説明書」を参照してください。

# (付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

## 1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）	①	円
---------------------	---	---

## 2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）		②	(△を付けないで書いてください。)	円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)		③	(△を付けないで書いてください。)	
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)		④	(△を付けないで書いてください。)	
(③+④)		⑤		
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）		⑥	(△を付けないで書いてください。)	
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）		⑦	(△を付けないで書いてください。)	
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計 (②+⑥+⑦)		⑧		
事業所得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left( \textcircled{1} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{8}} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{5}} \right)$	⑨		
	(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨	⑩		
	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left( \textcircled{1} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{8}} \times \frac{\textcircled{4}}{\textcircled{5}} \right)$	⑪		
	(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪	⑫		
不動産所得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( \textcircled{1} \times \frac{\textcircled{6}}{\textcircled{8}} \right)$	⑬		
	(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の②)の金額) + ⑬	⑭		
山林所得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( \textcircled{1} \times \frac{\textcircled{7}}{\textcircled{8}} \right)$	⑮		
	(組合事業に係る山林所得(収支内訳書(山林所得)の②)の金額) + ⑮	⑯		

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④（収支内訳書（農業所得用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得(収支内訳書(山林所得)の②)の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得(収支内訳書(山林所得)の②)の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。



# (付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控  
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

## 1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑）	①	円
---------------------	---	---

## 2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	(△を付けないで書いてください。) 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	(△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	(△を付けないで書いてください。)
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	(△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	(△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）	⑧	
事業 業 等	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額} \right) + ⑨$	⑩
所 業 得	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の⑥(収支内訳書(農業所得用)の③)の金額} \right) + ⑪$	⑫
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の①)の金額} \right) + ⑬$	⑭
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮
	$\left( \text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額} \right) + ⑮$	⑯

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は⑩の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥（収支内訳書（農業所得用））は⑫の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は⑭の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は⑯の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二  
面

○この用紙は

控  
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)の金額)のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額(以下「必要経費不算入損失額」といいます。)を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額(一面の5の⑳)	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額(一面の3の③)(黒字の時は0)	②	(△を付けないで書いてください。) 円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	(△を付けないで書いてください。)
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	(△を付けないで書いてください。)
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額(一面の3の④)(黒字の時は0)	⑥	(△を付けないで書いてください。)
山林所得の損失額(一面の3の⑤)(黒字の時は0)	⑦	(△を付けないで書いてください。)
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計(②+⑥+⑦)	⑧	

事業 業 等	事業所得(営業等)に係る 必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤})$	⑨	
	(組合事業に係る青色申告 決算書(一般用)の④(収 支内訳書(一般用)の②) の金額) + ⑨	⑩	
所 業 得	事業所得(農業)に係る 必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤})$	⑪	
	(組合事業に係る青色申告 決算書(農業所得用)の ④(収支内訳書(農業所 得用)の⑦)の金額) + ⑪	⑫	
不 動 産 所 得	不動産所得に係る 必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑥}{⑧})$	⑬	
	(組合事業に係る青色申告 決算書(不動産所得用)の ②(収支内訳書(不動産所 得用)の⑤)の金額) + ⑬	⑭	
山 林 所 得	山林所得に係る 必要経費不算入損失額 $(① \times \frac{⑦}{⑧})$	⑮	
	(組合事業に係る山林所得 収支内訳書の⑦(山林所 得収支内訳書(課税事業 者用)の②)の金額) + ⑮	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)(収支内訳書(一般用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)(収支内訳書(農業所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の④(収支内訳書(農業所得用)は⑦)の金額を( )で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)(収支内訳書(不動産所得用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)は⑤)の金額を( )で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書(山林所得収支内訳書(課税事業者用))の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署にお尋ねください。

# (付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控  
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

## 1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔）	①	円
---------------------	---	---

## 2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	△を付けなくて書いてください。円
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の3の①）（黒字の時は0）	③	△を付けなくて書いてください。
うち事業所得（農業）の損失額（一面の3の②）（黒字の時は0）	④	△を付けなくて書いてください。
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	△を付けなくて書いてください。
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	△を付けなくて書いてください。
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）	⑧	

事業 業 等	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨	
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用）の②）の金額} \right) + ⑨$	⑩	
所 業 得	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪	
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥（収支内訳書（農業所得用）の⑦）の金額} \right) + ⑪$	⑫	
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬	
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用）の⑤）の金額} \right) + ⑬$	⑭	
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮	
	$\left( \text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②）の金額} \right) + ⑮$	⑯	

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥（収支内訳書（農業所得用））は⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二  
面

○この用紙は

控  
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。

試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

試験研究費の額		①	円	税額	⑨ > 8% の場合 $\left[ \frac{9.9}{100} + \left( 9 - \frac{8}{100} \right) \times 0.3 \right]$	⑩	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		控除	⑨ ≤ 8% の場合 $\left[ \frac{9.9}{100} - \left( \frac{8}{100} - 9 \right) \times 0.175 \right]$ (0.06未満の場合は0.06)	⑪	
	①のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③		割合	⑦ = 0 の場合又は事業を開始した日の属する年である場合	⑫	0.085
	控除対象試験研究費の額 (②+③)	④		計算	⑥ > 10% の場合の控除割増率 $\left[ \left( 6 - \frac{10}{100} \right) \times 0.5 \right]$ (0.1を超える場合は0.1)	⑬	
				税額控除割合 $\left( \frac{⑩}{④} \text{又は} \frac{⑪}{④} \right) + \left( \frac{⑫}{④} \text{又は} \frac{⑬}{④} \right) \times ⑬$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	⑭		
平均売上金額		⑤		税額控除限度額	(④ × ⑭)	⑮	円
試験研究費割合 (① ÷ ⑤)		⑥		調整前事業所得税額		⑯	
試験研究費割合 (① ÷ ⑤)		⑥		⑥ > 10% の場合の特例加算割合 $\left[ \left( 6 - \frac{10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		⑰	
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額	⑦	円	本年税額基準額	(⑯ × (0.25又は(0.25+⑰)))	⑱	円
	増減試験研究費の額 (① - ⑦)	⑧		本年税額控除可能額	⑮と⑱のうち少ない金額	⑲	
	増減試験研究費割合 (⑧ ÷ ⑦)	⑨		調整前事業所得税額超過構成額		⑳	
				所得税額の特別控除額	(⑲ - ㉑)	㉑	

## 試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄は、令和2年分及び令和3年分については「0.1又は」を消し、令和4年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (7) 「⑰」欄は、令和2年分及び令和3年分の各年分のみ記載します。
- (8) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条第1項及び第2項

中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

試験研究費の額		①	円	中小事業者税額控除限度額 (④×(⑫又は0.12))		⑬	円	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額		②					
	①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		③					
	控除対象試験研究費の額 (②+③)		④					
				本年	⑦ > 8% の場合	⑮	0.35	
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額		⑤	税額基準額の計算	⑨ > 10% の場合の特例加算割合 $\left[ \left( \frac{⑨-10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		⑯	
	増減試験研究費の額 (①-⑤)		⑥					
	増減試験研究費割合 (⑥÷⑤)		⑦					円
控除割合の計算	平均売上金額		⑧	本年税額基準額 (⑭×(⑮、(0.25+⑯)又は0.25))		⑰	円	
	試験研究費割合 (①÷⑧)		⑨	本年税額控除可能額 (⑬と⑰のうち少ない金額)		⑱		
	割増前税額控除割合 $\left[ \frac{12}{100} + \left( \frac{⑦-8}{100} \right) \times 0.3 \right]$ (0.12未満の場合、⑤=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合は0.12)		⑩	調整前事業所得税額超過構成額		⑲		
	⑨ > 10% の場合の控除割増率 $\left[ \left( \frac{⑨-10}{100} \right) \times 0.5 \right]$ (0.1を超える場合は0.1)		⑪					
	税額控除割合 (⑩+⑩×⑪) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		⑫	所得税額の特別控除額 (⑱-⑲)		⑳		

## 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第3項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第1項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられないので、ご注意ください。

### 1 記載要領

(1) 「税額控除割合の計算⑤～⑫」欄は、平成30年分から令和3年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業1年目については、「⑫」欄は「0.12」、「⑮」欄は「0.25」となりますので、「⑬」欄の「(⑫又は)」を消し、「⑰」欄の「⑮、(0.25+⑯)又は」を消します。

(2) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0の場合は、「⑩」欄に「0.12」を記載します。

(5) 「⑧」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。

(6) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(7) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条第3項から第5項

特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

特別試験研究費の額 (⑭の計)	①	円	調整前事業所得税額	⑦	円
控除対象済特別試験研究費の額	②		本年税額基準額 (⑦× $\frac{10}{100}$ )	⑧	
差引対象特別試験研究費の額 (①-②)	③		本年税額控除可能額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (③と⑮のうち少ない金額)	④		調整前事業所得税額超過構成額	⑩	
③のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (③-④)と⑯のうち少ない金額)	⑤		所得税額の特別控除額 (⑨-⑩)	⑪	
特別研究税額控除限度額 (④× $\frac{30}{100}$ +⑤× $\frac{25}{100}$ + (③-④-⑤) × $\frac{20}{100}$ )	⑥				

特別試験研究費の額の明細

措法第10条第6項 各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
⑫	⑬	⑭
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		
⑭の計のうち⑫が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑮	
⑭の計のうち⑫が第2号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	⑯	



## 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第6項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、もしくは、『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}（※2）}$$

- i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑨」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条第6項

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び  
比較試験研究費の額の計算に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

I 平均売上金額の計算に関する明細書

年 分		売 上 金 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 売 上 金 額 (②×③)
①		②	③	④
売 上 調 整 年 分	年分	円	<u>12</u>	円
	年分		<u>12</u>	
	年分		<u>12</u>	
本 年				
計				
平 均 売 上 金 額 (④の計) ÷ (1 + 売上調整年分数)			⑤	円

II 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

年 分		試 験 研 究 費 の 額	$\frac{12}{\text{事業を営んでいた月数}}$	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (⑦×⑧)
⑥		⑦	⑧	⑨
調 整 対 象 年 分	年分	円	<u>12</u>	円
	年分		<u>12</u>	
	年分		<u>12</u>	
計				
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (⑨の計) ÷ (調整対象年分数)			⑩	円

**試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額及び  
比較試験研究費の額の計算に関する明細書**

1 記載要領

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 「①」及び「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前3年以内に開始した各年分を記載します。
- (2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。
- (3) 「③」及び「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。

（注）「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

資産区分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	種 類	②					
	機 械 装 置 等 の 名 称	③					
	取 得 年 月 日	④	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円	円
改定取得価額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$ )	⑦						

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$ )	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」(前年分))	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$ )	⑪			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (⑳-㉑)
	㉑	㉒	㉓
前年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機 械 装 置 等 の 概 要

--

## 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、同項第1号から第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の3

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
資 産 区 分	種 類	②						
	構造、設備の種類又は区分	③						
	細 目	④						
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得価額又は製作価額	⑦		円	円	円	円	円	
<b>所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算</b>								
取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	本年税額控除可能額 (⑨と⑩のうち少ない金額)	⑫		円	
税額控除限度額 (⑧ × $\frac{7}{100}$ )	⑨				調整前事業所得税額超過構成額	⑬		
調整前事業所得税額	⑩				所得税額の特別控除額 (⑫ - ⑬)	⑭		
本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20}{100}$ )	⑪							
<b>機 械 設 備 等 の 概 要</b>								

## 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の2第3項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の2」と記載してください。

なお、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません（措法第10条の2第5項）。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄は、高度省エネルギー増進設備等が措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、その高度省エネルギー増進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の2

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

促進区域	①					
承認地域経済牽引事業の内容	②					
資産 区分	種類	③				
	構造、設備の種類又は区分	④				
	細目	⑤				
	取得年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	調整前事業所得税額	⑬		円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩			本年税額基準額	⑭		
				$(⑬ \times \frac{20}{100})$			
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪			本年税額控除可能額	⑮		
				$(⑫ \text{と} ⑭ \text{のうち少ない額})$			
税額控除限度額 $( (⑩ - ⑪) \times \frac{4}{100} + ⑪ \times \frac{5}{100} + (⑨ - ⑩) \times \frac{2}{100} )$	⑫			調整前事業所得税額 超過構成額	⑯		
				所得税額の特別控除額 $(⑮ - ⑯)$	⑰		

機械設備等の概要

--



## 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項及び令和元年改正前の租税特別措置法第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄は、平成31年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、「 $\text{⑩} \times \frac{4}{100} + (\text{⑨} - \text{⑩}) \times \frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑰」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の4、旧措法第10条の4、令和元年改正法附則30

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	.	.	.	.	.
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構 造 又 は 区 分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	.	.	.	.	.
	事業の用に供した年月日	⑦	.	.	.	.	.
取 得 価 額		⑧	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 ( ⑧ の 合 計 )		⑨	円	本年税額基準額 ( ⑫ × 20 / 100 )	⑬	円	
同上のうち移転型計画に係る額		⑩		本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭		
税 額 控 除 限 度 額 ( (⑨-⑩) × 4/100 + ⑩ × 7/100 )		⑪		調整前事業所得税額 超 過 構 成 額	⑮		
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑫		所得税額の特別控除額 ( ⑭ - ⑮ )	⑯		
建 物 等 の 概 要							

## 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

### 1 記載要領

(1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・ 「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・ 「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の4の2

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名

認定 地方活力向上地域等 特定業務施設整備計画に関する事項									
認定年月日 (変更の認定年月日)		事業実施地域		平成 30 年改正法附則第 64 条第 2 項の規定の適用の有無					
				有 ・ 無					
地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算									
基準雇用者数 (付表「⑤の1」)		①	(マイナスの場合は0)人		特 例 対 象 年 分 の 場 合	特定新規雇用者基礎数 (③と付表「⑥」のうち少ない数)		⑱	人
地方事業所基準雇用者数 (付表「⑤の2」)		②	(マイナスの場合は0)			対象移転型特定新規雇用者数 (⑱と付表「⑦」のうち少ない数)		⑳	
調整地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)		③				非新規基準雇用者数 (付表「⑫」)		㉑	
調整前事業所得税額		④	円			対象移転型非新規基準雇用者数 (付表「⑬」)		㉒	
適用年の開始の日の前日における雇用者の数 (付表「③の1」-付表「④の1」)		⑤	人			税額控除限度額 30万円×⑱+20万円×(㉑+㉒)		㉓	円
基準雇用者割合 (①÷⑤)		⑥				本年税額基準額 (④× $\frac{20}{100}$ )		㉔	
給与等支給額 (付表「⑯」)		⑦	円			本年税額控除可能額 (㉓と㉔のうち少ない金額)		㉕	
比較給与等支給額 (付表「㉑」)		⑧				本年税額控除可能額 (⑬又は㉕)		㉖	
特定新規雇用者基礎数 (③と付表「⑥」のうち少ない数)		⑨	人			調整前事業所得税額超過構成額		㉗	
対象移転型特定新規雇用者数 (⑨と付表「⑦」のうち少ない数)		⑩				本年税額控除額 (㉕-㉗)		㉘	
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑩」+付表「⑫」)		⑪							
対象移転型非特定新規雇用者数及び 対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (付表「⑪」+付表「⑬」)		⑫							
税額控除限度額 ⑥≥0.08 若しくは⑥≥0.1 又は⑤=0の場合 (60万円×⑨+50万円×⑩)		⑬	円						
0.05≤⑥<0.08の場合 (30万円×(⑨+⑩)+20万円×(⑪+ ⑫×1.5))		⑭							
⑥<0.05 又は⑥<0.1の場合 (30万円×⑨+20万円×⑩)		⑮							
税額控除限度額 (⑬、⑭又は⑮) (⑦<⑧の場合は0)		⑯							
本年税額基準額 (④× $\frac{20}{100}$ )		⑰							
本年税額控除可能額 (⑯と⑰のうち少ない金額)		⑱							
地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算									
基準年		年		本年税額控除額の計算	地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円)×(㉚-㉛の内書) + (20万円又は30万円)×(㉛の内書)		㉚	円	
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数の基準となる地方事業所特別基準雇用者数	適用年	⑲	内 人		差引本年税額基準額残額 (⑰又は⑱)-㉚		㉛		
	適用年	⑳	内		本年税額控除可能額 (㉚と㉛のうち少ない金額)		㉜		
	適用年	㉑	内		調整前事業所得税額超過構成額		㉝		
地方事業所特別基準雇用者数 (⑲+⑳+㉑)		㉒	(マイナスの場合は0) 内		本年税額控除額 (㉜-㉝)		㉞		
所得税額の特別控除額 (㉞+㉟)							㉟		

## 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

なお、明細書上の「付表」とは、『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』のことをいいます。

### 1 記載要領

- 「③」欄には、「①」欄がゼロである場合には、記載を要しません。
- 「④」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

- 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）
- 総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- 「⑬」欄は、平成30年改正法附則（以下「附則」といいます。）第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「⑥ $\geq$ 0.08若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは⑥ $\geq$ 0.1」を消して計算します。
- 「⑮」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「⑥ $<$ 0.05又は」を消し、その他の場合には「又は⑥ $<$ 0.1」を消して計算します。
- 「⑯」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「⑬又は⑮」として記載します。
- 「㉕」欄は、附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には、「㉓と㉔」とあるのは、「㉓と（㉔－『地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- 「基準年」欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける又は受けた年を記載します。
- 「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数」の各欄は、措法10条の5第3項第14号に規定する計画の認定を受けた日の属する年以後の各年ごとに、付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。その記載した数のうち、措法10条の5第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第3項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。

この場合において、前年以前のこの明細書の写し又はその計算に関する明細を適宜の用紙に記載して添付してください。

- 「⑳」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「（㉗又は㉘）－㉙」とあるのは、「（㉗又は㉘）－㉙－『地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」）」として記載します。
- 「㉗」欄及び「㉘」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄及び「⑭」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

氏名 \_\_\_\_\_

基準雇用者数等の計算に関する明細						
		適用年の12月31日 における雇用者の数	新規雇用者総数	適用年の前年の12月 31日における雇用者 の数	「3」のうち適用年の 12月31日において高 年齢雇用者に該当する 者の数	基準雇用者数 (①-③-④)
		①	②	③	④	⑤
全	体	1	人	人	人	人
特	定	2	内			
同	上	3	内			
特 定 新 規 雇 用 者 数 等 の 計 算						
特 定 新 規 雇 用 者 数 (②の2の内書)					⑥	人
移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 (②の3の内書)					⑦	
調 整 新 規 雇 用 者 総 数 (「②の2」と本表「③」のうち少ない数)					⑧	
調 整 新 規 雇 用 者 総 数 の 40% 相 当 数 ( $⑧ \times \frac{40}{100}$ )					⑨	(小数点以下切捨て)
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 ( (⑧-⑥) と⑨のうち少ない数)					⑩	(マイナスの場合は0)
対 象 移 転 型 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 ( (「②の3」-⑦) と⑩のうち少ない数)					⑪	
非 新 規 基 準 雇 用 者 数 (本表「③」- (⑧又は「②の2」))					⑫	(マイナスの場合は0)
対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ( (「⑤の3」-「②の3」) と⑫のうち少ない数)					⑬	(マイナスの場合は0)
給 与 等 支 給 額 の 計 算 に 関 す る 明 細						
適 用 年 に お け る 給 与 等 の 支 給 額					⑭	円
同 上 の うち 適 用 年 の 12 月 31 日 に お い て 高 年 齢 雇 用 者 に 該 当 す る 者 に 係 る 金 額					⑮	
給 与 等 支 給 額 (⑭-⑮)					⑯	
比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算 に 関 す る 明 細						
適 用 年 の 前 年 分	給 与 等 の 支 給 額	⑯のうち適用年の12月31日 において高年齢雇用者に 該当する者に係る金額	差 引 (⑱-⑲)	<u>12</u> 事業を営んでいた期間の月数	改訂給与等の支給額 (⑳×㉑)	
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
年 分	円	円	円	<u>12</u>	円	
比 較 給 与 等 支 給 額 ( ㉒ + (㉒×本表「⑥」) × $\frac{20 \text{ 又 は } 30}{100}$ )					㉓	

## 基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項又は令和2年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

(1) 「②の2」欄は、措法第10条の5第1項又は旧措法第10条の5第1項の適用を受ける場合に、措法第10条の5第3項第2号又は旧措法第10条の5第3項第2号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）において適用年に新たに雇用された雇用者で、当該適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、当該特定業務施設において適用年に新たに雇用された措法第10条の5第3項第7号イ及びロ又は旧措法第10条の5第3項第7号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

(2) 「③」欄は、平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消して計算します。

なお、「③の1」-「④の1」が0である場合には、「③」欄中「(②×本表「⑥」)」とあるのは「②」として計算します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5、平成30年改正法附則64

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	①					
事業名	②					
資産	種類	③				
	設備の名称	④				
区分	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

本年分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」)	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	所得税額超過構成額	⑬		所得税額の特別控除額 (⑭+⑲)	⑳		
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (⑳-㉑)
	㉑	㉒	㉓
年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

設備の概要

--



## 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 2 第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄には、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 又は租税特別措置法施行規則第 5 条の 10 に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑪」欄は、「⑩」欄の金額に  $\frac{20}{100}$  を乗じた額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の金額を記載します。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄の B の金額を記載します。

- (7) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を、措法第 10 条の 5 の 3 第 3 項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。

- (8) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑲」欄の B の金額を記載します。

- (9) 「㉔」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 2

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

事業種目	①					
資産	種類	②				
	設備等の種類又は区分	③				
区分	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ( ⑦ の合計 )	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額 基準額残額	⑮	円
税額控除限度額 ( ⑧ × 10 / 100 )	⑨			繰越税額控除限度 超過額	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額	⑰	
本年税額基準額 ( ⑩ × 20 / 100 )	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額 ( ⑨ と ⑪ のうち少ない金額 )	⑫			本年繰越税額控除額 ( ⑰ - ⑱ )	⑲	
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 ( ⑭ + ⑲ )	⑳	
本年税額控除額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 ( ㉑ - ㉒ )
	㉑	㉒	㉓
年分 ( 前年分 )	円	( ⑰ の金額 ) 円	
本年分	( ⑨ の金額 )	( ⑫ の金額 )	外 円
合計			

機械設備等の概要

--	--	--	--

## 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 3 第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に  $\frac{20}{100}$  を乗じた額を記載します。  
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項並びに措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (7) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。
- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 3

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)		⑮	円		
比較雇用者給与等支給額 (⑳)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑮)		⑯	(マイナスのときは0)		
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得 税 額 控 除 限 度 額 の 特 別 の 控 除 額 の 計 算	⑭ $\geq$ 0.2 又は⑩=⑮ $>$ 0の場合  (⑯ $\times$ $\frac{20}{100}$ )	⑰			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (③の1)	④							
	継続雇用者比較給与等支給額 (③の2)	⑤							
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)						
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥ $\div$ ⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦							
国内設備投資に係る計算	国内設備投資額	⑧	円		税額控除限度額 (⑰又は⑱)  (⑦ $<$ 0.03 又は⑧ $<$ ⑩の場合は0)	⑲			
	本年償却費総額	⑨							
	本年償却費総額の90%相当額 (⑨ $\times$ $\frac{90}{100}$ )	⑩							
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑪			調整前事業所得税額	⑳			
	比較教育訓練費の額 (⑳)	⑫			本年税額基準額 (㉑ $\times$ $\frac{20}{100}$ )	㉑			
	教育訓練費増加額 (⑪-⑫)	⑬	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (⑲と㉑のうち少ない金額)	㉒				
	教育訓練費増加割合 (⑬ $\div$ ⑫) (⑫=0の場合は0)	⑭		調整前事業所得税額超過構成額	㉓				
所得税額の特別控除額 (㉒-㉓)								㉔	
比較雇用者給与等支給額の計算									
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額	⑮		$\frac{12}{\text{㉕の月数}}$	㉕	比較雇用者給与等支給額 (⑳ $\times$ ㉕)	㉖		
年分	円		円	$\frac{12}{\text{㉗}}$	㉗	円	円		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算									
		継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		適用年			適用年の前年分				
年分	⑳	1			2				
雇用者給与等支給額	㉑	(㉑の金額) 円			(㉒の金額) 円				
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉓								
$\frac{12}{\text{「2の㉕」の月数}}$	㉔				$\frac{12}{\text{㉗}}$				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉓又は(㉓ $\times$ ㉔))	㉕	円			円				
比較教育訓練費の額の計算									
年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{\text{㉘の月数}}$	改定教育訓練費の額 (㉙ $\times$ ㉘)						
⑳	㉙	㉘	㉙		㉚				
年分(前年分)	円	$\frac{12}{\text{㉛}}$	円		円				
年分(前々年分)		$\frac{12}{\text{㉜}}$							
計									
比較教育訓練費の額 (㉚の計) $\div$ 2)						㉛			

## 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項に規定する給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「⑮」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑬」欄の額を記載します。
- (2) 「⑳」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「㉒」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑲」欄のBの金額を記載します。
- (4) 「㉗」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉕の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉖」欄の金額を「㉘」欄に転記します。
- (5) 「2の㉚」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の㉙」欄の金額を「2の㉛」欄に転記します。
- (6) 「㉞」欄は、各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉟」欄の金額を「㉟」欄に転記します。
- (7) 「㉟」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される教育訓練費の額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項

中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)		⑫	円		
比較雇用者給与等支給額 (②)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑫)		⑬	(マイナスのときは0)		
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得 税 額 の 特 別 控 除 の 計 算	中 小 事 業 者 の 税 計 額	⑭	⑦ $\geq 0.025$ の場合において、⑩ $\geq 0.1$ 若しくは⑧=⑩ $> 0$ のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(⑬ \times \frac{25}{100})$		
給 増 加 割 合 の 計 算	継続雇用者給与等支給額 (⑩の1)	④					同上以外の場合 $(⑬ \times \frac{15}{100})$ (⑦ $< 0.015$ の場合は0)	⑮	
	継続雇用者比較給与等支給額 (⑩の2)	⑤					中小事業者税額控除限度額 (⑭又は⑮)	⑯	
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)				調整前事業所得税額	⑰	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥ $\div$ ⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦		本年税額基準額 $(⑰ \times \frac{20}{100})$	⑱				
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教育訓練費の額	⑧	円	計 算	の 計 算	⑲	本年税額控除可能額 (⑯と⑱のうち少ない金額)		
	中小企業比較教育訓練費の額 (⑧)	⑨					調整前事業所得税額 超過構成額	⑳	
	教育訓練費増加額 (⑧-⑨)	⑩	(マイナスのときは0)				所得税額の特別控除額 (⑲-⑳)	㉑	
	教育訓練費増加割合 (⑩ $\div$ ⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪					比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額				$\frac{12}{\text{⑳の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (㉑ $\times$ ㉒)		
⑳	㉑				㉒		㉓		
年分			円		$\frac{12}{\text{---}}$		円		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算									
		継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		適用年			適用年の前年分				
		1			2				
年分	㉔								
雇用者給与等支給額	㉕	(①の金額) 円			(②の金額) 円				
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉖								
$\frac{12}{\text{「2の㉔」の月数}}$	㉗				$\frac{12}{\text{---}}$				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉖又は(㉖ $\times$ ㉗))	㉘	円			円				
中小企業比較教育訓練費の額の計算									
適用年の前年分	教育訓練費の額				$\frac{12}{\text{㉙の月数}}$		中小企業比較教育訓練費の額 (㉚ $\times$ ㉛)		
㉙	㉚				㉛		㉜		
年分			円		$\frac{12}{\text{---}}$		円		

## 中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第2項に規定する中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が千人以下の個人をいいます。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

(1) 「⑫」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「⑬」欄の額を記載します。

(2) 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。

(4) 「㉔」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉔の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉓」欄の金額を「㉕」欄に転記します。

(5) 「2の㉙」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の㉚」欄の金額を「2の㉛」欄に転記します。

(6) 「㉞」欄は、事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉟」欄の金額を「㊱」欄に転記します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第2項

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

調整前事業所得税額超過額の計算				
本年税額控除可能額	①	(㉔のA) 円	所得税の額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)	④ 円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額 (①-④)	⑤
本年税額基準額 $\textcircled{2} \times \frac{90}{100}$	③			

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額
				A	B
第1号又は第2号	本年分	<del>                    </del>	⑥	円	円
第3号	本年分	<del>                    </del>	⑦		
第4号	本年分	<del>                    </del>	⑧		
第5号	前年繰越分	年分	⑨		
	本年分	<del>                    </del>	⑩		
第6号	本年分	<del>                    </del>	⑪		
第7号	本年分	<del>                    </del>	⑫		
第8号	本年分	<del>                    </del>	⑬		
		<del>                    </del>	⑭		
第9号	前年繰越分	年分	⑮		
	本年分	<del>                    </del>	⑯		
第10号	前年繰越分	年分	⑰		
	本年分	<del>                    </del>	⑱		
第11号	本年分	<del>                    </del>	⑲		
第12号	本年分	<del>                    </del>	⑳		
旧第13号	本年分	<del>                    </del>	㉑		
第13号	本年分	<del>                    </del>	㉒		
第14号	<del>                    </del>	<del>                    </del>	<del>                    </del>		
震災特例法第10条 第3項若しくは第4項、 第10条の2第3項若しくは 第4項又は第10条の2の2 第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉓		
		年分	㉔		
		年分	㉕		
		年分	㉖		
	計	㉗			
本年分	<del>                    </del>	㉘			
震災特例法第10条の3 第1項、第10条の3の2 第1項又は第10条の3の3 第1項	本年分	<del>                    </del>	㉙		
合計	<del>                    </del>	<del>                    </del>	㉚		(㉕の金額)



## 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
  - ⑥ 「試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
  - ⑧ 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑨ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑩ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ⑪ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
  - ⑫ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
  - ⑬ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
  - ⑭ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
  - ⑮ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑯ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ⑰ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑱ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ⑲ 「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
  - ⑳ 「中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ㉑ 「革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ㉒ 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額
  - ㉓ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ㉔ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額
  - ㉕ 「復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

事業種目	①					
資産区分	種類	②				
	構造、用途、設備の種類又は区分	③				
	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円		本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫	円
税額控除限度額 ( ⑧ × $\frac{15}{100}$ )	⑨			調整前事業所得税額超過構成額	⑬	
調整前事業所得税額	⑩					
本年税額基準額 ( ⑩ × $\frac{20}{100}$ )	⑪			所得税額の特別控除額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭	
機械設備等の概要						

## 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4の2第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4の2」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4の2

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

税額控除に関する規定の該当条		①	震災特例法第10条・震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2 (旧震災特例法第10条の2)				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②					
資 産 区 分	種 類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	⑦	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
本 年 分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑫-⑬)	⑯	円
	税 額 控 除 限 度 額	⑩			繰越税額控除限度超過額 (⑫の計)	⑰	
	本年分の事業所得等に係る所得税額	⑪			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑯と⑰のうち少ない金額)	⑱	
	本 年 税 額 基 準 額 (⑪× $\frac{20}{100}$ )	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬			本 年 繰 越 税 額 控 除 額 (⑱-⑲)	⑳	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑭			所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑮+⑳)	㉑	
	本 年 税 額 控 除 額 (⑬-⑭)	⑮					
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (㉒-㉓)			
	㉒	㉓		㉔			
年分 (4年前の年分)	円	円		外 円			
年分 (3年前の年分)				外 円			
年分 (前々年分)				外			
年分 (前年分)				外			
計		(⑱の金額)					
本 年 分	(⑩の金額)	(⑬の金額)		外			
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

**復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、  
企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は  
避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条第3項若しくは第4項（令和元年改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第10条の2第3項又は第4項）に規定する復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10」、「震法10の2」又は「震法10の2の2」と記載してください。

**1 記載要領**

- (1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、次に記載します。
  - イ 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
  - ロ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。
  - ハ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条第1項各号の第4欄に掲げる減価償却資産又は同法第10条の2第1項若しくは同法第10条の2の2第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「⑧」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となります。税額控除率は以下のとおりです。

**イ 復興産業集積区域において機械等を取得した場合**

	資産の種類	平成29年3月31日	平成29年4月1日～	資産の種類	平成31年4月1日～	令和2年4月1日～
		まで	平成31年3月31日		令和2年3月31日	令和3年3月31日
(イ)	旧震災特例法10の2⑤一イに規定する機械及び装置	15/100		震災特例法 10⑤一イに規定する機械及び装置	15/100	
(ロ)	旧震災特例法10の2⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100		震災特例法 10⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100	
(ハ)				震災特例法 10⑤一ハに規定する機械及び装置	10/100	
(ニ)	旧震災特例法10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		震災特例法 10⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
(ホ)	旧震災特例法10の2⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		震災特例法 10⑤一ホに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
(ヘ)				震災特例法 10⑤一ヘに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	6/100	
(ト)	旧震災特例法10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100		震災特例法 10⑤一トに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	
(チ)	旧震災特例法10の2⑤一ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅	-	8/100	震災特例法 10⑤一チに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	6/100

**ロ 企業立地促進区域及び避難解除区域等において機械等を取得した場合**

	資産の種類	税額控除率
(リ)	建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
(ヌ)	(リ)以外	15/100

- (6) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。
 
$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\times 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\times 2)$$
  - i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
  - ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
  - ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
  - ※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
  - ※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。
- (7) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉒」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

**2 提出先**

納税地の所轄税務署長

**3 根拠条文**

震災特例法第10条、第10条の2、第10条の2の2、旧震災特例法第10条の2、令和元年改正法附則88

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

被災雇用者等 を雇用した 場合	認定地方公共団体の 指定を受けた日	①	.	.	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 $\left( (③ \times \text{控除率}) \text{ 又は } (⑥ \times \frac{20}{100}) \right)$	⑦	円
	本年の適用期間内における 被災雇用者等に対して 支給する給与等の額	②		円		本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に 算入される額	③				本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	⑨	
避難対象雇用者等 を雇用した 場合	福島県知事の認定 又は確認を受けた日	④	.	.	控 除 額 の 計 算	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	
	本年の適用期間内における 避難対象雇用者等に対して 支給する給与等の額	⑤		円		調整前事業所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に 算入される額	⑥				所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	

**復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

## 1 記載要領

□ 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×20/100)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に被災雇用者に対して支給する給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率)又は」を抹消します。

□ 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

□ 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3



# 年分の総収入金額報告書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

提出用

住所 (〒 - )	フリガナ 氏 名
事業所 (〒 - )	個人番号 : : :   : : :   : : :
納税地 (〒 - )	電話番号
業種名	屋 号 雅 号

○ その年中の収入金額をこの表に記入してください。

		事業所得 の収入金額	不動産所得 の収入金額	山林所得 の収入金額	
所得の生ずる場所					
その 年 中 の 収 入 金 額	主 な 得 意 先 ・ 貸 付 先 ・ 売 却 先	(住所・氏名)	円	円	円
		裏面の計の金額			
	上記以外の収入金額の計				
	合 計	①	②	③	
				(①+②+③)	

( 署 税 理 名 士  
電話 番 号 )

※書ききれないときは、裏面に書いてください。

- その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合には、この報告書とその年の翌年3月15日(その年分の確定申告期限)までに提出しなければならないことになっています。
- この報告書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記入及び②報告をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。なお、報告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

税務署 署 欄	税 務 署 印 付 印 日 確 認	身 元 確 認	確 認 書 類	一 連 番 号
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )	





# 年分の総収入金額報告書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

**控  
用**

住所	(〒 - )	フリガナ 氏 名	
事業所	(〒 - )	個人番号	
納税地	(〒 - )	電話番号	
業種名		屋 雅 号 号	

○ その年中の収入金額をこの表に記入してください。

			事業所得 の収入金額	不動産所得 の収入金額	山林所得 の収入金額	
所得の生ずる場所						
そ の 年 中 の 収 入 金 額	主 な 得 意 先 ・ 貸 付 先 ・ 売 却 先	(住所・氏名)	円	円	円	
			裏面の計の金額			
		上記以外の収入金額の計				
		合 計	①	②	③	
					(①+②+③)	

○この用紙は **控用** です。申告には、必ず **提出用** を使ってください。

( 署 税 理 名 士  
 ( 電 話 番 号 ) )

※書ききれないときは、裏面に書いてください。

- その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合には、この報告書とその年の翌年3月15日(その年分の確定申告期限)までに提出しなければならないことになっています。
- この報告書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記入及び②報告をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。なお、報告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

税務署 署欄	税整	通信日付印の年月日	確 認	番号確認	身元確認	確認書類	一連番号
	務理	年 月 日			<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ( )	

# 令和 0 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書 A

FA2000

住所 (又は居所)	個人番号													
	フリガナ													
令和 年 1月1日 の住所	氏名													
	世帯主の氏名							世帯主との続柄						
	生年月日							電話番号	自宅・勤務先・携帯 - -					

(単位は円) 整理番号

収入金額等	給与	区分	ア													
	雑	公的年金等	イ													
		業務	区分	ウ												
		その他	エ													
	配当	オ														
一時	カ															
所得金額等	給与	区分	①													
	雑	公的年金等	②													
		業務	③													
		その他	④													
	②から④までの計	⑤														
配当	⑥															
一時	⑦															
合計	(①+⑤+⑥+⑦)	⑧														
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑨														
	小規模企業共済等掛金控除	⑩														
	生命保険料控除	⑪														
	地震保険料控除	⑫														
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑬ ~⑭	0000												
	勤労学生、障害者控除	⑮ ~⑯	0000													
	配偶者(特別)控除	区分1	区分2	⑰ ~⑱	0000											
	扶養控除	区分	⑲	0000												
	基礎控除	⑳	0000													
	⑨から⑳までの計	㉑														
	雑損控除	㉒														
	医療費控除	区分	㉓													
	寄附金控除	㉔														
	合計	(㉑+㉒+㉓+㉔)	㉕													

税金の計算	課税される所得金額 (⑧-⑳)	㉖	000													
	上の㉖に対する税額	㉗														
	配当控除	㉘														
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分1	区分2	㉙	00											
	政党等寄附金等特別控除	㉚ ~㉛														
	住宅耐震改修特別控除等	区分	㉜ ~㉝													
	差引所得税額 (㉖-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉞														
	災害減免額	㉟														
	再差引所得税額 (基準所得税額) (㉞-㉟)	㊱														
	復興特別所得税額 (㊱ × 2.1%)	㊲														
所得税及び復興特別所得税の額 (㊲ + ㊳)	㊴															
外国税額控除等	区分	㊵ ~㊶														
源泉徴収税額	㊷															
申告納税額	納める税金	㊸	00													
(㊴-㊵-㊶-㊷)	還付される税金	㊹	△													
その他	公的年金等以外の合計所得金額	㊺														
	配偶者の合計所得金額	㊻														
	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㊼														
	未納付の源泉徴収税額	㊽														
	延納の届出	申告期限までに納付する金額	㊾	00												
	延納届出額	㊿	000													

税理士 署名押印 電話番号

選受付される税金の場所	銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号	記号番号	

整理欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
異動	年	月	日	L									
管理												通信日付印	年 月 日
補完												確認	
納管	事績	住民	検算										一連番号

第一表 (令和二年分以降用) ㉙・㊱・㊲又は㊹の記入をお忘れなく。

令和 〇〇 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

整理番号

FA2100

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
④源泉徴収税額の合計額			円	円

○ 一時所得に関する事項 (7)

収入金額	支出金額	差引金額
円	円	円

○ 本人に関する事項 (13~16)

寡婦  死別  生死不明  離婚  未帰還  ひとり親  勤労学生  年調以外かつ専修学校等  障害者  特別障害者

○ 寄附金控除に関する事項 (24)

寄附先の名称等	寄附金
	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (16~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平 . .	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円

上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

○ 保険料控除等に関する事項 (9~12)

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑨ 社会保険料控除		円	円
	合計		
⑩ 小規模掛金控除		円	円
	合計		
⑪ 生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
⑫ 地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

○ 雑損控除に関する事項 (22)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円
	保険金などで補填される金額	円
		差引損失のうち災害関連支出の金額

○ 特例適用条文等

\_\_\_\_\_

第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。



第一表

(令和二年分以降用)

44・45・49・51又は52の記入をお忘れなく。

住所	〒	個人番号	生年 月日
(又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ	氏名	
	職業		
令和 年 1 月 1 日 住所	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
(単位は円)	種類	整理番号	電話番号
受付印	青色	分離	国出
	損失	修正	特農
	特農	特農	特農

収入金額等	事業等	ア		
	業農	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
長期		サ		
一時	シ			
所得金額等	事業等	①		
	業農	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩		
総合譲渡・一時	⑪			
合計	⑫			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰		
	勤労学生、障害者控除	⑱		
	配偶者(特別)控除	⑳		
	扶養控除	㉑		
	基礎控除	㉒		
	⑬から㉒までの計	㉓		
雑損控除	㉔			
医療費控除	㉕			
寄附金控除	㉖			
合計	㉗			
(㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖)	㉘			

税金の計算	課税される所得金額	⑳	
	上の㉓に対する税額	㉑	
	配当控除	㉒	
		㉓	
		㉔	
	政党等寄附金等特別控除	㉕	
	住宅耐震改修特別控除等	㉖	
	差引所得税額	㉗	
	災害減免額	㉘	
	再差引所得税額(基準所得税額)	㉙	
復興特別所得税額	㉚		
所得税及び復興特別所得税の額	㉛		
外国税額控除等	㉜		
源泉徴収税額	㉝		
申告納税額	㉞		
予定納税額	㉟		
第3期分の納める税金の税額	㊱		
還付される税金	㊲		
その他	公的年金等以外の合計所得金額	㊳	
	配偶者の合計所得金額	㊴	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊵	
	青色申告特別控除額	㊶	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊷	
	未納付の源泉徴収税額	㊸	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊹	
	平均課税対象金額	㊺	
	変動・臨時所得金額	㊻	
	延届納の出	申告期限までに納付する金額	㊼
延納届出額		㊽	
還付される税金の所	銀行		
	金庫・組合		
	農協・漁協		
	郵便局		
	名等		
	口座番号		
	記号番号		
	預金		
	普通		
	当座		
納税準備			
貯蓄			
整理欄	区分	A	B
	異動	C	D
	管理	E	F
	補完	G	H
		I	J
		K	
	年		
	月		
	日		
	名簿		
確認			
税理士			
署名押印			
電話番号			

納管	
事業	
住民	
資産	
総合	
分離	
検算	
通付印	
年月日	
連番	

税理士法曹会提出  
30条 33条の2

令和 〇〇 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

F A 2 3 0 0

住所欄: 住所、屋号、フリガナ

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の名称・所在地等, 収入金額, 源泉徴収税額

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額

特例適用条文等

Blank box for special provisions

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

Table for spouse and family members with columns for name, ID, marital status, birth date, disability, foreign residence, tax status, etc.

事業専従者に関する事項 (55)

Table for business dependents with columns for name, ID, marital status, birth date, work details, etc.

住民税・事業税に関する事項

Complex form for resident and business taxes with multiple sections and columns.

保険料控除等に関する事項 (13~16)

Table for insurance and other deductions with columns for type, amount, and adjustment.

本人に関する事項 (17~20)

Form for personal status including marital status, single parent, student, etc.

雑損控除に関する事項 (26)

Table for miscellaneous loss deduction with columns for cause, date, and amount.

寄附金控除に関する事項 (28)

Form for donation deduction with columns for name and amount.

第二表 (令和二年分以降降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などを申告書に添付しなければならぬ書類は添付書類台紙などに貼ってください。

# 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

住所 (又は事業所事務所居所など)		フリガナ 氏名	
----------------------	--	------------	--

①

のりしろ

## 本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

### ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)



(裏面)



### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「**I 番号確認書類**」の**写し**と「**II 身元確認書類**」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### I 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の**写し**》  
・通知カード  
(現在の氏名・住所等が記載されている場合に限りです。)  
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

#### II 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**写し**》

・運転免許証  
・身体障害者手帳  
・公的医療保険の被保険者証  
(写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。)  
・パスポート  
・在留カード

などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類(該当するものに限りです。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

⑧ の り し ろ

⑦ の り し ろ

⑥ の り し ろ

⑤ の り し ろ

社会保険料  
(国民年金・国民年金基金)  
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

④ の り し ろ

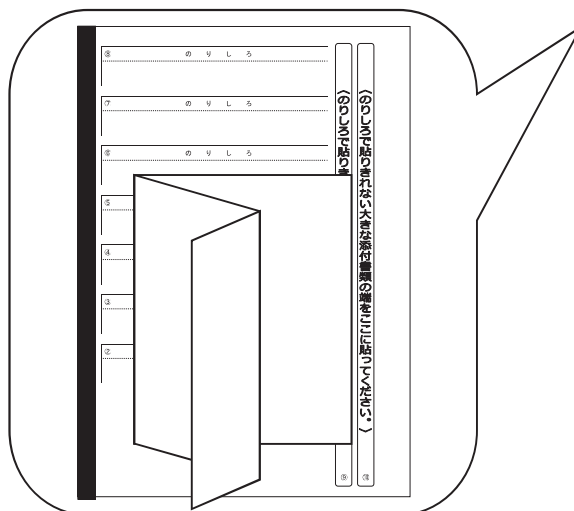
生命保険料控除関係書類

③ の り し ろ

地震保険料控除関係書類

② の り し ろ

寄附金控除関係書類



〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑨

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑩



住所 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇 個人番号 ※ 個人番号は複写されません 生年月日 〇〇.〇〇.〇〇

フリガナ 氏名

令和 年 1 月 1 日 現在の住所 (単位は円) 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

種類 青色 分離 国出 損失 修正 特農の示 特農 整理番号 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等	事業等	ア								
	業農	イ								
	不動産	ウ								
	利子	エ								
	配当	オ								
	給与	カ								
	雑	公的年金等	キ							
		業務	ク							
		その他	ケ							
		総合譲渡								
短期	コ									
長期	カ									
一時	シ									
所得金額等	事業等	①								
	業農	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	公的年金等	⑦							
		業務	⑧							
		その他	⑨							
		⑦から⑨までの計	⑩							
総合譲渡・一時	⑪									
合計	⑫									
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬								
	小規模企業共済等掛金控除	⑭								
	生命保険料控除	⑮								
	地震保険料控除	⑯								
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱								
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳								
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒								
	扶養控除	㉓								
	基礎控除	㉔								
	⑬から㉔までの計	㉕								
雑損控除	㉖									
医療費控除	㉗									
寄附金控除	㉘									
合計	㉙									

税金の計算	課税される所得金額(⑫-⑳)又は第三表上の㉑に対する税額又は第三表の㉑)	⑳							
	配当控除	㉒							
	特定増価税等特別控除	㉓							
	政党等寄附金等特別控除	㉔~㉖							
	住宅耐震改修特別控除等	㉗~㉙							
	差引所得税額(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙)	㉚							
	災害減免額	㉛							
	再差引所得税額(基準所得税額(㉚)-㉛)	㉜							
	復興特別所得税額(㉜×2.1%)	㉝							
	所得税及び復興特別所得税の額(㉜+㉝)	㉞							
外国税額控除等	㉟								
源泉徴収税額	㊱								
申告納税額(㉞-㉟-㊱-㊲)	㊳								
予定納税額(第1期分・第2期分)	㊴								
第3期分納める税金の税額(㊳-㊴)	㊵								
還付される税金	㊶	△							
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	㊷							
	配偶者の合計所得金額	㊸							
	専従者給与(控除)額の合計額	㊹							
	青色申告特別控除額	㊺							
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊻							
	未納付の源泉徴収税額	㊼							
	本年分で差し引く繰越損失額	㊽							
	平均課税対象金額	㊾							
	変動・臨時所得金額	㊿							
	延届納の出	申告期限までに納付する金額	㉑						
延納届出額	㉒								
還付される税金の所	銀行 金庫・組合 農協・漁協								
	郵便局 名等 口座番号 記号番号								

第一表 ○この用紙は控用です。 ④④・④⑤・④⑨・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。

○ 收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号



住所  
 屋号  
 フリガナ  
 氏名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額 円	源泉徴収税額 円
(49) 源泉徴収税額の合計額				

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円
譲渡(短期)			
譲渡(長期)			
一時			

○ 特例適用条文等

--

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
	※ 個人番号は複写されません	配偶者	明・大昭・平 . .	(障) 特障	国外	年調 向一	別居 調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整

○ 事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平 . .		
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平 . .		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額 円	非居住者 円	配当割額控除額 円	株式等譲渡所得割額控除額 円	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 円	共同募金、日赤その他の寄附 円	都道府県条例指定寄附 円	市区町村条例指定寄附 円

事業税	非課税所得など 番号	所得金額 円	損益通算の特例適用前の不動産所得 円	前年中の開(廃)業 開始・廃止 月日

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与 円
------------------------------	----	----	---------------------	----	---------

○ 保険料控除等に関する事項 (13~16)

	保険料等の種類	支払保険料等の計 円	うち年末調整等以外 円
⑬ 社会保険料控除			
⑭ 小規模共済等控除			
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料		
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
⑯ 地震保険控除	地震保険料		
	旧長期損害保険料		

○ 本人に関する事項 (17~20)

<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input checked="" type="radio"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 勤労学生 <input type="checkbox"/> 年調以外かつ専修学校等	<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 特別障害者
--	---------------------------------------	---	------------------------------	--------------------------------

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額 円	保険金などで補填される額 円	差引損失のうち災害関連支出の金額 円

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等		寄附金 円
---------	--	----------

第二表 ○この用紙は控用です。

住所	_____
フリガナ	_____

整理番号	<input type="text"/>	一連番号	<input type="text"/>		
特例適用条文					
法		条		項	号
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>
所法	措法	震法	<input type="text"/>	の	<input type="text"/>

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉙	<input type="text"/>
		軽減分	㉚	<input type="text"/>	
		長期譲渡	一般分	㉛	<input type="text"/>
			特定分	㉜	<input type="text"/>
		軽減課分	㉝	<input type="text"/>	
		一般株式等の譲渡	㉞	<input type="text"/>	
		上場株式等の譲渡	㉟	<input type="text"/>	
		上場株式等の配当等	㊱	<input type="text"/>	
		先物取引	㊲	<input type="text"/>	
		山林	㊳	<input type="text"/>	
退職	㊴	<input type="text"/>			
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉜	<input type="text"/>
		軽減分	㉝	<input type="text"/>	
		長期譲渡	一般分	㉞	<input type="text"/>
			特定分	㉟	<input type="text"/>
		軽減課分	㊱	<input type="text"/>	
		一般株式等の譲渡	㊲	<input type="text"/>	
		上場株式等の譲渡	㊳	<input type="text"/>	
		上場株式等の配当等	㊴	<input type="text"/>	
		先物取引	㊵	<input type="text"/>	
		山林	㊶	<input type="text"/>	
退職	㊷	<input type="text"/>			
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉑)	㉑	<input type="text"/>		
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉒)	㉒	<input type="text"/>		
	㉓ 対応分	㉓	<input type="text"/>		
	㉔ 対応分	㉔	<input type="text"/>		
	㉕ 対応分	㉕	<input type="text"/>		
	㉖ 対応分	㉖	<input type="text"/>		
	㉗ 対応分	㉗	<input type="text"/>		
	㉘ 対応分	㉘	<input type="text"/>		
	㉙ 対応分	㉙	<input type="text"/>		
	㉚ 対応分	㉚	<input type="text"/>		

税金の計算	㉛ 対応分	㉛	<input type="text"/>
	㉜ 対応分	㉜	<input type="text"/>
	㉝ 対応分	㉝	<input type="text"/>
	㉞ 対応分	㉞	<input type="text"/>
	㉟ 対応分	㉟	<input type="text"/>
	㊱ 対応分	㊱	<input type="text"/>
	㊲ 対応分	㊲	<input type="text"/>
	㊳ 対応分	㊳	<input type="text"/>
	㊴ 対応分	㊴	<input type="text"/>
	㊵ から ㊶ までの合計 (申告書B第一表の㊶に転記)	㊶	<input type="text"/>
その他	株式等 配当等 先物取引	本年分の㉛、㉜から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㉟
	株式等 配当等 先物取引	本年分の㉞から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱
	株式等 配当等 先物取引	本年分の㊱から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊲
	株式等 配当等 先物取引	本年分の㊲から差し引く繰越損失額翌年以後に繰り越される損失の金額	㊳

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		㉟	<input type="text"/>	
特別控除額の合計額		㊱	<input type="text"/>	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	㊲	<input type="text"/>
------------------------	---	----------------------

○ 退職所得に関する事項

収入金額	退職所得控除額
円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日	<input type="text"/>
	D	E	F	通算	<input type="text"/>
取得期間	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	特例期間	<input type="text"/>
資産	<input type="text"/>	入力	申告区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>

住所 (又は事業所、事務所など)		フリガナ 氏名	
		整理番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>
		一連番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span>

1 損失額又は所得金額

(令和二年分以降用)

所得の種類			区分等	所得の生ずる場所等	㉑ 収入金額	㉒ 必要経費等	㉓ 差引金額 (㉑ - ㉒)	㉔ 特別控除額	㉕ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額) <span style="float: right;">⑥4 円</span>									
B 譲渡	短期	分離譲渡			円	円	㉖ 円	㉗ 円	円
		総合譲渡					㉘ 円		円
	長期	分離譲渡			円	円	㉙ 円	㉚ 円	円
		総合譲渡						㉛ 円	円
	一時								㉜ 円
C 山林				円				㉝ 円	
D 退職						円	円	㉞ 円	
E 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等									㉟ 円
									㊱ 円
						円	円		㊲ 円
F 先物取引								㊳ 円	
		㉞ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額			円	㉟ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文	

2 損益の通算

所得の種類			㉑ 通算前	㉒ 第1次通算後	㉓ 第2次通算後	㉔ 第3次通算後	㉕ 損失額又は所得金額
A 経常所得 <span style="float: right;">⑥4 円</span>							
B 譲渡	短期	総合譲渡	⑥6	第1次通算	第2次通算	第3次通算	㉕ 円
		分離譲渡(特定損失額)	⑥7 △				
	長期	総合譲渡	⑥8				
	一時		⑥9				
C 山林			→ ㉞				㉟
D 退職							㊱
損失額又は所得金額の合計額							㊲

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00000000</span>	一連番号	
------	--	------	--

青色申告者の損失の金額		⑦9	円				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑧0					
変動所得の損失額		⑧1					
被災資産の損失額 被事業用資産	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額 (④-⑤)
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	⑧2 円
	山林以外	不動産		..			⑧3
	山林			..			⑧4
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		⑧5	円				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		⑧6					

第四表(二) (令和二年分以降用)

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		⑦ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑧ 本年分で差し引く損失額	⑨ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (⑦-⑧)	
____年 (3年前)	純損失	山林以外の所得の損失	円	円	/	
		山林所得の損失				
	損失	____年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑損失						
____年 (2年前)	純損失	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
	損失	____年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑損失						
____年 (前年)	純損失	山林以外の所得の損失			/	
		山林所得の損失				
	損失	____年が白色の場合	変動所得の損失			
			被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
雑損失						
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑧7	円			
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		⑧8	円			
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑧9	円			

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑨0	円
-----------------------------------	----	---

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	⑨1	円
-------------------------	----	---

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	⑨2	円
----------------------------	----	---

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	⑨3	円
---------------------------	----	---

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名
----------------------------------	------------

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額等	事業等	①						
	業農	②						
	不動産	③						
	利子	④						
	配当	⑤						
	給与	区分	⑥					
	雑	公的年金等	⑦					
		業務	⑧					
		その他	⑨					
		⑦から⑨までの計	⑩					
	総合譲渡・一時	⑪						
	合計	(①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫					
※		⑬						
※		⑭						
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑮						
	小規模企業共済等掛金控除	⑯						
	生命保険料控除	⑰						
	地震保険料控除	⑱						
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑲~⑳				〇〇〇〇	
	勤労学生、障害者控除	㉑~㉒					〇〇〇〇	
	配偶者(特別)控除	区分1	区分2	㉓~㉔			〇〇〇〇	
	扶養控除	区分	㉕				〇〇〇〇	
	基礎控除	⑳から㉔までの計	㉖				〇〇〇〇	
	雑損控除	⑳	㉗					
	医療費控除	区分	㉘					
寄附金控除	㉙							
合計	(㉖+㉗+㉘+㉙)	㉚						
税金の計算	課税される所得金額	⑫対応分	㉛				〇〇〇	
		⑬対応分	㉜				〇〇〇	
		⑭対応分	㉝				〇〇〇	
	税額		㉞対応分	㉞				
			㉟対応分	㉟				
			㊱対応分	㊱				
			計(㉞+㉟+㊱)	㊲				
	配当控除	㊳						
	区分	㊴						
	区分1	区分2	㊵				〇〇	
政党等寄附金等特別控除	㊶~㊷							
住宅耐震改修特別控除等	区分	㊸~㊹						

税金の計算	差引所得税額	(㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱)	④⑧				
	災害減免額	④⑨					
	再差引所得税額(基準所得税額)	(④⑩-④⑨)	⑤⑩				
	復興特別所得税額	(⑤⑩×2.1%)	⑤⑪				
	所得税及び復興特別所得税の額	(⑤⑩+⑤⑪)	⑤⑫				
	外国税額控除等	区分	⑤⑬~⑤⑭				
	源泉徴収税額	⑤⑮					
	申告納税額	(⑤⑫-⑤⑬-⑤⑭-⑤⑮)	⑤⑯				
	予定納税額(第1期分・第2期分)	⑤⑰					
	第3期分の税額	納める税金	⑤⑱				〇〇
	還付される税金	⑤⑲				△	

○ 修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額	⑥⑩				
第3期分の税額の増加額	⑥⑪				〇〇

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・支払者の名称等	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
控除額等 異動前	控除額等 異動前
円	円
控除額等 異動後	控除額等 異動後
円	円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	円
	非居住者	
住民税	配当割額控除額	
	株式等譲渡所得割額控除額	
	寄附金税額控除	円 条 例 都道府県 指定分 市区町村
事業税	非課税所得など	番号 所得金額 円
	損益通算の特例適用前の不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	円
	事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由		

整理区分	申告等年月日	年	月	日	所得種類
特例適用文	法	条	の	項	号
申告期限	年	月	日		

# 令和 00 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表)

第五表

○この用紙は控用です。

住所 は事業所など 又事務所 居所		フリガナ 氏名
----------------------------	--	------------

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額等	事業等	①								
	業農	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	区分	⑥							
	雑	公的年金等	⑦							
		業務	⑧							
		その他	⑨							
		⑦から⑨までの計	⑩							
	総合譲渡・一時	⑪								
	合計	⑫								
(①から⑥までの計+⑩+⑪)										
※		⑬								
※		⑭								
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑮								
	小規模企業共済等掛金控除	⑯								
	生命保険料控除	⑰								
	地震保険料控除	⑱								
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑲~⑳					0000		
	勤労学生、障害者控除	⑳~㉑						0000		
	配偶者(特別)控除	区分1	㉒~㉓					0000		
	扶養控除	区分	㉔					0000		
	基礎控除	⑳	㉕					0000		
	⑮から㉕までの計	㉖	㉗							
	雑損控除	⑳	㉘							
	医療費控除	区分	㉙							
寄附金控除	⑳	㉚								
合計	㉛	㉜								
(㉖+㉘+㉙+㉚)										
税金の計算	課税される所得金額	⑫ 対応分	㉝					0000		
		⑬ 対応分	㉞					0000		
		⑭ 対応分	㉟					0000		
	税額		㉝ 対応分	㉡						
			㉞ 対応分	㉢						
			㉟ 対応分	㉣						
		計(㉡+㉢+㉣)	㉤	㉥						
	配当控除	㉦	㉧							
		区分	㉨							
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分1	㉩						00	
		区分2	㉪							
	政党等寄附金等特別控除	㉫~㉬	㉭							
住宅耐震改修特別控除等	区分	㉮~㉯								

税金の計算	整理番号								
	差引所得税額	⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗	㉚						
	災害減免額	㉘							
	再差引所得税額(基準所得税額)	(㉚-㉘)	㉙						
	復興特別所得税額	(㉙×2.1%)	㉚						
	所得税及び復興特別所得税の額	(㉚+㉚)	㉛						
	外国税額控除等	区分	㉜~㉝						
	源泉徴収税額	㉞							
	申告納税額	(㉛-㉜-㉞)	㉟						
	予定納税額(第1期分・第2期分)	㊱							
第3期分の税額	納める税金	㊲						00	
	還付される税金	㊳						△	

○ 修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額	㊴								
第3期分の税額の増加額	㊵								00

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・支払者の名称等	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
控除額等 異動前	控除額等 異動前
円	円
控除額等 異動後	控除額等 異動後
円	円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額		円
	非居住者		
	配当割額控除額		
事業税	株式等譲渡所得割額控除額		
	寄附金控除	都道府県、市区町村分(特例控除対象) 円 条 例 都道府県 指定分 市区町村	円
事業税	非課税所得など	番号	所得金額 円
	損益通算の特例適用前の不動産所得		円
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
事業用資産の譲渡損失など			
異動の理由			

# 書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
  - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
  - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
 

（注1）⑬又は⑭の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類の特称とその所得金額を書いてください。  
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。  
 また、イからチの所得が数多くあるなど⑬又は⑭の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

    - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
    - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
    - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
    - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
    - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
    - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、  
「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
    - ト 山林所得があるときは「山林所得」
    - チ 退職所得があるときは「退職所得」

（注2）上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
  - 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額の増加額⑥〇」欄には、申告書B第一表の「申告納税額④9」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「申告納税額⑤⑥」欄の金額を差し引いた金額を書き、「第3期分の税額の増加額⑥①」欄には、申告書B第一表の「納める税金⑤①」欄又は「還付される税金⑤②」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤⑧」欄又は「還付される税金⑤⑨」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
  - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
  - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
  - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
  - 「収入金額等」、「所得金額等」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。

## ◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
						365

（注）令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。



**年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表** 先物取引に係る繰越損失用

提出用

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	フリガナ  氏名	
------------------------	----------------	--

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

<b>1 先物取引に係る雑所得等の金額</b>			
	本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円
← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑩の金額の合計額を転記してください。			
<b>2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算</b>			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額)	③	(赤字のときは0)
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③)	④	
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥	(赤字のときは0)
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥)	⑦	
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑧	
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑦と⑧のいずれか低い方の金額)	⑨	(赤字のときは0)
	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧ - ⑨)	⑩	
← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑦の金額を転記してください。			
← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑩の金額を転記してください。			
← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の①が赤字の場合に、前年の⑫の金額を転記してください。			
← 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。			
※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。 詳しくは、税務署にお尋ねください。			
<b>3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算</b>			
A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬	円
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑭
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑬と⑭のいずれか低い方の金額)	⑮
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑰
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯-⑰)と⑱のいずれか低い方の金額)	⑱
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失	⑳
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑲-⑳)と㉑のいずれか低い方の金額)	㉑
← 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。			
← 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。			
← 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉒(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉓)に転記してください。			
← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉔(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉕)に転記してください。			
← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉖(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉗)に転記してください。			
← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉘(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉙)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉚及び「その他」欄の㉛(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉜及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉝)に「0」を書いてください。			
○ 次の該当する欄を書いてください。			
先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑)		⑳	円 (赤字のときは△を付けないで書いてください。)
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	㉓
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉒)	㉔
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	㉕
(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ㉒)	㉖	

**年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)**

**控  
用**

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	フリガナ 氏名
------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この用紙は  
**控用**  
です。申告には、必ず  
**提出用**  
を使ってください。

**1 先物取引に係る雑所得等の金額**

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	円
--------------------	---	---

← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑩の金額の合計額を転記してください。

**2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算**

A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	②	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額)	③	
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③)	④	
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑤	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額)	⑥	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥)	⑦	
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	⑧	円
	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑦と⑧のいずれか低い方の金額)	⑨	
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧ - ⑨)	⑩	

← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑦の金額を転記してください。

← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑩の金額を転記してください。

← 前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑧が赤字の場合に、前年の⑩の金額を転記してください。

← 前年分までの所得から引ききれなかった3年前の繰越損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。詳しくは、税務署にお尋ねください。

**3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算**

A __年 (3年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑬	円	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失		⑭
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得等から差し引く雑損失 (⑬と⑭のいずれか低い方の金額)		⑮
B __年 (2年前)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑯	円	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失		⑰
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得等から差し引く雑損失 ((⑯-⑰)と(⑱-⑲)のいずれか低い方の金額)		⑱
C __年 (前年)	前年分までに引ききれなかった雑損失の額	⑲	円	
	本年分で差し引く雑損失の額	左のうち総合課税の所得等から差し引く雑損失		⑳
		左のうち先物取引の差金等決済に係る所得等から差し引く雑損失 ((⑲-⑲)と(㉑-㉑)のいずれか低い方の金額)		㉑

← 前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

← 前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

← 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉒(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉒)に転記してください。

← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉓(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉓)に転記してください。

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑)	⑳	円	
申告書への転記事項	(1) ①が黒字の場合(0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	㉒
		本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉒)	㉓
	(2) ①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	㉔
		翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ㉒)	㉕

← 赤字のときは△を付けて書いてください。

← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉖(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉖)に転記してください。

← 申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の㉗(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉗)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の㉘及び「その他」欄の㉙(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉘及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉘)に「0」を書いてください。



# 書 き 方

## 【死亡した人の確定申告書の書き方】

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告書の手引き」などにならって書きますが、次の点に留意して書いてください。

1 『令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A（以下「確定申告書A」といいます。）』を使用する場合には、申告書の上余白に「**正確**」と表示し、『令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B（以下「確定申告書B」といいます。）』を使用する場合には、標題の余白部に「**準確定**」と書いてください。

2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。

(1) 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。

(2) 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名してください。

3 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に書いてください。

また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「5 相続人等に関する事項」欄の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。

(注) 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

## 【申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方】

4 『死亡した者の平成・令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）』の標題の「年分」欄 死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。

5 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄

死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。

6 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄

死亡した人の確定申告書の「申告納税額」欄（確定申告書Aを使用する場合）又は「第3期分の税額」欄（確定申告書Bを使用する場合）の金額を転記してください。

7 「3 相続人等の代表者の指定」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。

8 「5 相続人等に関する事項」欄

一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について書いてください。

(1) 「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。

(2) 「氏名」欄

この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。

(3) 「個人番号」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）を書いてください。

(4) 「相続分…B」欄

法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。

(注) 1 法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。

イ 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2

ロ 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は2/3、直系尊属は1/3

ハ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4

ニ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等

なお、イとハの相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。

2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(5) 「相続財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。

9 「6 納める税金等」欄

(1) 「各人の納付税額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。

(2) 「各人の還付金額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその分割により請求できる還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。

10 「7 還付される税金の受取場所」欄

「6 納める税金等」欄の「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。

この欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。

○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。

○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。

なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りる。

相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。

○ 申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる）など、個人番号の取り扱いには十分ご注意ください。

○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。



保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書  
 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

(平成二十七年分以降用)

税務署長

年 月 日提出

住(居)所 (〒 - )	電話番号		
フリガナ氏名	性別	生年月日	年 月 日
個人番号	国籍		

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		年 月 日			
居住形態	居住者	居住者となった日		年 月 日	
	非居住者	当初入国年月日	年 月 日	在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		在留資格		相手国の納税者番号	
		相手国の納税地			
		納税管理人	住(居)所 フリガナ氏名	電話番号	

2 (特定社会) 保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有 ・ 無	年 月 日 ~ 年 月 日	

(特定社会)保険料	種類	(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	円		
	支払(控除)年月日	年 月 日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②		
		特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③			
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	所得の金額	④	円
	支払者	住(居)所 又は所在地				
		氏名又は名称				
				④に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤	

3 還付に関する事項 (実特法第5条の2第5項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

$2③ \times 20.42\%$	⑥	円	還付請求金額	⑦	円
(2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)					

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)				(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所	貯金口座の 記号番号		-
	預金種類	口座番号	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)		

関与税理士  
(TEL - - )

税務署 整理 欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	一連番号
	年 月 日			
	番号確認	身元確認	確認書類	
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )		

# 書 き 方

1 この届出書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「実特法」といいます。）（（保険料を支払った場合等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は所得税法 172 条第 1 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 17 条第 5 項の規定による申告書（以下「172 条申告書」といいます。）に添付します。確定申告書の提出を要しない場合であっても、この特例の適用を受けようとする場合は、この届出書を提出期限までに添付書類とともに所管税務署長に提出します。

また、実特法第 5 条の 2 第 5 項の規定による所得税及び復興特別所得税の還付を受けようとする場合に、還付請求書として使用します。

2 使用する内容に応じて、標題の「保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書」のいずれかを抹消します。  
 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

その他の各欄は次により記入します。

(1) 「1 基本事項」の各欄

「居住形態」欄の各欄には居住形態の区分に応じて、「居住者」欄又は「非居住者」欄のいずれかの項目について記入します。非居住者の方がこの届出書を 172 条申告書と併せて提出する場合は、「当初入国年月日」、「在留期間」及び「在留資格」の各欄の記入を省略して差し支えありません。「相手国の納税地」欄には、特定社会保険料（実特法第 5 条の 2 第 3 項に規定する特定社会保険料をいいます。以下同じです。）の金額の計算の基礎となった給与等に係る条約相手国における納税地を記入し、「相手国の納税者番号」欄には、その条約相手国において納税者番号を有する場合にその番号を記入します。また、納税管理人を定めている場合（この届出書とは別に届出が必要です。）は、「納税管理人」欄にその納税管理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入します。

(2) 「2 (特定社会) 保険料に関する事項」の各欄

保険料（実特法第 5 条の 2 第 1 項に規定する保険料をいいます。以下同じです。）又は特定社会保険料（以下「(特定社会) 保険料」といいます。）について記入します。

条約相手国内に事業所を有する雇用者により派遣される方は、「相手国法人との雇用契約」欄の「有」を、それ以外の方は「無」をそれぞれ○を囲みます。「日本での就労期間」欄には、その雇用者のために日本で就労する期間を記入します。「課税の特例を受けることができる事情の詳細」欄には、適用される租税条約の条項や（特定社会）保険料に関する参考となるべき事項を記入します。（特定社会）保険料の「種類」及び「支払（控除）年月日」の各欄に書ききれない場合は、下の表に記入するか、適宜の用紙に記載したものを併せて提出しても差し支えありません。

種類									
支払(控除)年月日									
金額									

※ (特定社会) 保険料の支払（控除）金額は、外貨により支払を行った場合には、原則として当該支払を行った日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値によって換算しますが、本邦通貨により外貨を購入し直ちに支払を行った場合には支出した本邦通貨の額として差し支えありません。

「(特定社会) 保険料の支払（控除）金額 (①)」欄に、支払（控除）保険料の合計額を、「(特定社会) 保険料の上限 (②)」欄は次の算式により計算した金額をそれぞれ記入します。

(特定社会) 保険料の上限 = (イ+ロ+ハ+ニ) × 保険料の金額の基礎となった期間の月数

イ 厚生年金保険法の最高等級の標準報酬月額<sup>注1</sup> × 保険料率<sup>注2</sup> × 1 / 2

ロ 厚生年金保険法の標準賞与額の限度額<sup>注3</sup> × 保険料率<sup>注2</sup> × 1 / 2 × 3 ÷ 12

ハ 健康保険法の最高等級の標準報酬月額<sup>注4</sup> × 保険料率<sup>注5</sup> × 1 / 2

ニ 健康保険法の標準賞与額の限度額<sup>注6</sup> × 保険料率<sup>注5</sup> × 1 / 2 ÷ 12

(注) 1 厚生年金保険法第 20 条第 1 項に規定する標準報酬月額  
 2 厚生年金保険法第 81 条第 4 項の表のうち、その年の 12 月の属する月分に応じて定められた保険料率  
 3 厚生年金保険法第 24 条の 4 第 1 項後段の規定より定められる標準賞与額の限度額  
 4 健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額  
 5 健康保険法第 160 条第 1 項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も高い率  
 6 健康保険法第 45 条第 1 項ただし書の規定より定められる標準賞与額の限度額

<居住者の方> 「特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を、確定申告書第二表「社会保険料控除」の「支払保険料」欄に転記し、「社会保険の種類」欄には「届出書のとおり」と記入します。

<総合課税により確定申告する非居住者の方> 特定社会保険料の金額の計算の基礎となる給与等の収入金額から給与所得控除額及び特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を控除した残額を給与所得の金額として確定申告書に記入します。

<172 条申告書を提出する非居住者の方> 172 条申告書の「収入金額の合計」欄の下段に、収入金額の合計額をかつこ書きし、上段に収入金額から「特例の対象となる（特定社会）保険料の額 (③)」欄の額を控除した後の額を記入します。

(3) 「3 還付に関する事項」の各欄

還付請求書として使用する場合にのみ使用します。「還付の受取場所」は、納税管理人の届出をしている場合は、納税管理人の名義の口座を記入します。

3 この届出書には、次の(1)（還付請求書として提出する場合は(1)及び(2)）の書類を添付する必要があります（添付する書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文も併せて添付してください。）。

- (1) 条約相手国の社会保障制度に係る（特定社会）保険料について特例の適用を受ける場合・・・条約相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書（適用証明書）及びその（特定社会）保険料の金額を証する書類
- (2) 給与等につき源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を明らかにする書類等

4 この届出書は確定申告書等に添付して、それぞれの確定申告書等の提出期限までに住所地等の所管税務署に提出します（確定申告書の提出を要しない場合でも、この特例の適用を受けようとするときは、適用を受けようとする年分の翌年 3 月 15 日までにこの届出書を提出します。）。

なお、還付請求書として提出する場合には、この特例の適用を受けようとする年分の翌年の 1 月 1 日（同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合にはその確定した日）以後、住所地等の所轄税務署に提出します。

※ この届出書又は還付請求書を提出する際には、①個人番号（12 桁）の記載及び②届出又は請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

# 令和 〇〇 年分収支内訳書 (一般用)

(あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所			フリガナ氏名	⑩		事務所所在地		
事業所所在地			電話番号	(自宅)	(事業所)	氏名(名称)		
業種名		屋号	加入団体名			電話番号		

令和 年 月 日

(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		旅費交通費	㊟
売上(収入)金額	①	通 信 費	㊚
家事消費	②	広告宣伝費	㊜
その他の収入	③	接待交際費	㊞
計	(①+②+③) ④	損害保険料	㊠
売上原価		修 繕 費	㊡
期首商品(製品)棚卸高	⑤	消 耗 品 費	㊢
仕入金額(製品製造原価)	⑥	福利厚生費	㊣
小 計	(⑤+⑥) ⑦	の	㊤
期末商品(製品)棚卸高	⑧	の	㊦
差引原価	(⑦-⑧) ⑨	の	㊧
差引金額	(④-⑨) ⑩	の	㊨
経費		の	㊩
給料賃金	⑪	費	㊪
外注工賃	⑫	雑 費	㊬
減価償却費	⑬	小	㊭
貸倒金	⑭	計	(①-⑭までの計) ⑰
地代家賃	⑮	経	費
利子割引料	⑯	計	(⑪-⑯までの計+⑰) ⑱
租税公課	㉑	専	従
その他の経費		者	控
荷造運賃	㉒	除	前
水道光熱費	㉓	の	所
		得	金
		額	(⑱-⑳) ㉔

## ○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
( 歳)	月	円	円	円
( 歳)				
( 歳)				
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数		⑩	

## ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
	円	円	円

## ○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
	延べ従事月数	〇〇

## 【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	

(令和二年分以降用)

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	④償却率 又は 改定償却率	③本年中 の償却 期間	⑤本年分の 普通償却費 (②×④×③)	⑥特別 償却費	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧事業専 用割合	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ( )	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
計													⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円	円
		権更 賃	
		権更 賃	

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

◎本年における特殊事情



# 令和 年分収支内訳書(一般用)

(あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

控  
用

### 記帳と帳簿書類の保存義務について

- 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
  - 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

住 所	フリガナ氏 名	⑩	事務所所在地
事業所所在地	電 話 番 号 (自 宅) (事業所)		氏 名 (名称)
業 種 名	屋 号	加 入 団 体 名	電 話 番 号

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

整理番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		経 費	
売上(収入)金額 ①	<input type="text"/>	旅費交通費 ㊟	<input type="text"/>
家事消費 ②	<input type="text"/>	通 信 費 ㊠	<input type="text"/>
その他の収入 ③	<input type="text"/>	広告宣伝費 ㊡	<input type="text"/>
計 (①+②+③) ④	<input type="text"/>	接待交際費 ㊢	<input type="text"/>
売上原価		損害保険料 ㊣	<input type="text"/>
期首商品(製品)棚卸高 ⑤	<input type="text"/>	修 繕 費 ㊤	<input type="text"/>
仕入金額(製品製造備) ⑥	<input type="text"/>	消 耗 品 費 ㊦	<input type="text"/>
小 計(⑤+⑥) ⑦	<input type="text"/>	福 利 厚 生 費 ㊧	<input type="text"/>
期末商品(製品)棚卸高 ⑧	<input type="text"/>	の ⑦	<input type="text"/>
差引原価(⑦-⑧) ⑨	<input type="text"/>	の ⑧	<input type="text"/>
差引金額(④-⑨) ⑩	<input type="text"/>	の ⑨	<input type="text"/>
経 費		の ⑩	<input type="text"/>
給料賃金 ⑪	<input type="text"/>	の ⑪	<input type="text"/>
外注工賃 ⑫	<input type="text"/>	の ⑫	<input type="text"/>
減価償却費 ⑬	<input type="text"/>	の ⑬	<input type="text"/>
貸倒金 ⑭	<input type="text"/>	の ⑭	<input type="text"/>
地代家賃 ⑮	<input type="text"/>	の ⑮	<input type="text"/>
利子割引料 ⑯	<input type="text"/>	の ⑯	<input type="text"/>
その他の経費		の ⑰	<input type="text"/>
租税公課 ㊀	<input type="text"/>	の ⑱	<input type="text"/>
荷造運賃 ㊁	<input type="text"/>	の ⑲	<input type="text"/>
水道光熱費 ㊂	<input type="text"/>	の ⑳	<input type="text"/>
		所得金額 (⑲-⑳)	<input type="text"/>

### ○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
( 歳)	月	円	円	円
( 歳)				
( 歳)				
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数 <input type="text"/>		⑩	<input type="text"/>

### ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

### ○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
	延べ従事月数	<input type="text"/>

整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円
計		①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円
計		⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	④償却率 又は 改定償却率	③本年中 の償却 期間	⑤本年分の 普通償却費 (②×④×③)	⑥特別 償却費	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧事業専 用割合	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ( )	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
計													⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円	円
		権更 賃	
		権更 賃	

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

○本年における特殊事情

○この用紙は  
控  
用  
です。  
申告には、必ず  
提出  
用  
を  
使  
っ  
て  
く  
だ  
さ  
い。

# 令和 〇〇 年分収支内訳書 (農業所得用)

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

提出用

(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名 称)
フリガナ氏 名	電 話 番 号		電 話 番 号

令和 年 月 日

(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①		経 費	修 繕 費 ⑪	
	家 事 消 費 金 額 ②			動 力 光 熱 費 ⑫	
	家 業 消 費 金 額 ③			作 業 用 衣 料 費 ⑬	
	雑 収 入 ④			農 業 共 済 掛 金 ⑭	
	小 計 (①+②+③) ⑤			荷 造 運 賃 手 数 料 ⑮	
	農 産 物 の 期 首 ⑥			土 地 改 良 費 ⑯	
	棚 卸 高 期 末 ⑦			他 の 経 費	
小 計 (④-⑤+⑥) ⑧		雇 人 費 ⑰			
経 費 額	雇 人 費 ⑧			小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑱	
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨			減 価 償 却 費 ⑲	
	減 価 償 却 費 ⑩			貸 倒 金 ⑳	
	貸 倒 金 ⑪			利 子 割 引 料 ㉑	
	利 子 割 引 料 ⑫			租 税 公 課 ㉒	
	租 税 公 課 ⑬		種 苗 費 ㉓		
	種 苗 費 ⑭		素 畜 費 ㉔		
	素 畜 費 ⑮		肥 料 費 ㉕		
	肥 料 費 ⑯		飼 料 費 ㉖		
	飼 料 費 ⑰		農 具 費 ㉗		
	農 具 費 ⑱		農 薬 費 ㉘		
	農 薬 費 ⑲		諸 材 料 費 ㉙		
諸 材 料 費 ⑳					

## ○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 物	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
		延 日		
その他(人分)				
計			⑧	

## ○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

## ○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
( 歳)		
延べ従事月数		

【税務署整理欄】

㉚ 〇〇〇〇

99 〇〇〇〇〇〇〇〇

○収入金額の明細

(令和二年分以降用)	農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額 円	家事消費額 円	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額 円	家事消費額 円	農産物の棚卸高			
					期首		期末						期首		期末	
					数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額
田		a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設	㎡	円	円	kg	円	kg	円
									②小計							
									農産物計 (A+B)	耕作面積 a				⑤		⑥
畑									畜産物その他	頭羽						
									③小計							
		④小計							合計 (A+B+C)		①	②				③

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	④償却率 又は 改定償却率	⑤本年中の 償却期間 月	⑥本年分の 普通償却費 (②×④×⑤) 円	⑦特別 償却費 円	⑧本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨事業専 用割合 %	⑩本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年月 ( )	( )	円		年		12	円		円		円	円	
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
計								12					⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

◎本年における特殊事情

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	①前年から の繰越額 円	育成費用の明細				⑤育成中の果 樹等から生じ た収入金額 円	⑥本年に取得 価額に加算する 金額(②-⑤) 円	⑦本年中に成 熟したものの 取得価額 円	⑧翌年への 繰越額 (⑦+⑧-⑥) 円	⑨②、④、⑥の 欄の金額の 計算方法	◎本年における特殊事情
			②本年中の 種苗費、種付 料、素畜費 円	③本年中の 肥料、農薬等 の投下費用 円	④小計 (②+③) 円	①						
		円	円	円	円	円	円	円	円			
計				④								

# 令和 年分収支内訳書（農業所得用）

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

控  
用

## 記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得（農業所得）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
- 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名称)
フリガナ 氏 名	電 話 番 号		電 話 番 号

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

整理番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	修 繕 費 ①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	家 事 消 費 金 額 ②	<input type="text"/>	<input type="text"/>	動 力 光 熱 費 ②	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	事 業 消 費	<input type="text"/>	<input type="text"/>	作 業 用 衣 料 費 ⑬	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	雑 収 入 ③	<input type="text"/>	<input type="text"/>	農 業 共 済 掛 金 ⑭	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	小 計 (①+②+③) ④	<input type="text"/>	<input type="text"/>	荷 造 運 賃 手 数 料 ⑮	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	農 産 物 の 期 首 ⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>	土 地 改 良 費 ⑯	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	棚 卸 高 期 末 ⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑰	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑱	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
経 費 額	雇 人 費 ⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑲	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨	<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	減 価 償 却 費 ⑩	<input type="text"/>	<input type="text"/>	㉑	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	貸 倒 金 ⑪	<input type="text"/>	<input type="text"/>	雑 費 ㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	利 子 割 引 料 ⑫	<input type="text"/>	<input type="text"/>	農 産 物 期 首 ㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	そ の 他 の 費	租 税 公 課 ⑴	<input type="text"/>	<input type="text"/>	棚 卸 高 期 末 ㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		種 苗 費 ⑵	<input type="text"/>	<input type="text"/>	経 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ⑵	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		素 畜 費 ⑶	<input type="text"/>	<input type="text"/>	小 計 (⑵-⑶までの計+⑵) ⑬	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	費 経 費	肥 料 費 ⑷	<input type="text"/>	<input type="text"/>	経 費 計 (⑧-⑫までの計+⑬) ⑭	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		飼 料 費 ⑸	<input type="text"/>	<input type="text"/>	専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑦-⑭) ⑮	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		農 具 費 ⑹	<input type="text"/>	<input type="text"/>	専 従 者 控 除 ⑯	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		農 薬 費 ⑺	<input type="text"/>	<input type="text"/>	所 得 金 額 (⑮-⑯) ⑰	<input type="text"/>	<input type="text"/>
農 衛 生 費 ⑻		<input type="text"/>	<input type="text"/>	⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
諸 材 料 費 ⑿	<input type="text"/>	<input type="text"/>					

## ○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 物	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
		延 日		
その他(人分)				
計			⑧	<input type="text"/>

## ○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

## ○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
( 歳)		
		延べ従事月数 <input type="text"/>



# 令和 〇〇 年分収支内訳書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

(令和二年分以降用)

令和 年 月 日  
(自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

住 所	フリガナ氏 名	事務所所在地
職 業	電 話 番 号	氏 名 (名称) 電 話 番 号

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

科 目	金 額 (円)
収入金額	
賃 貸 料 ①	
礼金・権利金料 ②	
その他の名義書換料 ③	
小 計 (②+③) ④	
計 (①+④) ⑤	
経費	
給料賃金 ⑥	
減価償却費 ⑦	
貸倒金 ⑧	
地代家賃 ⑨	
借入金利子 ⑩	
その他の経費	
租税公課 ⑪	
損害保険料 ⑫	
修繕費 ⑬	
雑費 ⑭	
小 計 (⑪~⑭までの計) ⑮	
経費計 (⑥~⑩までの計+⑮) ⑯	
専従者控除前の所得金額 (⑤-⑯) ⑰	
専 従 者 控 除 ⑱	
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲	
土地等取得のために要した負債の利子の額	

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 用 途 貸 地 (住宅用、住宅用以外等の別)	不 動 産 の 所 在 地	賃 借 人 の 住 所 ・ 氏 名	賃 貸 契 約 期 間	賃 付 積 面 積	本 年 中 の 収 入 金 額			保 証 金 敷 金 (期末残高)
					賃 貸 料 月 額	利 金 年 額	名 義 書 換 料 其 他	
			自 年 月 至 年 月	平方メートル	円	円	円	円
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
			自 年 月 至 年 月					
計					①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
( 歳)	月	円	円	円
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数		⑥	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】  
99 〇〇〇〇〇〇〇〇

○減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の償却 期間 月	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑧) 円	⑥割増(特別) 償却費 円	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧貸付 割合 %	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩未償却残高 (期末残高) 円	摘要	
		年 月	( )			年		— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
計								— 12					⑦			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金利子 円	左のうち必要 経費算入額 円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日 支払金額	左のうち必要 経費算入額 円
		・ 月 日	
		円	
		・ 月 日	
		円	
		・ 月 日	
		円	

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等		数量	用途・種類等		数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	一戸建	住宅用 以外 (事務所 店舗等)	建物	一戸建	駐車場	屋根付	台
		一戸建以外		一戸建以外	青空			
	土地	契約件数		土地	契約件数		m	
		総面積		総面積				

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 円

◎本年における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)



控  
用

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
- 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目		金 額 (円)					
収 入 金 額	賃 貸 料 ①						
	礼金・権利金料 ②						
	その他の収入 名義書換料 その他 ③						
	小 計 (②+③) ④						
計 (①+④) ⑤							
経 費	給 料 賃 金 ⑥						
	減 価 償 却 費 ⑦						
	貸 倒 金 ⑧						
	地 代 家 賃 ⑨						
	借 入 金 利 子 ⑩						
	そ の 他 の 経 費	租 税 公 課 ⑪					
		損 害 保 険 料 ⑫					
		修 繕 費 ⑬					
	雑 費 ⑭						
	小 計 (⑪~⑭までの計) ⑮						
経 費 計 (⑥~⑩までの計+⑮) ⑯							
専従者控除前の所得金額 (⑤-⑯) ⑰							
専 従 者 控 除 ⑱							
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲							
土地等取得のために要した負債の利子の額							

令和 〇〇 年分収支内訳書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

住 所	フリガナ 氏 名	⑩	事務所所在地
職 業	電 話 番 号		氏 名 (名称) 電 話 番 号

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 用 途 貸 地 (住宅用、住宅用以外等の別)	不 動 産 の 所 在 地	賃 借 人 の 住 所 ・ 氏 名	賃 貸 契 約 期 間	貸 付 面 積	本 年 中 の 収 入 金 額				保 証 金 敷 金 (期末残高)
					賃 貸 料		礼 金 利 新	名 義 書 換 料 そ の 他	
					月 額	年 額			
			自 年 月	平方メートル					
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
			自 年 月						
			至 年 月						
計						①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 賞 与	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
( 歳)	月	円	円	円
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数		⑥	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
		延べ従事月数

整理番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数 年	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の償却 期間 月	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑧) 円	⑥割増(特別) 償却費 円	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧貸付 割合 %	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩未償却残高 (期末残高) 円	摘要	
		年 月	( )			年		— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
		・	( )					— 12								
計								— 12					⑦			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金 円	左のうち必要 経費算入額 円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日 支払金額	左のうち必要 経費算入額 円
		・ 年 月 日 円	
		・ 年 月 日 円	
		・ 年 月 日 円	

○貸付不動産の保有状況 (空家(空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等		数量	用途・種類等		数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	一戸建	住宅用 以外 (事務所 店舗等)	建物	一戸建	駐車場	屋根付	台
		一戸建以外		建物	一戸建以外		青空	
	土地	契約件数		土地	契約件数			
		総面積		土地	総面積			

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 円

◎本年における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

○この用紙は  
控  
用  
です。  
申告には、必ず  
提出用  
を使  
って  
くだ  
さい。

# 令和 0 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所		フリガナ氏名 <span style="float: right;">㊦</span>	事務所所在地
事業所所在地		電 話 番 号 (自 宅) (事業所)	氏 名 (名称)
業 種 名	屋 号	加 入 団 体 名	電 話 番 号

整理番号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自   月   日 至   月   日)

提出用  
(令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		経	消耗品費 ⑰		繰 引 当 金 ・ 繰 入 金 等	貸倒引当金 ⑳		
	期首商品(製品) ②			減価償却費 ⑱					
	仕入金額(製品製造) ③			福利厚生費 ㉑					
	小計(②+③) ④			給料賃金 ㉒					
	期末商品(製品) ⑤			外注工賃 ㉓					
	差引原価(④-⑤) ⑥			利子割引料 ㉔					
差引金額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ㉕							
経 費	租税公課 ⑧		貸倒金 ㉖					青色申告特別控除前の所得金額 (⑳+㉓-㉔) ㉗	
	荷造運賃 ⑨							青色申告特別控除額 ㉘	
	水道光熱費 ⑩							所 得 金 額 (㉗-㉘) ㉙	
	旅費交通費 ⑪								
	通信費 ⑫								
	広告宣伝費 ⑬		雑 費 ㉚						
	接待交際費 ⑭		計 ㉛						
	損害保険料 ⑮		差引金額 ㉜						
修繕費 ⑯		(⑦-㉛) ㉝							

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

㉞		㉟	
㊱		㊲	
㊳		㊴	
㊵		㊶	

フリガナ  
氏名

整理番号

提出用  
(令和二年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等		
雑収入		
計		
うち軽減税率対象	うち 円	うち 円

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
	歳	月	円	円	円	円
その他(人分)						
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
		歳	月	円	円	円	円
計		延べ従事月数					

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

		金額
個別評価による本年分繰入額 <small>(「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑧欄の金額を書いてください。)</small>	①	円
一括評価による本年分繰入額	②	
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	③	
本年分繰入限度額 <b>(②×5.5% (金融業は3.3%))</b>	④	
本年分の貸倒引当金繰入額 <b>(①+④)</b>	⑤	

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

		金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	円 (赤字のときは0)
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦	円 (赤字のときは0)
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額 <small>(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)</small>
上記以外の場合	⑨	青色申告特別控除額 <small>(1.0万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額</small>

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却 期間	⑤ 本年分の普通償却費 (③×④×③)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専用割合	⑨ 本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ( )	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	

◎本年中における特殊事情

### 貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

### 製造原価の計算

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

(令和二年分以降用) ●65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	支 払 手 形	円	円
当 座 預 金			買 掛 金		
定 期 預 金			借 入 金		
そ の 他 の 預 金			未 払 金		
受 取 手 形			前 受 金		
売 掛 金			預 り 金		
有 価 証 券					
棚 卸 資 産					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建 物 附 属 設 備					
機 械 装 置					
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金		
工 具 器 具 備 品					
土 地					
事 業 主 貸			事 業 主 借		
			元 入 金		
			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

科 目		金 額
原 材 料 費	期首原材料棚卸高	①
	原 材 料 仕 入 高	②
	小 計 (①+②)	③
	期末原材料棚卸高	④
	差引原材料費 (③-④)	⑤
労 務 費		⑥
そ の 他 の 製 造 経 費	外 注 工 賃	⑦
	電 力 費	⑧
	水 道 光 熱 費	⑨
	修 繕 費	⑩
	減 価 償 却 費	⑪
		⑫
		⑬
		⑭
		⑮
		⑯
雑 費	⑰	
計	⑱	
総 製 造 費 (⑤+⑥+⑱)		⑲
期首半製品・仕掛品棚卸高		⑳
小 計 (⑲+⑳)		㉑
期末半製品・仕掛品棚卸高		㉒
製 品 製 造 原 価 (㉑-㉒)		㉓

(注) ㉓欄の金額は、1ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

# 令和 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所		フリガナ氏名		⑩	依頼事務所所在地
事業所在地		電話番号	(自宅) (事業所)		氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名			電話番号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月日 至 月日)

整理番号

控 用	科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目	金 額 (円)					
○申告には、必ず 提出用 を使ってください。	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	消耗品費	⑰	<input type="text"/>	<input type="text"/>	貸倒引当金	⑳	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	売上原価	期首商品(製品)卸高	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>	減価償却費	⑱	<input type="text"/>	<input type="text"/>		㉑	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		仕入金額(製品製造原価)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>	福利厚生費	㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>		㉒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		小計(②+③)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>	給料賃金	㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>		計	㉓	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		期末商品(製品)卸高	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>	給料賃金	㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>		専従者給与	㉔	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		差引原価(④-⑤)	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>	外注工賃	㉕	<input type="text"/>	<input type="text"/>		貸倒引当金	㉕	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	差引金額 (①-⑥)	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	利子割引料	㉖	<input type="text"/>	<input type="text"/>			計	㉖	<input type="text"/>	<input type="text"/>
経 費	租税公課	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>	地代家賃	㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>		青色申告特別控除前の所得金額 (㉗+㉓-㉔)	㉗	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	荷造運賃	⑨	<input type="text"/>	<input type="text"/>	貸倒金	㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>		青色申告特別控除額	㉘	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	水道光熱費	⑩	<input type="text"/>	<input type="text"/>		㉙	<input type="text"/>	<input type="text"/>		所得金額 (㉗-㉔)	㉙	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	旅費交通費	⑪	<input type="text"/>	<input type="text"/>		㉚	<input type="text"/>	<input type="text"/>						<input type="text"/>
	通信費	⑫	<input type="text"/>	<input type="text"/>		㉛	<input type="text"/>	<input type="text"/>				<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	広告宣伝費	⑬	<input type="text"/>	<input type="text"/>		雑費	㉜	<input type="text"/>	<input type="text"/>			<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	接待交際費	⑭	<input type="text"/>	<input type="text"/>		計	㉝	<input type="text"/>	<input type="text"/>			<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	損害保険料	⑮	<input type="text"/>	<input type="text"/>		差引金額 (⑦-㉝)	㉞	<input type="text"/>	<input type="text"/>			<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	修繕費	⑯	<input type="text"/>	<input type="text"/>								<input type="text"/>	<input type="text"/>	
												<input type="text"/>	<input type="text"/>	

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

令和   年分

フリガナ  
氏名

整理番号

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額		仕入金額	
	円		円	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
家事消費等	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑収入	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
うち軽減税率対象	うち	円	うち	円

控  
用

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額					
			給料賃金	賞与	合計						
	歳	月	円	円	円	円					
その他(人分)											
計	延べ従事月数	<input type="text"/>	<input type="text"/>			<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額			
				給料	賞与	合計				
		歳	月	円	円	円	円			
計	延べ従事月数	<input type="text"/>	<input type="text"/>				<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

		金額	円
個別評価による本年分繰入額 (「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑧欄の金額を書いてください。)	①		
一括評価による本年分繰入額	②		
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額			
本年分繰入限度額 (②×5.5% (金融業は3.3%))	③		
本年分繰入額	④		
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤		

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

		金額	円
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥		
青色申告特別控除前の所得金額 (1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦		
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧		
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)			
青色申告特別控除額	⑨		
①65万円又は55万円-⑧と⑦のいずれか少ない方の金額			
上記以外 の場合	⑧		
10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)			
青色申告特別控除額	⑨		
①10万円-⑧と⑦のいずれか少ない方の金額			

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。



○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑧)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ( )	円 ( )		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
			( )					12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 ..... 賃	
		権更 ..... 賃	

◎本年中における特殊事情

○この用紙は「控用」です。申告には必ず「提出用」を使ってください。



# 令和 年分所得税青色申告決算書 (不動産所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	フリガナ氏 名	⑩	依頼 事務所 所在地
職 業	電 話 番 号		氏 名 (名称) 電 話 番 号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自  月  日 至  月  日)

整理番号

提出用

(令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	賃 貸 料 ①	<input type="text"/>	必 要 経 費		⑬ <input type="text"/>
	礼 金・権 利 金 料 ②	<input type="text"/>			⑭ <input type="text"/>
		③ <input type="text"/>			⑮ <input type="text"/>
	計 ④	<input type="text"/>			⑯ <input type="text"/>
必 要 経 費	租 税 公 課 ⑤	<input type="text"/>	そ の 他 の 経 費 ⑰	<input type="text"/>	
	損 害 保 険 料 ⑥	<input type="text"/>	計 ⑱	<input type="text"/>	
要 経 費	修 繕 費 ⑦	<input type="text"/>	差 引 金 額 (④-⑱) ⑲	<input type="text"/>	
	減 価 償 却 費 ⑧	<input type="text"/>	専 従 者 給 与 ⑳	<input type="text"/>	
	借 入 金 利 子 ⑨	<input type="text"/>	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑲-⑳) ㉑	<input type="text"/>	
費	地 代 家 賃 ⑩	<input type="text"/>	青 色 申 告 (65万円又は55万円又は10万円と㉑のいずれか少ない方の金額) 特 別 控 除 額 ㉒	<input type="text"/>	
	給 料 賃 金 ⑪	<input type="text"/>	所 得 金 額 (㉑-㉒) ㉓	<input type="text"/>	
		⑫ <input type="text"/>	土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 し た 負 債 の 利 子 の 額	<input type="text"/>	

●下の欄には、書かないでください。

99

A

← [青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

← [㉓欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。





## 貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

(令和二年分以降用)

●65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	借 入 金	円	円
普 通 預 金			未 払 金		
定 期 預 金			保証金・敷金		
その他の預金					
受 取 手 形					
未 収 賃 貸 料					
未 収 金					
有 価 証 券					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建物附属設備					
構 築 物					
船 舶					
工具 器具 備品					
土 地					
借 地 権					
公共施設負担金					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青色申告特別控除 前の所得金額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

# 令和 0 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住 所		フリガナ 氏 名		依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
職 業		電 話 番 号			氏 名 (名称)
					電 話 番 号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書（自 0 月 0 日 至 0 月 0 日）

整理 番号									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	
控 用	賃 貸 料 ①	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	必 要 経 費	⑬	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
	礼 金・権 利 金 料 ②	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		⑭	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
	③	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		⑮	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
	計 ④	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		⑯	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
必 要	租 税 公 課 ⑤	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	費	そ の 他 の 経 費 ⑰	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
	損 害 保 険 料 ⑥	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		計 ⑱	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>
経 費	修 繕 費 ⑦	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	差 引 金 額 (④-⑱) ⑲	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	減 価 償 却 費 ⑧	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	専 従 者 給 与 ⑳	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	借 入 金 利 子 ⑨	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑲-⑳) ㉑	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	地 代 家 賃 ⑩	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	青 色 申 告 <small>(65万円又は55万円又は10万円と㉑のいずれか少ない方の金額)</small> 特 別 控 除 額 ㉒	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	給 料 賃 金 ⑪	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	所 得 金 額 (㉑-㉒) ㉓	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	
	⑫	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 し た 負 債 の 利 子 の 額	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	

提出用  
を  
使  
っ  
て  
く  
だ  
さ  
い。

← 青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

← ㉓欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。





○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	㊦ 取得価額 (償却保証額) 円	㊧ 償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	㊨ 償却率 又は 改定償却率	㊩ 本年中の償却 期間 月	㊪ 本年分の 普通償却費 (㊧×㊨×㊩) 円	㊫ 割増(特別) 償却費 円	㊬ 本年分の 償却費合計 (㊪+㊫) 円	㊭ 貸付 割合 %	㊮ 本年分の必要 経費算入額 (㊬×㊭) 円	㊯ 未償却残高 (期末残高) 円	摘要	
		年 月 ・	( )			年		12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
計								12								

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㊦欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円
		権更	
		賃	
		権更	
		賃	

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利子	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○この用紙は 控用 です。申告には必ず 提出用 を使ってください。



# 令和 0 年分所得税青色申告決算書 (現金主義用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日

収 支 計 算 書  
(自    月    日 至    月    日)

整理番号                              

住 所			フリガナ氏名			⑩	依頼事務所所在地		
事業所所在地			電話番号	(自宅)			氏名(名称)		
業種名	屋号		加入団体名				電話番号		

提出用

(令和二年分以降用)

科 目	金 額 (円)
収入	
売 上 ①	
家事消費等 ②	
雑 収 入 ③	
計 ④	
必要経費	
仕 入 ⑤	
給 料 賃 金 ⑥	
利 子 割 引 料 ⑦	
地 代 家 賃 ⑧	
減 価 償 却 費 ⑨	
⑩	
そ の 他 の 経 費 ⑪	
計 ⑫	
差引金額 (④ - ⑫) ⑬	
専従者給与等	
専 従 者 給 与 ⑭	
⑮	
計 ⑯	
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬ - ⑯) ⑰	
青色申告特別控除額 ⑱	
所得金額 (⑰ - ⑱) ⑲	

## ○青色申告特別控除額の計算

	金 額
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑳	(赤字のときは0) 円
10万円と㉑のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ㉑	
青色申告特別控除前の所得金額 (「収支計算書」の⑩欄の金額を書いてください。) ㉒	(赤字のときは0)
青色申告特別控除額 (「10万円-㉑」と㉒のいずれか少ない方の金額) ㉓	

## ○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計		延べ従事月数					

## ○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞 与	合 計	
	歳	月	円	円	円	円
その他 (人分)						
計		延べ従事月数				

●下の欄には、書かないでください。

㉔		㉕		㉖	
㉗		㉘		㉙	



# 令和 年分所得税青色申告決算書 (現金主義用)

住 所		フリガナ氏名		⑩	依頼事務所所在地
事業所所在地		電話番号	(自宅) (事業所)		氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名			電話番号

令和 年 月 日

収 支 計 算 書  
(自 月 日 至 月 日)

整理番号

控 用 ○申告には、必ず 提出用 を使ってください。

科 目	金 額 (円)
収入金額	
売 上 ①	<input type="text"/>
家 事 消 費 等 ②	<input type="text"/>
雑 収 入 ③	<input type="text"/>
計 ④	<input type="text"/>
必要経費	
仕 入 ⑤	<input type="text"/>
給 料 賃 金 ⑥	<input type="text"/>
利 子 割 引 料 ⑦	<input type="text"/>
地 代 家 賃 ⑧	<input type="text"/>
減 価 償 却 費 ⑨	<input type="text"/>
⑩	<input type="text"/>
そ の 他 の 経 費 ⑪	<input type="text"/>
計 ⑫	<input type="text"/>
差 引 金 額 (④-⑫) ⑬	<input type="text"/>
専従者給与等	
専 従 者 給 与 ⑭	<input type="text"/>
⑮	<input type="text"/>
計 ⑯	<input type="text"/>
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬-⑯) ⑰	<input type="text"/>
青色申告特別控除額 ⑱	<input type="text"/>
所 得 金 額 (⑰-⑱) ⑲	<input type="text"/>

## ○青色申告特別控除額の計算

	金 額
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額) ⑳	(赤字のときは0) 円
10万円と㉑のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。) ㉑	
青色申告特別控除前の所得金額 (「収支計算書」の⑩欄の金額を書いてください。) ㉒	(赤字のときは0)
青 色 申 告 特 別 控 除 額 (「10万円-㉑」と㉒のいずれか少ない方の金額) ㉓	

## ○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計		延べ従事月数	<input type="text"/>				<input type="text"/>

## ○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事月数	本年中に支給した金額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞 与	合 計	
	歳	月	円	円	円	円
その他( 人分)						
計		延べ従事月数	<input type="text"/>			<input type="text"/>

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	⑤ 本年 中の償却 期間 月	⑥ 本年 分の 普通償却費 (④×⑤×⑧) 円	⑦ 割増(特別) 償却費 円	⑧ 本年 分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨ 事業専 用割合 %	⑩ 本年 分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (年末残高) 円	摘要
		年 月	( )			年		12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
		・	( )					12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	年末現在の借入金等の金額 円	本年中に支出した 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した 報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した 賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

◎本年における特殊事情

○この用紙は 控用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

令和  年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名 称)
フリガナ氏 名	電 話 号		電 話 号

整理番号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自  月  日 至  月  日)

提出用 (令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入	販 売 金 額 ①		経 費	作 業 用 衣 料 費 ⑮		差 引 金 額		
	家 事 消 費 金 額 ②			農 業 共 済 掛 金 ⑰			( ⑦ - ⑳ )	⑳
	雑 収 入 ③			減 価 償 却 費 ⑳		繰 引 当 金	貸 倒 引 当 金 ㉑	
	小 計 (①+②+③) ④			荷 造 運 賃 手 数 料 ㉒			⑳	
金 額	農 産 物 の 棚 卸 高		雇 人 費 ㉓		繰 入 額 等	計	㉒	
	期 首 ⑤		利 子 割 引 料 ㉔			専 従 者 給 与 ④①		
	期 末 ⑥		地 代 ・ 賃 借 料 ④②		貸 倒 引 当 金 ④②			
	計 (④-⑤+⑥) ⑦		土 地 改 良 費 ④③		計	④③		
経 費	租 税 公 課 ⑧			④④		計	④④	
	種 苗 費 ⑨			④⑤		青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑳+④③-④④)	④⑤	
	素 畜 費 ⑩			④⑥		青 色 申 告 特 別 控 除 額 ④⑦		
	肥 料 費 ⑪			④⑦		所 得 金 額 (④⑤-④⑦)	④⑦	
	飼 料 費 ⑫			④⑧		④⑧のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		
	農 具 費 ⑬			④⑨				
	農 薬 費 ⑭			④⑩		●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。		
	諸 材 料 費 ⑮			④⑪		●下の欄には、書かないでください。		
	修 繕 費 ⑯			④⑫				
	動 力 光 熱 費 ⑰			④⑬				
			計 (⑮+⑯-⑰-⑱) ⑳					

⑳  (A) (B)

フリガナ  
氏名

整理  
番号

Ⓐ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区 分	作付面積 (飼育) 頭羽数	本 年 収 穫 量 (生産頭羽数)	農 産 物 の 高		販 売 金 額	家 事 消 費 事 業 消 費 金 額	農 産 物 の 高	
			数 量	金 額			数 量	金 額
田	a	kg	kg	円	円	円	kg	円
畑	果 樹							
特殊施設	ni							
農 産 物 計	耕作面積 a			⑤				⑥
畜産物その他	頭羽	頭羽						
合 計					①	②		

区 分	金 額
	円
合 計	③

Ⓑ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区 分	期 首 棚 卸 高		期 末 棚 卸 高	
	数 量	金 額	数 量	金 額
未収穫農産物		円		円
販売用動物				
種苗飼料肥料農薬諸材料				
その他				
合 計		②		③

Ⓒ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他( 人分)					
計				②	

Ⓓ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従 事月数			④	

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②、③、③、④の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②、③、③、④の欄に移記してください。

提出用  
(令和二年分以降用)



㊦ 減価償却費の計算

令和二年分以降用

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑦ 割増(特別) 償却費	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑦)	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	円		年		月 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	円	円	円	%	円	円	
計													⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

㊧ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育 成 費 用 の 明 細				② 本年中に成 熟したものの 取得価額	③ 翌年への 繰越額 (①+②-④)	④、⑤、⑥の金額の 計 算 方 法
			④ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑤ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	⑥ 小 計 (④+⑤)	⑦ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額			
		円	円	円	円	円	円	円	
計					④				

㊨ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面 積 積 量 a・kg	支 払 額
			円

㊩ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中 の 利子 割 引 料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

㊪ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

(注) ⑩、④の金額は、それぞれを1ページの⑩、④の欄に移記してください。



# 令和 00 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住 所		業 種 名		依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	フリガナ氏名 <span style="float: right;">㊦</span>		農 園 名		氏 名 (名称)
		電 話 番 号		電 話 番 号	

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 00 月 00 日 至 00 月 00 日)

整理番号 0000000000

控 用 ○申告には、必ず 提出用 を使ってください。	科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)								
	収 入 金 額	販 売 金 額 ①						経 費	作 業 用 衣 料 費 ⑱						差 引 金 額 (⑦-⑳)	⑳							
		家 事 消 費 金 額 ②							農 業 共 済 掛 金 ⑲														
		雑 収 入 ③							減 価 償 却 費 ⑳							繰 戻 額 等	貸 倒 引 当 金 ㉑						
		小 計 (①+②+③) ④							荷 造 運 賃 手 数 料 ㉒														
		農 産 物 の 棚 卸 高	期 首 ⑤							雇 人 費 ㉓							各 種 引 当 金 ・ 繰 入 額 等	計					
			期 末 ⑥							利 子 割 引 料 ㉔													
		計 (④-⑤+⑥) ⑦								地 代 ・ 賃 借 料 ㉕							繰 入 額 等	専 従 者 給 与 ㉖					
		租 税 公 課 ⑧																					
		経 費	種 苗 費 ⑨															貸 倒 引 当 金 ㉗					
			素 畜 費 ⑩																				
	肥 料 費 ⑪														計								
	飼 料 費 ⑫														青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑳+㉑-㉒)								
	農 具 費 ⑬														青 色 申 告 特 別 控 除 額 ㉓								
	農 薬 費 ⑭														所 得 金 額 (㉔-㉓)								
	諸 材 料 費 ⑮														④⑧のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額								
	修 繕 費 ⑯																						
	動 力 光 熱 費 ⑰																						
									経 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ㉔														
								計 (⑰+⑱-㉔-㉕)															

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

# 令和 0 年分

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

整理番号                        

㊦ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

控 用	区 分	作付面積 (飼育) 頭羽数	本 年 収 穫 量		農 産 物 の 期 首 棚 卸 高		販 売 金 額	家 事 消 費 事 業 消 費 金		農 産 物 の 期 末 棚 卸 高	
			kg	kg	kg	円		円	円	kg	円
田		a									
畑	果										
	樹										
特殊施設		ni									
農 産 物 計	耕作面積	a			⑤					⑥	
畜産物その他	頭羽		頭羽								
合 計						①	②				

雑 収 入	区 分	金 額
		円
	合 計	③

㊧ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区 分	期 首 棚 卸 高		期 末 棚 卸 高	
	数 量	金 額	数 量	金 額
未收穫農産物		円		円
販売用動物				
種苗飼料肥料農薬諸材料				
その他				
合 計		②		③

㊨ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他( 人分)					
計				②	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>

㊩ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従 事月数			④	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②、③、③、④の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②、③、③、④の欄に移記してください。

㊦ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑦ 割増(特別) 償却費	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑦)	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	円		年		月 — 12 — 12 — 12 — 12 — 12 — 12 — 12	円	円	円	%	円	円	
計													⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

㊧ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育 成 費 用 の 明 細					② 本年中に成 熟したもの の取得価額	③ 翌年への 繰越額 (①+②-④)	④、⑤、⑥の金額の 計 算 方 法
			④ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑤ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	⑥ 小 計 (④+⑤)	⑦ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑧ 本年に取得 価額に加算する 金額(⑦-⑧)			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					④					

㊨ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積 積数	支払額
		a*kg	円

㊩ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中の 利子 割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

㊪ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年 中の 報酬 等の 金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

(注) ⑩、④の金額は、それぞれを1ページの⑩、④の欄に移記してください。

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。



# 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名	
------------------------	--	------------	--

①

のりしろ

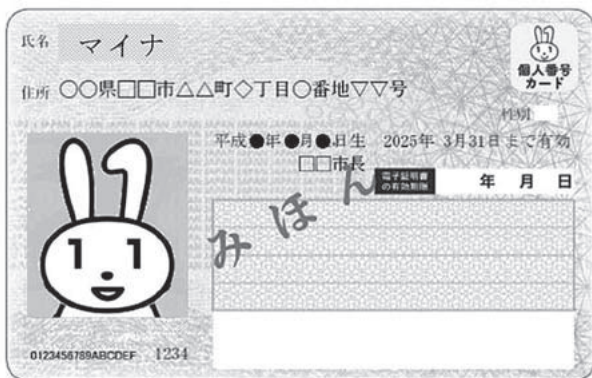
## 本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

### ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)



(裏面)



### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「**I 番号確認書類**」の**写し**と「**II 身元確認書類**」の**写し**をそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### I 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の**写し**》  
 ・通知カード  
 (現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。)  
 ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ



#### II 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の**写し**》

・運転免許証  
 ・身体障害者手帳  
 ・公的医療保険の被保険者証  
 (写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。)  
 ・パスポート  
 ・在留カード

などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類(該当するものに限ります。)などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ

⑤ のりしろ

社会保険料  
(国民年金・国民年金基金)  
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

④ のりしろ

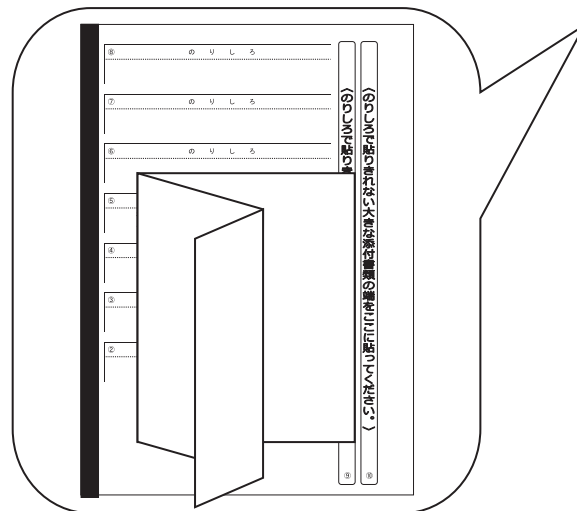
生命保険料控除関係書類

③ のりしろ

地震保険料控除関係書類

② のりしろ

寄附金控除関係書類



〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑨

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑩



特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

## 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、個人が、租税特別措置法第28条に定めるところにより、特定の基金に対する負担金等につき、必要経費に算入をする場合に使用します。

この明細書は、確定申告書に添付してください。

なお、解約返戻金の支払を受けた場合は、事業所得に係る総収入金額に算入する必要があります。

### ○ 記載要領

- 1 「①」欄は、負担金又は掛金を支出した基金ごとに、基金を運用する法人名を記載します。
- 2 「②」欄は、負担金又は掛金を支出した基金ごとに、その基金名を記載します。
- 3 「③」欄は、負担金又は掛金を支出した基金が租税特別措置法施行令第18条の4第2項に規定する基金又は同条第3項に規定する公益法人等に該当する場合は、指定を受けた告示の番号を記載します。
- 4 「④」欄は、支出した負担金又は掛金の額を基金ごとに記載します。
- 5 「⑤」欄は、「④」欄のうち必要経費に算入した金額を記載します。

# 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

(            年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。書き方については裏面を読んでください。

## 1 損失額又は所得金額

A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得 (申告書B第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額(赤字のときは0)」の合計額)				①	円		
所得の種類		A 差引金額	B 「譲渡」の通算後	C 特別控除額	D 損失額又は所得金額		
B 譲 渡	短 期	分譲譲渡	円	円	②	円	
		総合譲渡		円	③		
	長 期	分譲譲渡				④	
		総合譲渡			円	⑤	
	一 時			(赤字のときは0)		⑥	
C	山 林				⑦		
D	退 職	円			⑧	(赤字のときは0)	
E	一般株式等 の 譲 渡					⑨	
	上場株式等 の 譲 渡					⑩	
	上場株式等 の 配 当 等		(赤字のときは0)	円		⑪	
F	先物取引等					⑫	(赤字のときは0)

## 2 損益の通算

所得の種類		A 通 算 前	B 第 1 次通算後	C 第 2 次通算後	D 第 3 次通算後	E 損失額又は所得金額
A	公的年金等に係る 雑所得以外の経常所得	①	第 1 次 通 算	第 2 次 通 算	第 3 次 通 算	円
B 譲 渡	短 期	③	第 1 次 通 算	第 2 次 通 算	第 3 次 通 算	
	長 期	④ △				
	分譲譲渡 (特定損失額)					
	総合譲渡	⑤				
	一 時	⑥				
C	山 林	----->	⑦			
D	退 職	----->		⑧		
損失額又は所得金額の合計額						⑬

## 3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(5)	⑪ 欄 の 金 額	円
(2)	④ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(6)	⑫ 欄 の 金 額	円
(3)	⑨ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(7)	⑬ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円
(4)	⑩ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(8)	公的年金等に係る雑所得 以外の合計所得金額 (①~⑦の合計の金額)	円 <small>(申告書B第一表の⑬欄に転記します。)</small>

# 書 き 方

## 1 「損失額又は所得金額」の各欄

(1) 「A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得」欄  
申告書B第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額(赤字のときは0)」の合計額を記入します。なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、⑥の代わりに『確定申告の手引き』10頁のGの金額を合計します。

(2) 「B 譲渡・一時」欄  
分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所得がある場合に記入します。

イ 「A 差引金額」欄  
「分離譲渡」の各欄には『譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】』に記載した収入金額から必要経費等の金額を差し引いた金額を、「総合譲渡」の各欄には「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(注)」を差し引いた後の金額を、それぞれ記入します。

(注) 譲渡資産の取得費(既に必要経費として算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

ロ 「B 譲渡の通算後」欄  
a 「譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄は、次により記入します。  
・ 「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額が全て赤字(0を含みます。)又は黒字(0を含みます。)の場合には、「A 差引金額」欄の金額をそのまま転記します。

・ 「譲渡」の「A 差引金額」欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引後の金額を記入します(赤字の場合には金額の頭部に△を付けて記入します。)  
i 「短期・分離譲渡」の赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。

(注) それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益の通算をすることはできません。  
ii 「長期・分離譲渡」の赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。

(注) 引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額(居住用財産の譲渡損失)又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額をいいます。以下同じです。)の金額を除き、損益の通算をすることはできません。

iii 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きます(「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。)。ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」(特定損失額)の赤字の順に、「総合譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きます。

b 「一時」の「B 譲渡の通算後」欄は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を記入します。

ハ 「C 特別控除額」欄  
a 「総合譲渡」の「C 特別控除額」欄は、次により記入します。  
・ 「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が50万円までの場合…それぞれ「B 譲渡の通算後」欄の金額(赤字のときは0)を記入します。

・ 「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が50万円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ「総合譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の金額を記入します。ただし、「短期」と「長期」の合計額は50万円が限度になります。

b 「一時」の「C 特別控除額」欄は、「B 譲渡の通算後」の金額が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を記入します。

ニ 「D 損失額又は所得金額」欄  
「D 損失額又は所得金額」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の金額から「C 特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。

a 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て赤字(0を含みます。)の場合には次により記入します。  
・ 「総合譲渡」欄には、「B 譲渡の通算後」欄の赤字をそのまま転記します。

・ 「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離譲渡」の「B 譲渡の通算後」欄の赤字のうち、特定損失額がある場合には、その赤字を転記します。

b 「B 譲渡の通算後」欄の金額が全て黒字(0を含みます。)の場合には、そのまま転記します。

c 「B 譲渡の通算後」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」(特定損失額に限ります。)欄の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引後の金額を記入します。

それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」(特定損失額)欄の赤字がある場合には、引ききれない赤字を金額の頭部に△を付けて記入します。また、上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場合には「0」を記入します。

(3) 「C 山林」欄  
山林所得がある場合に、『山林所得収支内訳書(計算明細書)』で計算した山林所得の金額を記入します。山林所得の金額は、取用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例(措法33条の4)などを受けている方は、特別控除後の金額を記入します。

(4) 「D 退職」欄  
退職所得がある場合に記入します。  
イ 「A 差引金額」欄  
退職所得の収入金額の合計額から退職所得控除額(注)を差し引いた金額を記入します。

(注) 計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄  
「A 差引金額」欄の金額に0.5を乗じた金額(赤字のときは0)を記入します。

(5) 「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄  
「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄は、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に記入します。「上場株式等の配当等」欄は、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。

イ 「上場株式等の配当等」の「A 差引金額」欄  
分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額から、分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子(株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限り、ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。)の額を差し引いた金額(赤字のときは0)を記入します。

ロ 「D 損失額又は所得金額」欄  
a 「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額(「上場株式等の譲渡」欄にあつては、赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)』の⑤欄の金額の頭部に△を付した金額)を、それぞれ転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用されている方は、その「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑩欄の金額(赤字のときは『令和 年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除)』の⑩欄(一般株式等)又は⑪欄(上場株式等)の金額の頭部に△を付した金額)を転記します。

b 「上場株式等の配当等」の欄には、「A 差引金額」欄の金額を転記します。ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年年分の分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除(損益の通算)する場合は、『令和 年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)』の⑥欄の金額又は『令和 年分の所得税及び復興特別所得の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除)』に係る付表の⑬欄の金額を転記します。

(6) 「F 先物取引」欄  
分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の⑭欄の金額(赤字のときは0)を「D 損失額又は所得金額」欄に転記します。

2 損益の通算  
(1) 「A 通算前」の各欄、「山林」の「B 第1次通算後」欄及び「退職」の「C 第2次通算後」欄  
「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を転記します。ただし、「4」欄は、「1 損失額又は所得金額」の「4」欄が黒字(0を含みます。)の場合には転記しません。

(2) 「B 第1次通算後」の各欄  
イ 「A 通算前」のA、B欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「A 通算前」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「A 通算前」のA欄の金額が赤字でB欄の金額が黒字の場合…A欄の赤字をBの③から⑥欄の順に差し引きます。引ききれないためA欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付けて記入し、B欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

ハ 「A 通算前」のA欄の金額が黒字でB欄の金額が赤字の場合…B欄の赤字をA欄の黒字から差し引きます。引ききれないためB欄の赤字が残ったときは、残った赤字の金額を頭部に△を付けて記入し、A欄の黒字が残ったときは、残った黒字の金額を記入します。

(3) 「C 第2次通算後」の各欄  
イ 「B 第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「B 第1次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

ロ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

ハ 「B 第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合…C欄の赤字を、①から⑥欄の順に差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「C 第2次通算後」欄に記入します。

(4) 「D 第3次通算後」の各欄  
イ 「C 第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を②のハと同様に、「D 第3次通算後」欄に記入します。

ロ イ以外の場合…「C 第2次通算後」欄の金額をそのまま転記します。

(5) 「E 損失額又は所得金額」の各欄  
イ 「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額が黒字の場合…「E 損失額又は所得金額」の「譲渡・長期・総合譲渡、一時」欄には、「D 第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「D 第3次通算後」欄の金額を転記します。

(6) 「損失額又は所得金額の合計額」欄  
「E 損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し、その金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に△を付けて記入します。

3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算  
(1)~(6)欄については「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を、(7)欄については「2 損益の通算」の⑬の金額を、それぞれ転記します。

(8)欄の金額(①から⑦までの合計額)が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額となりますので、申告書B第一表の⑭欄に転記してください。

## 雑損失の金額の計算書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

この計算書は、災害により住宅や家財などに被害を受け、雑損失の金額のうちに災害関連支出がある場合に使用します。  
 なお、損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

### 1 損害の原因等

損害の原因		損害年月日	. .
-------	--	-------	-----

→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害の原因」欄及び「損害年月日」欄にそれぞれ転記します。

### 2 災害関連支出の内訳

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額	支払金額の内訳			A 原状回復のための支出額 (ハ×30%+イ)
					イ 原状回復のための支出金額	ロ 資本的支出の金額	ハイとロの区分が困難な金額	
原状回復のための支出			. .	円	円	円	円	円
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
			. .					
合 計								

区分	支払先の名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額	【備考】
				円	
取壊し、除去等の費用			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
合 計					

### 3 損失額の計算

区 分	住 宅 円	家 財 円	車 両 円			C 合 計 円
損 害 金 額 (「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を使用した場合には⑤、⑥、⑦の金額をそれぞれ「住宅」、「家財」又は「車両」の欄に記入します。)	①					
原 状 回 復 の た め の 支 出 額 ( 2 の A 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額 )	②					
①と②のいずれか大きい方の金額	③					
③から差し引く保険金等で補てんされる金額 (③の金額を超える場合は③の金額)	④	( )	( )	( )	( )	( )
③ - ④	⑤					
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度)	⑥					
取 壊 し、 除 去 等 の 額 の 合 計 額 ( 2 の B 欄 の 各 区 分 ご と の 金 額 )	⑦					
⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額)	⑧	( )	( )	( )	( )	( )
⑦ - ⑧	⑨					
災 害 関 連 支 出 の 金 額 ( ⑥ + ⑨ )	⑩					
損 失 額 の 計 ( ① + ⑩ )	⑪					

### 4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

	損 害 金 額 等 の 全 体 円	
損 害 金 額 ((③のC) + (⑦のC))	⑫	→⑫の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「損害金額」欄に転記します。
保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額 ( ④ の C ) + ( ⑧ の C )	⑬	→⑬の金額を申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「保険金などで補填される金額」欄に転記します。
差 引 損 失 額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭	
所 得 金 額	⑮	←この計算書の「書き方」をご覧ください。
⑮ × 0.1	⑯	
⑭ - ⑯	⑰	(赤字のときは0)
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩)	⑱	→申告書第二表「雑損控除に関する事項」の「差引損失額のうち災害関連支出の金額」欄に転記します。
⑱ - 50,000円	⑲	(赤字のときは0)
雑 損 失 の 金 額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額)	⑳	→申告書第一表「雑損控除」欄に転記します。
雑 損 控 除 額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額)	㉑	←⑮に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、この計算書の「書き方」をご覧ください。
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 ( ㉑ - ⑮ )	㉒	

# 書 き 方

この計算書は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書と一緒に提出してください。

記載に当たっては、次の点に注意してください。

## 1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「〇〇地震」などと、「損害年月日」にはその損害が生じた年月日を記入します。

## 2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

## 3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。  
なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を利用された方は、当該計算書の⑤、⑫、⑬欄の金額が被災直前の時価を基に計算した損害額となります。
- (2) 「原状回復のための支出額」②欄  
「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる金額」④欄  
原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③欄の金額が限度となります。）。  
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。
- (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄  
「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。
- (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄  
取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦欄の金額が限度となります。）。  
なお、受け取るべき保険金等の金額を括弧内に記入します。

## 4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

- (1) 「損害金額」⑫欄  
災害に係る損失金額でないその他の損失金額がある場合には、右側の「左のうち、その他の雑損失の金額」欄にその金額を記入します。
- (2) 「所得金額」⑮欄  
使用する申告書の区分に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。  
 申告書Aを使用する場合  
第一表の⑧欄の金額\_\_\_\_\_円+退職所得金額\_\_\_\_\_円 = 所得金額\_\_\_\_\_円  
 申告書Bを使用する場合  
第一表の⑫欄の金額\_\_\_\_\_円+退職所得金額\_\_\_\_\_円+山林所得金額\_\_\_\_\_円  
+申告分離課税の所得金額（特別控除前）\_\_\_\_\_円 = 所得金額\_\_\_\_\_円  
なお、前年以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。
- (3) 「雑損控除額」⑳欄  
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」と㉑欄の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- (4) 「翌年以後に繰り越す雑損失の金額」㉒欄  
⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(2)で計算した「所得金額」を㉑欄の金額から差し引いた金額を記入します。

# 被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

損害年月日	. . .	損害の原因		
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算				
住 宅 の 種 類	住宅・その他 ( )		住宅・その他 ( )	
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ( )		平屋・二階建・その他 ( )	
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ( )		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ( )	
住 宅 の 取 得 年 月	年 月		年 月	
住 宅 の 床 面 積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
被 害 の 区 分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下	
浸 水 時 間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満	
土 砂 ( 海 水 ) の 流 入	有 ・ 無		有 ・ 無	
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 ( _____ ) × 経過年数 ( _____ 年)	③		
	被災直前の時価相当額 ( (①・②) - ③ )	④		
	損害額 ( ④ × 被害割合 ( _____% ) )	⑤		
	保険金などで補てんされる金額	⑥		
	差引損失額 ( ⑤ - ⑥ )	⑦		
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円	円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦 ・ 独身)	⑨	円	円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円	
	被災直前の時価相当額 ( ⑨ + ⑩ )	⑪	円	円
	損害額 ( (⑧・⑪) × 被害割合 ( _____% ) )	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬		
	差引損失額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭		
3 車 両 の 損 失 額	普 通 ・ 軽 の 区 分		普 通 ・ 軽	普 通 ・ 軽
	取 得 年 月		年 月	年 月
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 ( _____ ) ( _____ 年)	⑯		
	被災直前の時価相当額 ( ⑮ - ⑯ )	⑰		
	損害額 ( ⑰ × 被害割合 ( _____% ) )	⑱		
	保険金などで補てんされる金額	⑲		
差引損失額 ( ⑱ - ⑲ )	⑳			
差 引 損 失 額 の 合 計 ( ⑦ + ⑭ + ⑳ )	㉑			



## 書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、( )内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑯欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm 超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm 超 4mm 以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm 以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注 1) 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したものとなっています。

(注 2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注 3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50% 以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70% 以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20% 以上 50% 未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20% 以上 70% 未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m 以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。</li> <li>なお、長期浸水 (24 時間以上) の場合には、各割合に 15% を加算した割合を使用します。</li> <li>「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m 以上 1.5m 未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m 未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100% とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡あたり）【令和2年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均		171	252	254	243
札幌局	北海道	179	295	(184)	(225)
仙台局	青森	(166)	(198)	(239)	(226)
	岩手	177	(220)	257	(206)
	宮城	172	(245)	(250)	(222)
	秋田	(168)	—	(225)	(202)
	山形	171	(21)	(232)	(155)
	福島	174	(208)	266	(225)
関東信越局	茨城	(168)	302	(249)	(222)
	栃木	(169)	(36)	(217)	(219)
	群馬	(168)	(182)	(250)	(225)
	埼玉	(163)	265	258	248
	新潟	179	314	(245)	(216)
	長野	189	283	275	(233)
東京局	千葉	(168)	(220)	(246)	244
	東京都	177	390	318	293
	神奈川	(166)	316	274	268
	山梨	183	—	268	(226)
金沢局	富山	178	(154)	(187)	(220)
	石川	174	338	(183)	(241)
	福井	171	—	(219)	247
名古屋局	岐阜	(170)	(211)	(190)	250
	静岡	178	—	(230)	248
	愛知	175	(232)	(242)	246
	三重	185	—	(231)	(242)
大阪局	滋賀	(163)	(129)	(228)	(227)
	京都	173	(239)	(253)	262
	大阪	(160)	(217)	(241)	(229)
	兵庫	(166)	(245)	(247)	(235)
	奈良	(163)	(145)	(248)	(219)
	和歌山	(161)	(233)	(207)	243
広島局	鳥取	179	(29)	(183)	(213)
	島根	176	—	(212)	(197)
	岡山	180	(120)	(215)	(228)
	広島	(170)	(241)	(225)	(239)
	山口	179	—	(226)	(236)
高松局	徳島	(167)	(236)	(186)	(198)
	香川	179	—	(216)	(206)
	愛媛	171	333	(182)	(218)
	高知	179	—	(205)	(225)
福岡局	福岡	(164)	(211)	(218)	(222)
	佐賀	(163)	(177)	(193)	(193)
	長崎	(169)	254	(217)	(187)
熊本局	熊本	171	(201)	(209)	(217)
	大分	(163)	(134)	(181)	(224)
	宮崎	(160)	(186)	(218)	(195)
	鹿児島	(168)	(182)	(206)	(222)
沖縄所	沖縄	179	(209)	(216)	(241)

（注）該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合（かっこ書き）又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注1）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

（注2）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。







## 年分 暗号資産の計算書（移動平均法用）

氏名 \_\_\_\_\_

1 暗号資産の名称

2 取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等		残高		
				数量	価額	数量	売却価額	数量	価額	単価
1	1	—	前年繰越			—	—	0.00	0	0.00
合計				0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00

3 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金（差益）	売却原価（取得価額）	手数料等	信用・証拠金（差損）	
0		0			0

【参考】

収入金額計	0
必要経費計	0

















年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0



年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0  
必要経費計 0



居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

(令和2年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
居住形態等 (Type of Resident Status)	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	
2 令和2年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2020?)	<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	
4 令和2年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2020)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4(2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2020, did you receive any foreign source income during that period?) <input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円

一面

住所又は居所を有していた期間の確認表

Confirmation Table of the Period of Resident Status

○ 平成22年1月1日から令和元年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2010~2019).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Year)	(Month)	(Day)	～	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							年 月 日		
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.									

二面

○ 令和2年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2020.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month)	(Day)	～	(Month)	(Day)	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
月	日	～	月	日	年	月	日		
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							年 月 日		
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.									

(令和2年分)

## Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

### [1] Resident

A person who has a “JUSHO” (domicile) in Japan, or has had a “KYOSHO”(residence) in Japan for one year or more.

**NOTE : In general, you have a “JUSHO” in Japan if your base of living is in Japan, and you have a “KYOSHO” in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your “JUSHO”.**

#### (i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her “JUSHO” or “KYOSHO” in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

#### (ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

### [2] Non-resident

A person other than resident.

## Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

### SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION	INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
		PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable	
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
CLASSIFICATION	DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME	
NON-RESIDENT	Taxable in principle	Not Taxable	

**NOTE:** Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as “domestic source income”, whether they are paid in Japan or abroad.

## “Confirmation Table of the Period of Resident Status”

- “Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.
  - To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.
- In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

## 「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
  - その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴
- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。

個人番号(Individual Numbers)									

## \*年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書

(所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書)

Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction Quasi-Final Return (Under Article 172, Paragraph 1 of the Income Tax Law and Article 17, Paragraph 5 of Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake)



\* Calendar year for which you file this Return

税務署長 Name of the Tax Office where your return should be filed	(Year) (Month) (Date) 年 月 日 Date of filing your return
--	--

氏名 Name(last,first,middle initial)	署名 Signature	
住所又は居所 Domicile or residence	電話番号 Telephone number - -	
生年月日 Date of birth	年 月 日	国籍 Nationality

下記事項を記入してください。  
Please fill out the following items.

当初の入国許可年月日 The date of original entry into Japan	年 月 日	在留期間 The period you are permitted to stay in Japan	From 年 月 日から To 年 月 日まで
在留資格 Your visa status in Japan		この申告に係る非居住者期間 The period in this tax year you were classified as a non-resident(Enter the beginning and ending dates during this calendar year.)	From 年 月 日から To 年 月 日まで
日本における勤務、人的役務の内容 Description of employment or other personal services performed in Japan			

### 1. 給与又は報酬の明細 (Details of your income)

源泉徴収の方法により納付済のものは記入しないでください。  
(Do not enter receipts from which income tax and special income tax for reconstruction has been withheld at source.)

所得の種類(該当する所得を○で囲む) Type of income(circle the applicable income.)	給与所得・退職所得・人的役務の提供による所得 Employment income・Retirement income・Income from the provision of personal services	
支払者の氏名又は名称 Name or title of the payer	支払者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 Domicile residence place of head office or place of main office of the payer	収入金額 Amount of receipts
	課税所得金額 Amount of taxable income (The same amount of receipts.)	①

### 2. 納める税金の計算 (Calculation of your tax)

課税所得金額 (Amount of taxable income)	所得税の税率 (Income tax rate)	所得税額 (基準所得税額) (Amount of (base) income tax)
①	$\times \frac{20}{100} =$	②

(1,000円未満の端数は切り捨ててください。)  
(Any fractional sum of less than ¥1,000 shall be discarded.)

基準所得税額 (Amount of base income tax)	復興特別所得税の税率 (Special income tax for reconstruction rate)	復興特別所得税の額 (Amount of special income tax for reconstruction)
②	$\times \frac{2.1}{100} =$	③

所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (②+③) (Amount of income tax and special income tax for reconstruction)	=	円
--	---	---

(黒字の場合100円未満の端数は切り捨ててください。)  
(Any fractional sum of less than ¥100 shall be discarded in case of black.)

税理士  
署名  
電話番号 - -

整理番号	納管事業	住民	検算	通信日付印の年月日	一連番号
0				年 月 日	
番号確認	身元確認	確認	書類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )			

## 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書の説明

- この申告書は非居住者（日本に住所がなく、かつ、1年以上居所を有しない個人をいいます。）が日本国内に源泉のある給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得を有しているが所得税法第212条及び第213条の規定による所得税並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定による復興特別所得税の源泉徴収（税率20.42%）を受けていない場合（例えば支払地が国外の場合）に、源泉徴収に代えて申告納税するために使用します。  
（注）復興特別所得税は、平成25年から令和19年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。  
また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- この申告書を提出する際には、個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。  
なお、この申告書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- この申告書により申告すべき所得は次のとおりです。
  - 給与所得……給料、賃金、賞与又はこれらの性質を有する給与で、国内で行う勤務に基因するもの
  - 退職所得……退職手当その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与で受給者が居住者であった期間に行った勤務に基因するもの
  - 人的役務の提供による所得……例えば弁護士、公認会計士等の自由職業者、科学技術、経営管理等のコンサルタント、あるいは俳優音楽家等の芸能人又は職業運動家が国内において自己の役務を主たる内容とする役務の提供に基因して受ける報酬等
- 上記2の場合のほか、次の所得もこの申告の対象となります。
  - 内国法人の役員の国外勤務等に対する給与所得、退職所得
  - 居住者又は内国法人の運航する船舶又は航空機での勤務あるいは人的役務の提供を行い、あるいは行ったことに基因する給与所得、退職所得又は人的役務の提供による所得
- 非居住者が、例えば日本国内に事務所等事業を行う一定の場所を有して事業を行う場合などには、この申告書によらないで一般用申告書によって申告することとなりますのでご注意ください。
- この申告書の申告期限は所得が生じた年の翌年の3月15日であり、その申告期限が納期限です（3月15日が日曜日の場合には3月16日、土曜日の場合には3月17日が期限となります。）。ただし、その日までに日本に居所を有しなくなる場合には、その有しなくなる日までに申告・納付してください。

### Explanation of the "Income Tax and Special Income Tax For Reconstruction Quasi-Final Return"

- This form is to be used by a non-resident (an individual who is not domiciled in Japan nor has resided in Japan for one year or more) in declaring such income from Japanese source as employment income, retirement income or income from personal services, but which is not subject to withholding at the source at the rate of 20.42% by the application of the provisions of articles 212 and 213 of the Income Tax Law and article 28 of the Special Measures Act for the Reconstruction Funding After the Great East Japan Earthquake.  
NOTE: Special Income Tax For Reconstruction is calculated by multiplying the base income tax of respective years by 2.1% from 2013 through 2037.  
Also, when withholding tax is collected on the income arising during the period from January 1, 2013 through December 31, 2037, special income tax for reconstruction shall be collected together.
- When submitting this form, it is required to state the individual number in this form and to present your identification document or attach a copy of such document to this form.  
If you keep the copy of this form, please note sufficiently the treatment of the individual number, for example, you don't write the individual number on the copy. (If you make the copy with the duplicator, please take steps that the individual number doesn't be copied.)
- Includes the following : Income which should be declared on this form
  - Employment income--Salary, wages, bonuses or other earnings of the same nature which are based on the rendering of personal services performed in Japan.
  - Retirement income--A lump sum payment such as a severance allowance and the like received by a retiring employee and based on the rendering of personal services as employment duties performed in a period when the person receiving then was a resident of Japan.
  - Income from the provision of personal services--Remuneration, or other payments (a) received by attorneys; certified public accountants; scientific, technical or managerial consultants; public entertainers; athletes or other professionals and (b) based on personal services performed in Japan.
- Besides the income mentioned in section 2 above, the following are the types of income which should be declared on this form.
  - Employment income or retirement income based on personal services, such as employment duty performed outside Japan by an officer  
\* of a domestic corporation  
\* "Officer" means a director, auditor, supervisor or liquidator of a corporation as well as other persons specified by Cabinet Order among those engaged in managing the corporation.
  - Employment income, retirement income or income from personal services which are based on personal services performed on a ship or aircraft operated by a Japanese resident or a domestic corporation.
- The Final Return (for General Use) form should be used by a non-resident who conducts a business utilizing an office or any other fixed place of business within Japan.
- Please file this Return with the Tax Office by March 15 of the year following the year in which you earned the income mentioned above, and pay the tax by the same date. (When March 15 falls on Sunday, you must file the return and pay the tax by March 16. When March 15 falls on Saturday, you must file the return and pay the tax by March 17.) However, if by the said March 15, etc., you depart from Japan, you must file the return and pay the tax before you depart from Japan.**

年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
 兼 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除計算明細書


税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄( )
	給与の支払者の法人番号			
	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所	

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額) ①	円 ( )	円 ( )	円 ( )	円 ( )
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」) ②	円 ( % )	円 ( % )	円 ( % )	円 ( % )
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額 ③	円 ②と③の少ない方	円 ②と③の少ない方	円 ②と(③+④)又は(③+⑤)の少ない方	円 ②と③の少ない方
③×「居住用割合」 ④	円 ( % )	円 ( % )	円 ( % ) (注1)	円 ( % )
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額) ⑤	円 (最高 万円)	円 年間所得の見積額(3,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	円
特定増改築等の費用の額(注2) ⑥	円	円 (備考)	円	円
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注2) ⑦	円 (最高 万円)	円	円	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額( ) ⑧	円 (100円未満の繰上り控除) (最高 円)	円 重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(注3)	円 (100円未満の繰上り控除) (最高 円)	円 00

この申告書及び証明書は、なお、この用紙を計算明細書として使用し、年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。

年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

  様	左記の方が、 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。  年 月 日 税務署長 印
--	---

(証明事項)

①居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	②取得対価の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤取得対価等の額	⑥居住用割合	⑦連帯債務割合
年 月 日	円	%	%	円	%	%

⑧居住開始年月日	増改築等に関する事項			
	①増改築等の費用の額	②特定増改築等の費用の額	③居住用割合	④連帯債務割合
年 月 日	円	円	%	%

⑨特例期間(11年目~13年目)(※)における控除限度額(※) 年分~年分 円
---

(参考) 適用初年分の控除額 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。



年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 提出

住 所	(〒 _____ )
フリガナ	
氏 名	
電話番号	_____ - _____

居住開始年月日	年 月 日	確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けた年分	年分
請求事由	1 給与の支払者が前年と異なることとなったため 2 紛失のため 3 書面での交付をとりやめ、電子交付を希望するため（注） 4 電子交付をとりやめ、書面での交付を希望するため 5 その他（ _____ ）		

- (注) 1 証明書の電子交付の対象となる方は、居住開始年月日が平成31年1月1日以降の方で、マイナンバーカード等の電子証明書を利用して e-Tax で確定申告書又はこの交付申請書を提出された方に限ります。なお、証明書の内容によっては、電子交付を行うことができない場合があります。
- 2 証明書の内容を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。
- 3 マイナポータルアカウントをお持ちの方は、マイナポータルからも控除証明書を確認できます。

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類の対象年分	_____年分 から _____年分
-------------	--------------------

税務署整理欄	整理番号	0	
	来署者	本人等確認	委任事実等の確認
	本人	個人番号カード・免許証・他（ _____ ）	/
	代理人（上記以外）	個人番号カード・免許証・他（ _____ ）	

## 書 き 方

- 1 この申請書は、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付を受けようとする場合に提出するものです。
- 2 「居住開始年月日」欄及び「確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた年分」欄には、新築や購入した家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日及び確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分を記載してください。
- 3 「請求事由」欄は、該当の数字を○で囲んでください。  
なお、「その他」の場合には、( ) 内にその理由を記載してください。
- 4 「交付申請書類の対象年分」欄は、必要とする書類の「 \_\_\_\_\_ 年分から \_\_\_\_\_ 年分」欄に年分を記載してください。

※ 税務署の窓口で代理人の方がこの請求をする場合には委任状が必要です。  
詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

### 平成 22 年分以前の証明書又は申告書の再交付を申請される方へ

平成 24 年 6 月以後、この申請に基づき発行されるものは、年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書(以下「証明書」といいます。)と給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書(以下「申告書」といいます。)が兼用となっています。

給与等の支払者が変わった場合にも、今回交付をしたお手許にある残りの証明書兼申告書を新たな給与等の支払者に提出することにより、引き続き、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 委 任 状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

次に掲げる対象年分の年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の申請及び受領に関する権限

交付申請書類の対象年分	_____年分 から _____年分
-------------	--------------------

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_

(注) 必ず、委任者の方が自署してください。

氏 名 \_\_\_\_\_

□	□	□	□	□	□	□
様						

**来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。**

令和3年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

**令和3年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)**

**●予定納税について**

あなたの令和3年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和3年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書(B用)の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

**●予定納税額の納付について**

振替納税をご利用の方	<b>【引落日】</b> 第1期分:令和3年8月2日 第2期分:令和3年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	<b>【納付期間】</b> 第1期分:令和3年7月1日 ~ 同年8月2日 第2期分:令和3年11月1日 ~ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、御注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

**予定納税基準額の計算の基礎**

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額						
令和2年分の総所得金額(分離課税の所得は除かれています。)	①						円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時的各所得の金額	②						
差引総所得金額(① - ②)	③						
令和2年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④						
所得から差し引かれる金額	⑤						
課税される所得金額	③に対する金 額	⑥					
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	④に対する金 額	⑦					
	税 上の⑥に対する税額	⑧					
額 上の⑦に対する税額	⑨						
合 計	⑩						
配当控除、投資税額等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定住宅新築等特別税額控除)	⑪						
差引所得税額(⑩ - ⑪)	⑫						(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬		
所得税に係る源泉徴収税額(下の⑰の金額)	⑭		
再差引所得税額(⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮		(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯		
予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯)	⑰		

⑰の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分			金 額
令和2年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱		円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時的各所得に対するもの	⑲		
差 引 税 額 (⑱ - ⑲)	⑳		
⑳のうち所得税に係る源泉徴収税額 (⑳ × 100 / 102.1)	㉑		

詳しくは、同封の『令和3年分 予定納税について』をご覧ください。



□□□□□□□□
様

**来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。**

令和3年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略してあります。

**令和3年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用) 特別農業所得者**

**●予定納税について**

あなたの令和3年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和3年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

**●予定納税額の納付について**

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和3年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和3年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、御注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

**予定納税基準額の計算の基礎** ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和2年分の総所得金額(分離課税の所得は除かれています) ①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時的各所得の金額 ②	
差引総所得金額(① - ②) ③	
令和2年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額 ④	
所得から差し引かれる金額 ⑤	
課税される所得金額	
⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	
③に対する金額 ⑥	
④に対する金額 ⑦	
税 上の⑥に対する税額 ⑧	
上の⑦に対する税額 ⑨	
額 合 計 ⑩	
配当控除、投資税額等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定住宅新築等特別税額控除) ⑪	
差引所得税額(⑩ - ⑪) ⑫	(赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除等 ⑬	
所得税に係る源泉徴収税額(下の⑰の金額) ⑭	
再差引所得税額(⑫ - ⑬ - ⑭) ⑮	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1% ⑯	
予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯) ⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和2年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 ⑰	円
⑰のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時的各所得に対するもの ⑱	
差 引 税 額 (⑰ - ⑱) ⑲	
⑲のうち所得税に係る源泉徴収税額(⑲ × 100 / 102.1) ⑳	
⑳のうち源泉徴収税額(⑲ × 100 / 102.1) ㉑	

詳しくは、同封の『令和3年分 予定納税について』をご覧ください。

□□□□—□□□□□□
様

**来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。**

令和3年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略してあります。

**令和3年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)**

●予定納税について

あなたの令和3年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑳の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和3年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書(B用)の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分:令和3年8月2日 第2期分:令和3年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:令和3年7月1日 ～ 同年8月2日 第2期分:令和3年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、御注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

**予定納税基準額の計算の基礎**

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和2年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額 (① - ②)	③	
令和2年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額	⑥
	④に対する金額	⑦
課税される所得金額に対する税額	令和2年分の変動所得の超過額	⑧
	令和2年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
	差引金額 (⑧ - ⑨)	⑩
	調整所{(⑥ - ⑩ × 4/5)} 得金額又は(⑥ × 1/5)}	⑪
	特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫
	調整所得金額に対する平均税率及び税額	% ⑬
	特別所得金額に対する税額(⑫ × ⑬の平均税率)	⑭
⑦に対する税額	⑮	

課税される所得金額に対する税額(⑬ + ⑭ + ⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳	
再差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒	
予定納税基準額 (㉑ + ㉒)	㉓	

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和2年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額 (㉔ - ㉕)	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖ × 100 / 102.1)	㉗	

詳しくは、同封の『令和3年分 予定納税について』をご覧ください。

□	□	□	□	□	□	□
様						

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和 3 年 10 月 15 日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

**令和3年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用) 特別農業所得者**

●予定納税について

あなたの令和3年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉓の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和3年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第 1 期 分	円
	第 2 期 分	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和3年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和3年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、御注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

**予定納税基準額の計算の基礎**

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和2年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額 (① - ②)	③	
令和2年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額	⑥
	④に対する金額	⑦
課税される所得金額に対する税額	⑧	
令和2年分の変動所得の超過額	⑨	
令和2年分の変動所得たる雑所得の金額	⑩	
調整所{(⑥-⑩×4/5)} 得金額又は{(⑥×1/5)}	⑪	
特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫	
調整所得金額に対する平均税率及び税額	⑬	%
特別所得金額に対する税額(⑫×⑬の平均税率)	⑭	
⑦に対する税額	⑮	

課税される所得金額に対する税額(⑬+⑭+⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修 特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉓の金額)	⑳	
再差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ⑳)	㉑	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒	
予定納税基準額 (㉑ + ㉒)	㉓	

㉓の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和2年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔ 円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕
差引税額 (㉔ - ㉕)	㉖
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖ × 100 / 102.1)	㉗

詳しくは、同封の『令和3年分 予定納税について』をご覧ください。

□	□	□	□	□	□
殿					

税務署長 \_\_\_\_\_

印

### 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付でされた \_\_\_\_\_年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。

この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内ようになります。

区 分			① 更正前の額	② 更正後の額	③ 増減(△印)差額 (② - ①)	
所得金額	所得	①				
	所得	②				
	所得	③				
	所得	④				
	計 (総所得)	⑤				円
	所得	⑥				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 <small>（小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料）</small>	⑦				
	寡婦、ひとり親、障害者 労働学生、障害者	⑧				
	配偶者（特別）控除	⑨				
	扶養控除	⑩				
	基礎控除	⑪				
	⑦ から ⑫ までの計	⑫				
	雑医療費（特例）控除 <small>（預損）</small>	⑬				
	寄附金控除	⑭				
	所得控除額の計	⑮				
	課税される所得金額 <small>（⑮の金額を⑤⑥から順に控除）</small>	総所得	⑯			
		所得	⑰			
算出税額	⑰ に対する税額	⑱				
	⑰ に対する税額	⑲				
	計	⑳				
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉑				
	控除	㉒				
	控除	㉓				
差引所得税額 (㉑ - ㉒ - ㉓) <small>（引ききれないときは0）</small>			㉔			
災害減免額			㉕			
再差引所得税額 <small>（基準所得税額）</small> (㉔ - ㉕)			㉖			
復興特別所得税額 (㉖ × 2.1%)			㉗			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉗ + ㉘)			㉘			
外国税額控除等			㉙			
源泉徴収税額			㉚			
申告（納）税額			㉛		円	
予定納税額	第 1 期	㉜				
	第 2 期	㉝				
確定納税額 <small>(㉜ ㉝ ㉞)</small>	納付すべき税額	㉞				
	還付金の額に相当する税額	㉟				
差引減少(△印)する税額 (㉞ - ㉟)			㊱			



□□□□
□□□□

---

殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 年分所得税及び復興特別所得税の更正 通知書 加算税の賦課決定

\_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下の表の太い枠内ようになります。  
減少する

区 分	①	A 更正前の額	B 更正後の額	C 増減 (△印) 差額 (B - A)	
所得金額	所得			/	
	所得				
	所得				
	所得				
	計 (総所得)				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除			/	
	小規模企業等掛料控除				
	生命保険料控除				
	地震保険料控除				
	寡婦、ひとり親、障害者、学生、労働者、勤労学生、障害者控除				
	配偶者 (特別) 控除				
	扶養控除				
	基礎控除				
	⑥ から ⑪ までの計				
	雑損控除				
	医療費 (特例) 控除				
	寄附金控除				
	所得控除額の計				
	課税される所得金額 (⑤-⑮)				
	⑯ に対する税額				
所得税額から差し引かれる金額				/	
差引所得税額 (⑰-⑱-⑲-⑳)				/	
(引ききれないときは0)					
災害減免額					
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉑-㉒)					
復興特別所得税額 (㉓×2.1%)					
所得税及び復興特別所得税の額 (㉓+㉔)					
源泉徴収税額					
申告 (㉕-㉖) 税額					
予定納税額	第 1 期				/
	第 2 期				
差引納付すべき税額又は減少 (△印) する税額				/	
加算税	加算税の基礎となる税額				
	加算税の割合	%	%		
	加算税の額 (㉙×㉚)	円	円		

○ 納付すべき税額は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

また、本税 (上記㉚の太い枠内の金額) には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、別添の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

本表の二の二

## 【納付すべき税額がある方】

### 納付場所

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

### 延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間（日数）	延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て				確定申告期限の翌日から完納の日まで	
=					
365					

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

## 【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。





## 【納付すべき税額がある方】

- ※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
（注） コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

## 【減少する税額がある方】

- ※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。



- ※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）
- （注） コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。
- 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。
- また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

区 分		(A) 更正前の額	(B) 更正後の額	(C) 増減(△印)差額 (B) - (A)	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得 ⑨				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料等控除 ⑩			/	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑪				
	生命保険料控除 ⑫				
	寡労働者、学生、ひとり親、障害者控除 ⑬				
	配偶者(特別)控除 ⑭				
	扶養控除 ⑮				
	基礎控除 ⑯				
	⑩ から ⑮ までの計 ⑰				
	医療費(特例)控除 ⑱				
	寄附金控除 ⑲				
課税される所得金額 (⑲の金額を⑥、⑦、⑧、⑨から順に控除)	総所得 ⑳			/	
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
	所得 ㉓				
算出税額	㉑ に対する税額 ㉔			/	
	㉒ に対する税額 ㉕				
	㉓ に対する税額 ㉖				
	計 ㉗				
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉘			/	
	控除 ㉙				
	控除 ㉚				
差引所得税額(㉗-㉘-㉙-㉚) (引ききれないときは0)		㉛		/	
災害減免額		㉜			
		㉝			
再差引所得税額(基準所得税額) (㉛-㉜-㉝)		㉞			
復興特別所得税額 (㉞ × 2.1%)		㉟			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉞ + ㉟)		㊱			
外国税額控除等		㊲			
		㊳			
源泉徴収税額		㊴			
申告納税額 (㊱ - ㊲ - ㊳ - ㊴)		㊵	円		
予定納税額	第 1 期 ㊶			/	
	第 2 期 ㊷				
確定納税額 (㊵ - ㊶ - ㊷)	納付すべき税額 ㊸			/	
	還付金の額に相当する税額 ㊹				
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊺			/	
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊻				
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊸ - ㊹ - ㊺ + ㊻)		㊼			
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊽	円	円	/	
	加算税の割合 ㊾	%	%		
	加算税の額 (㊽ × ㊾)	円	円		
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊿			/	
	加算税の割合 ①	%	%		
	加重分の加算税の割合 ②				
	加算税の額 (② × (② + ③))	円	円		
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		④		/	
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		⑤			
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		⑥			

特農  
青・白

別 表 (減額申請の承認通知書用)

年分

(整理番号)

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		①	②	③	
		前の額	後の額	増減 (△印) 差額 ( ② - ① )	
所得金額	所得 ①	円	円	/	
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計 (総所得) ⑥				円
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
	所得 ⑨				
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 ⑩			/	
	生命保険料、地震保険料控除 ⑪				
	寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者控 ⑫				
	配偶者 (特別) 控除 ⑬				
	扶 養 控 除 ⑭				
	基 礎 控 除 ⑮				
	⑩ から ⑮ までの計 ⑯				
	雑損、医療費 (特例) 控除 ⑰				
	寄 附 金 控 除 ⑱				
	所得控除額の計 ⑲				
課税される所得金額 ( ⑲ の金額を ⑥、⑦、⑧、⑨ から順に控除 )	総所得 ⑳			/	
	所得 ㉑				
	所得 ㉒				
	所得 ㉓				
算出税額	㉔ に対する税額 ㉔			/	
	㉕ に対する税額 ㉕				
	㉖ に対する税額 ㉖				
	㉗ に対する税額 ㉗				
	計 ㉘				
税金から差し引かれる金額	控 除 ㉙			/	
	控 除 ㉚				
	控 除 ㉛				
差引所得税額 ( ㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛ ) (引ききれないときは0)		㉜		/	
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額等		㉝			
		㉞			
所得税に係る源泉徴収税額		㉟			
再差引所得税額 ( ㉜ - ㉝ - ㉞ - ㉟ ) (引ききれないときは0)		㊱			
㊱ × 2.1%		㊲			
申告納税見積額 ( ㊱ + ㊲ )		㊳	円		
予定納税額	第 1 期	㊴			
	第 2 期	㊵			

特農  
青・白

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。  
 ただし、加重分等の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の⑳欄の金額を基にして「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

令和 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
		前の額		後の額		隠蔽仮装事由部分の額		① 隠蔽仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (② - ③)		④ 不正当事由部分の額		⑤ 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (⑥ - ⑦)														
所得金額	総所得	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得金額	総所得	①																								
	所得	②																								
	所得	③																								
所得金額から差し引かれる金額		④																								
課税される額	総所得	⑤																								
	所得	⑥																								
	所得	⑦																								
算出税額	⑤に対する税額	⑧																								
	⑥に対する税額	⑨																								
	⑦に対する税額	⑩																								
	計	⑪																								
所得税額から差し引かれる金額		⑫																								
差引所得税額 (⑩-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																								
災害減免額		⑭																								
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬ - ⑭)		⑮																								
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)		⑯																								
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮+⑯)		⑰																								
外国税額控除等		⑱																								
源泉徴収税額		⑲																								
申告納税額 (⑰ - ⑱ - ⑲)		㉑																								
予定納税額		㉑																								
確定納税額	納付すべき税額	㉒																								
	還付金相当額	㉓																								
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	㉔																								
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉕																								
増差税額 (②、④、⑤は①との増差税額)		㉖																								
加算税の基礎となる税額		㉗																								

# 加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の㉗欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法による加算税の5%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額		円	円
累積増差税額	年 月 日の 分	②	
	年 月 日の 分	③	
	年 月 日の 分	④	
	年 月 日の 分	⑤	
	年 月 日の 分	⑥	
① から ⑥ の 計		⑦	
期限内申告税額	年 月 日の 確定申告分	⑧	
	外国税額控除額	⑨	
	源泉徴収税額	⑩	
	予定納税額	⑪	
	災害減免額	⑫	
	⑧ から ⑫ の 計	⑬	
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額		⑭	
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額		⑮	
加重加算税の対象となる税額		⑯	
国税通則法	通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑯) (1万円未満の端数切捨て)	
	加重分	⑰	円
	加重分	加算税の額 (⑰×%)	
	加重分	⑱	円
国外財産調書又は財産債務調書	軽減分 5%	加算税の基礎となる税額	
	軽減分 5%	⑲	円
	加重分 5%	加算税の基礎となる税額	
	加重分 5%	⑳	円
	加重分 10%	加算税の基礎となる税額	
	加重分 10%	㉑	円
過少申告加算税の額 (⑱+⑳-㉑+㉒+㉓)		㉔	円

付表の八の三

## 加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑳欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法による加算税の5%加重措置
- 国税通則法による加算税の10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額		円	円
累積納付税額	年 月 日の 分	②	
	年 月 日の 分	③	
	年 月 日の 分	④	
	年 月 日の 分	⑤	
	年 月 日の 分	⑥	
① から ⑥ の 計		⑦	
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額		⑧	
重加算税の対象となる税額		⑨	
国 税 通 則 法 外 国 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	通常分	加算税の基礎となる税額 (①-⑨) (1万円未満の端数切捨て)	⑩
	5%加重分	加算税の額 (⑩×%)	円
	5%加重分	加算税の基礎となる税額 (⑧-⑨) (1万円未満の端数切捨て)	⑫
	5%加重分	加算税の額 (⑫×5%)	円
	10%加重分	加算税の基礎となる税額 (⑩) (1万円未満の端数切捨て)	⑭
	10%加重分	加算税の額 (⑭×10%)	円
	5%軽減分	加算税の基礎となる税額	⑯
	5%軽減分	加算税の額 (⑯×5%)	円
	5%加重分	加算税の基礎となる税額	⑰
	5%加重分	加算税の額 (⑰×5%)	円
	10%加重分	加算税の基礎となる税額	⑱
	10%加重分	加算税の額 (⑱×10%)	円
無申告加算税の額 (⑪+⑬+⑮-⑰+⑲+⑳)		㉒	

付表の八の四



国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置  
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の⑳欄の太枠内に記載しています。

令和 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
所得金額	総所得	①																										
	所得	②																										
	所得	③																										
所得金額から差し引かれる金額		④																										
課税される額	総所得	⑤																										
	所得	⑥																										
	所得	⑦																										
算出税額	⑤に対する税額	⑧																										
	⑥に対する税額	⑨																										
	⑦に対する税額	⑩																										
	計	⑪																										
所得税額から差し引かれる金額		⑫																										
差引所得税額 (⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																										
災害減免額		⑭																										
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬-⑭)		⑮																										
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)		⑯																										
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑮+⑯)		⑰																										
外国税額控除等		⑱																										
源泉徴収税額		⑲																										
申告納税額 (⑰-⑱-⑲)		㉑																										
予定納税額		㉒																										
確定納税額	納付すべき税	㉓																										
	還付金相当額	㉔																										
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	㉕																										
	減少する所得税額に 係る還付加算金	㉖																										
増差税額 (㉓、㉔、㉕、㉖) は ㉑との増差税額		㉗																										
加算税の基礎 となる税額		㉘																										

付表の八の五